

霧島市環境基本計画策定業務

既存資料調査

報告書

平成19年3月

霧島市 生活環境部 環境衛生課

目 次

1. 自然環境	1
(1) 気 象	1
(2) 地形・地質	2
(3) 水 象	5
(4) 動植物	7
2. 生活環境	41
(1) 大気環境	41
(2) 水環境	47
(3) 騒 音	54
(4) 公害苦情件数	55
(5) ごみ処理状況	56
(6) 生活排水処理状況	58
3. 社会環境	59
(1) 人口・世帯数	59
(2) 土地利用	61
(3) 産 業	62
(4) 交 通	70
(5) 文化財	75
(6) 公園・緑地	79
4. 地球環境	81
(1) 地球温暖化	81
(2) オゾン層の破壊	82
(3) 酸性雨	83
5. 関連計画	84
(1) 新市まちづくり計画	84
(2) 霧島市一般廃棄物処理基本計画	85
(3) 錦江湾みらい総合戦略	86
(4) 第4期鹿児島湾ブルー計画（第4期鹿児島湾水質環境管理計画）	86
6. 関係法令	88
(1) 霧島市環境基本条例	88
(2) 環境基準等	91

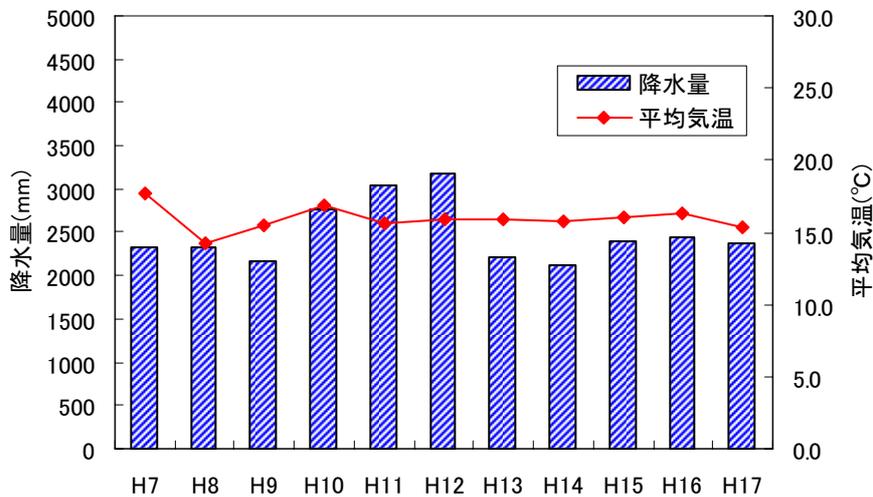
1. 自然環境

(1) 気象

鹿児島地方気象台溝辺観測所で観測された平成7年から平成17年までの年平均気温をみると、14℃～18℃と温和な気候で南部の海岸沿いでは一部無霜地帯もあります。年間降水量は2,100mm～3,200mmです。

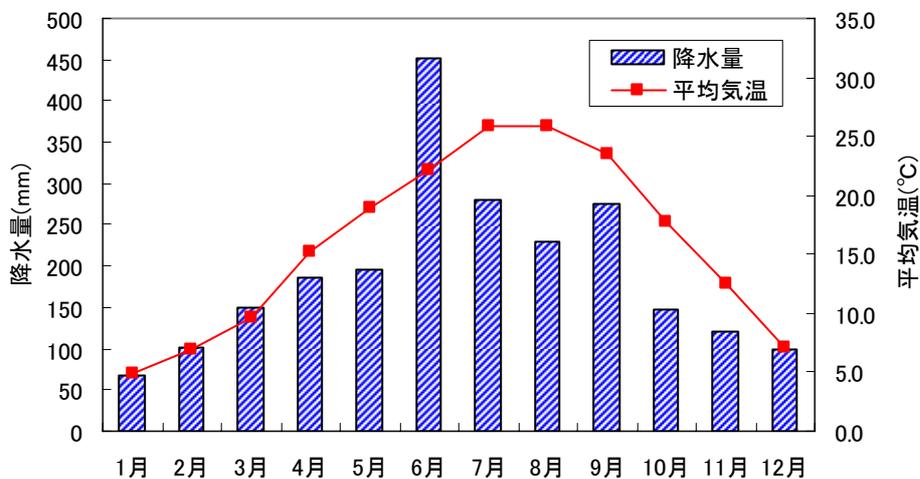
平成7年～平成17年の月別平均をみると、降水量は梅雨時期の6月が451mmと最も多く、次いで7月が280mm、9月が276mmとなっています。降水量が比較的少ない月は12月、1月で100mm以下となっています。

図1—1 平均気温・降水量（溝辺観測所：平成7年～平成17年）



資料：気象庁電子閲覧室

図1—2 平均気温・降水量の月別平均（溝辺観測所：平成7年～平成17年）



資料：気象庁電子閲覧室

また、桜島からの降灰量は、表 1 - 1 のとおりであり、平成 11 年以降減少傾向にあります。

表 1 - 1 降灰量の推移

年次	福山	隼人	国分	溝辺	霧島	合計
H8年	329	102	104	29	34	598
H9年	0	16	31	10	12	69
H10年	23	76	60	27	17	203
H11年	676	413	156	231	28	1,504
H12年	439	240	99	108	18	904
H13年	9	61	42	29	20	161
H14年	3	29	21	19	13	85
H15年	0	8	12	12	14	46
H16年	1	13	12	12	12	50
H17年	0	3	12	12	12	39

資料：鹿児島県ホームページ (<http://kagoshima.bosai.info/>)

(2) 地形・地質

1) 地形

本市の地形は、火山地として韓国岳を最高峰とする大小 23 個の火山が連なった複合火山である霧島連山を市北東部に、国見岳・烏帽子岳・長尾山等の山地を北西部に有し、市の中域には火山噴出物であるシラス層の丘陵台地が幅広く広がっています。

また、市南西部の鹿児島湾に面する地域には、国見岳南麓から流れる天降川により形成された三角洲性低地が広がり市街地を形成しています。

主な水系としては、国見岳南麓より南東へ流れ市中央を南下する天降川や、霧島連山より南下し、天降川と合流する霧島川などを含む天降川水系、市の南東部を流れる検校川水系などがあります。

また、天降川やその支流では丸尾滝、犬飼滝、新川溪谷などの滝や溪谷が見られます。

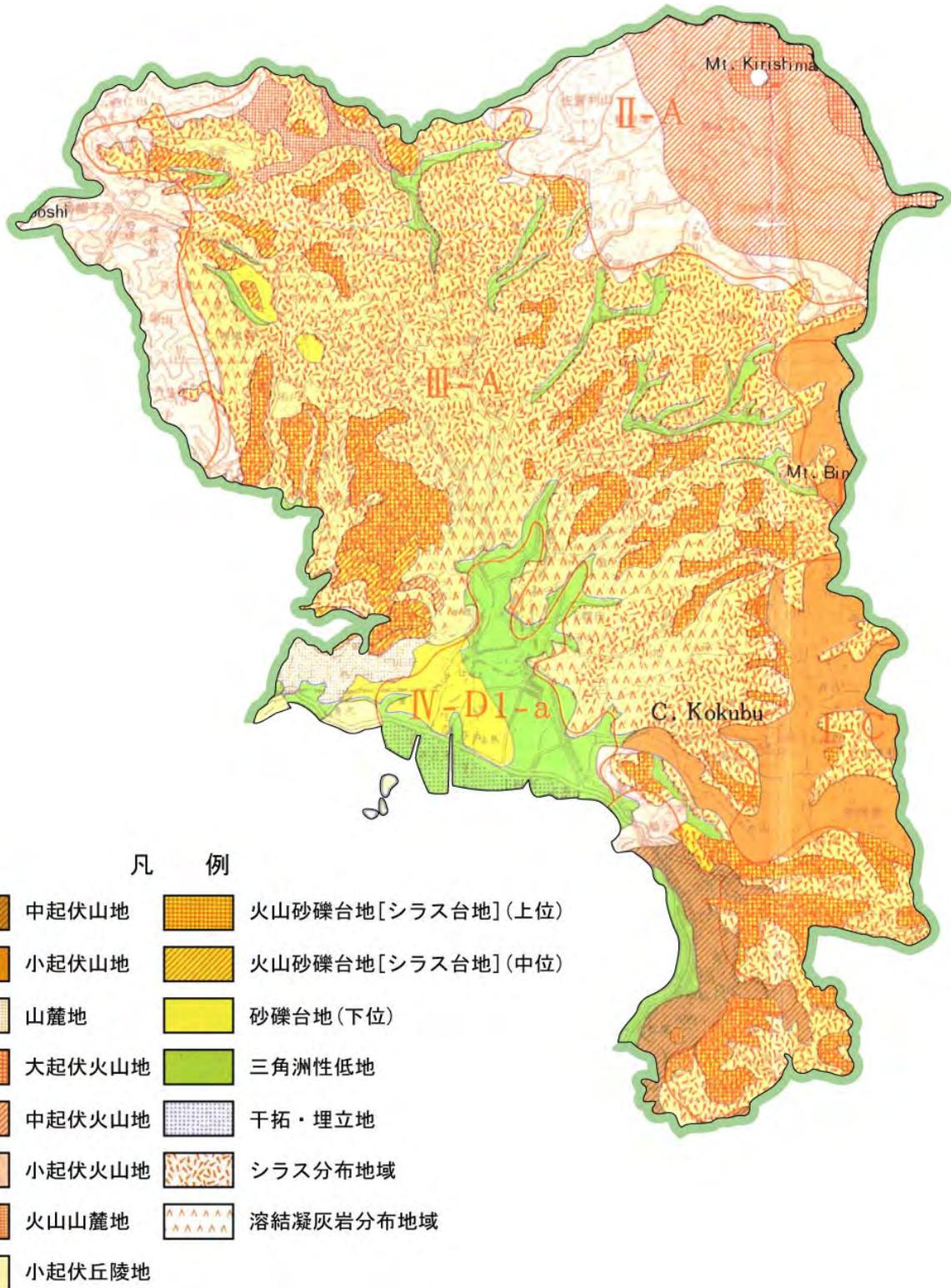
本市中心部の地形は図 1 - 3 に示すとおりであり、海岸沿いは三角州性低地、霧島山付近は中～大起伏火山地、海岸と山地に挟まれた台地はシラス・溶結凝灰岩分布地域となっています。

2) 地質

本市の地質は、北東部の霧島連山周辺では火山灰・ローム及び安山岩質岩石が占め、北西部の山地には安山岩質岩石が多く分布しています。また、韓国岳や新燃岳などの山頂付近には、流紋岩質岩石が分布しています。

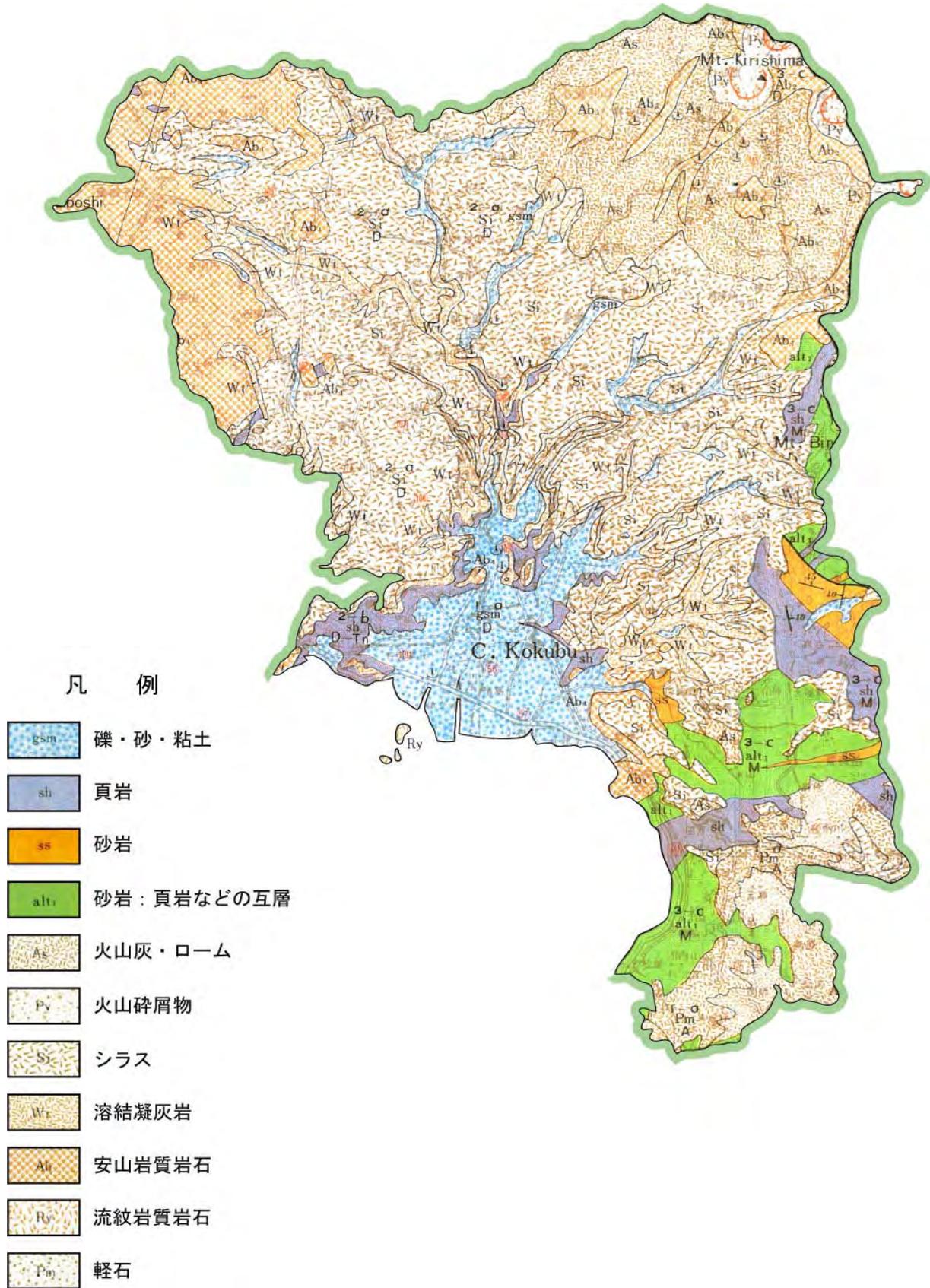
市の中域を占める台地部分には火山性岩石であるシラスが分布し、天降川河口周辺の低地では礫・砂・粘土が多く分布しています。その他、市南東部には頁岩、砂岩等が部分的に存在しています。(図 1 - 4 参照)

図 1 - 3 地形図



資料：土地分類図（国土庁）

図 1 - 4 地質図



資料：土地分類図（国土庁）

(3) 水 象

主要水系としては、錦江湾に流出する天降川、網掛川、検校川、また、志布志湾に流出する菱田川があります。

水系図を図 1 - 5 に示します。

表 1 - 2 流路延長

河川種別	河川名	流路延長 (km)	流域面積 (k m ²)
二級河川	天降川	41	404
	網掛川	22	73
	検校川	14	59
	菱田川	55	394

資料：平成 16 年 鹿児島県統計年鑑（鹿児島県）

図 1 - 5 水系図



資料：加治木土木事務所管内図

(4) 動植物

1) 植生分布

霧島市の地形は、鹿児島湾に面する平野部(国分平野)、霧島山系を構成する火山・山地地形、これらの中間帯に位置する台地地形(シラス台地)となっています。

環境省生物多様性センター(2006)によると、霧島市の植生は、こうした地形を反映し、平野部の市街地周辺は水田雑草群落広がっています。

また、中間帯のシラス台地は、スギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布しているほか、畑地雑草群落や茶畑といった耕作地、ヤブツバキクラス域自然植生であるアラカシ群落やミズバイースダジイ群集、スダジイ群落、ヤブツバキクラス域代償植生であるコナラ群落などがモザイク状に分布しています。標高 700m 以上の火山・山地地形部は、ヤブツバキクラス域自然植生のうちモミ・ツガ・アカマツといった針葉樹からなるモミーシキミ群集、ツガーハイノキ群集、アカマツ群落などが見られます。

さらに、標高 1,300m を超える高海拔地域になると、ブナクラス域自然植生であるシラキーブナ群集やミズナラーリョウブ群集のほか、霧島山系を代表し市花でもあるミヤマキリシマが優占するミヤマキリシママイズルソウ群落、自然低木群落といった低木植生が分布しています(図 1-6 参照)。

図 1 - 6 既存文献による植生図



資料：環境省生物多様性センターホームページ (<http://www.biodic.go.jp/>) [生物多様性情報システム].

凡 例

ブナクラス域自然植生

-  シラキーブナ群集
-  アカマツ群落
-  自然低木群落
-  ミヤマキリシマーマイズルソウ群落
-  自然草原
-  ミズナラーリョウブ群集
-  アカマツ群落

ヤブツバキクラス域自然植生

-  モミーシキミ群集
-  ツゲーハイノキ群集
-  イスノキーウラジロガシ群集
-  アラカシ群落
-  イチイガシ群落
-  スダジイ群落
-  ミミズバイースダジイ群集
-  アカマツ群落
-  イヌツゲーハイノキ群集

ヤブツバキクラス域代償植生

-  コナラ群落
-  シーカシ萌芽林
-  ハクサンボクーマテバシイ群落
-  伐採群落
-  ササ・タケ群落
-  ススキ群団
-  ハイキビ群落
-  アカマツ群落
-  クロマツ群落

河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生

-  ヨシクラス

植林地・耕作地植生

-  アカマツ植林
-  クロマツ植林
-  スギ・ヒノキ・サワラ植林
-  落葉広葉樹植林
-  竹林
-  常緑果樹園
-  茶畑
-  畑地雑草群落
-  休耕地雑草群落
-  牧草地
-  水田雑草群落
-  休耕地雑草群落

その他（市街地・工場地帯・裸地など）

-  市街地
-  緑の多い住宅地
-  工場地帯
-  造成地
-  開放水域
-  自然裸地

2) 動植物

霧島市は、鹿児島湾と霧島山系に挟まれており、天降川により形成された地形、海浜、火山噴出物からなる地域など多様な自然環境を有しており、生息・生育する動植物は、多様な種により構成されています。

なお、霧島市に生息・生育する動植物種は、鹿児島県 RDB(鹿児島県(2003))、関係旧市町郷土誌(鹿児島県隼人町(昭和 60 年)、霧島町郷土誌編集委員会(平成 4 年)、国分市郷土誌編纂委員会(平成 9 年)、福山町郷土誌編集委員会(平成 53 年)、牧園町郷土誌編纂委員会(平成 3 年)、溝辺町郷土誌編集委員会(昭和 48 年)、横川町郷土誌編纂委員会(平成 3 年))、鹿児島県のすぐれた自然(鹿児島県保健環境部環境管理課(1989))、鹿児島の天然記念物データベース((財)鹿児島県環境技術協会(平成 10 年))を基に整理しました。

a. 動物

既存文献によると霧島市には、哺乳類 9 目 14 科 16 種、鳥類 17 目 54 科 204 種、両生類 2 目 4 科 5 種、爬虫類 2 目 7 科 11 種、魚類 8 目 18 科 28 種、昆虫類 11 目 74 科 266 種、昆虫以外のその他無脊椎動物 5 綱 19 目 69 科 161 種の合計 68 目 240 科 691 種の生息記録があります(表 1-3 参照)。

表 1-3 既存文献で霧島市に生息記録のあった動物種数一覧

分類群	目数	科数	種数
哺乳類	9目	14科	16種
鳥類	17目	54科	204種
両生類	2目	4科	5種
爬虫類	2目	7科	11種
魚類	8目	18科	28種
昆虫類	11目	74科	266種
その他無脊椎動物 (5綱)	19目	69科	161種
合計	68目	240科	691種

b. 植 物

既存文献によると霧島市には、シダ植物 20 科 91 種、種子植物 146 科 1,152 種(裸子植物 7 科 30 種、被子植物 139 科 1,122 種)の合計 166 科 1,243 種の植物の生育記録があります(表 1-4 参照)。

表 1-4 既存文献で霧島市に生育記録のあった植物種数一覧

分 類 群		科数	種数	
シダ植物		20科	91種	
種子植物	裸子植物	7科	30種	
	被子植物	双子葉植物	116科	830種
		単子葉植物	23科	292種
合 計		166科	1243種	

3) 重要な動植物

重要な動植物の選定については、文化財保護法(文化庁(1950))、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(環境庁(1992))、鹿児島県条例(鹿児島県(2003))、環境省(庁)RDB(環境庁(2000)、環境省(2003, 2005, 2006))、鹿児島県 RDB(鹿児島県(2003))に記載のある種を対象としました。また、霧島山系は、霧島屋久国立公園の指定を受けていることから、植物については、これらのほかに国立・国定公園特別地域内指定植物(環境庁自然保護局(昭和 60 年))についても選定の対象としました。

a. 動物

霧島市に生息記録がある重要な動物としては、哺乳類は国指定天然記念物のヤマネをはじめとする 7 目 12 科 14 種、鳥類は国指定天然記念物の薩摩鶏と地頭鶏の 2 件を含む 10 目 22 科 43 種と 2 件、両生類はイモリやニホンヒキガエルなど 2 目 4 科 5 種、爬虫類はイシガメ、シマヘビなど 2 目 6 科 10 種、魚類はメダカやチクゼンハゼなど 4 目 7 科 12 種、昆虫類はスジゲンゴロウ、オオウラギンヒョウモンなど 6 目 32 科 145 種、昆虫類を除くその他の無脊椎動物はマルタニシ、トンガリササノハガイ、ハクセンシオマネキなど 3 綱 12 目 52 科 135 種の合計 43 目 135 科 364 種と 2 件が上げられました(表 1-5~11 参照)。なお、鹿児島県 RDB(鹿児島県(2003))によると、県内では種又は亜種として哺乳類 46 種、鳥類 78 種、両生類 25 種、爬虫類 38 種、魚類 132 種、昆虫類 1,249 種、昆虫類を除くその他の無脊椎動物(クモ類予備的リスト含む)576 種の合計 2,144 種が絶滅のおそれのある野生動物として選定されています。

各生息記録地のうち、韓国岳や高千穂峰、大浪池などを含む霧島山系には昆虫類、霧島神宮や鹿児島神宮といった社叢には陸産貝類、国分・隼人干潟や天降川河口など海岸沿いには鳥類や水産貝類が多く記録されています。

生息記録があった種のうち、記録場所が特定できるものは、図 1-7 に示すとおりです。

表 1 - 5 生息記録のある重要な哺乳類一覧

目名	科名	種名	文化財保護法	種の保存法	環境省RDB	県RDB
モグラ目	トガリネズミ科	カワネズミ				絶滅危惧Ⅰ類 (ニホンカワネズミ表記)
コウモリ目	ヒナコウモリ科	ニホンコテンゴウモリ			絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
サル目	オナガザル科	ニホンザル				分布特性上重要 (ホンドザル表記)
ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ				分布特性上重要 (亜種キュウシュウウサギ)
ネズミ目	リス科	ムササビ				分布特性上重要
	ヤマネ科	ヤマネ	国指定 天然記念物		準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類
	ネズミ科	カヤネズミ				絶滅危惧Ⅱ類
ネコ目	イヌ科	タヌキ				分布特性上重要 (亜種ホンドタヌキ)
		キツネ				絶滅危惧Ⅱ類 (ホンドキツネ表記)
	イタチ科	イタチ				分布特性上重要 (亜種ホンドイタチ)
		アナグマ				分布特性上重要
ウシ目	イノシシ科	イノシシ				分布特性上重要 (亜種ニホンイノシ)
	シカ科	ニホンジカ				消滅危惧Ⅱ類 (大隅半島:亜種ニホンジカ <キュウシュウジカ表記>)
	ウシ科	ニホンカモシカ	国指定 特別天然記念物			情報不足

注)文化財保護法：「文化財保護法 法律第 214 号」(文化庁 1950)

種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 法律第 75 号」(環境庁 1992)

環境省 RDB：「改訂 日本の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック 哺乳類」(環境省 2002)

県 RDB：「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編 -鹿児島県レッドデータブック-」(鹿児島県 2003)

表 1 - 6 生息記録のある重要な鳥類一覧 (1/2)

目名	科名	種名(名称)	文化財保護法	種の保存法	環境省RDB	県RDB	
		地頭鶏	国指定 天然記念物				
		薩摩鶏	国指定 天然記念物				
コウノリ目	サギ科	サンカノコイ			絶滅危惧 I B類 (亜種サンカノコイ)	絶滅危惧 I 類	
		ヨシコイ				絶滅危惧 I 類	
		オオヨシコイ			絶滅危惧 I B類	情報不足	
		ミゾコイ			準絶滅危惧	絶滅危惧 I 類	
		チュウサギ			準絶滅危惧 (亜種チュウサギ)	準絶滅危惧 (亜種チュウサギ)	
	トキ科	ヘラサギ			情報不足 (亜種ヘラサギ)	準絶滅危惧 (亜種ヘラサギ)	
		クロトキ			情報不足	情報不足	
カモ目	カモ科	コクガン	国指定 天然記念物		絶滅危惧 II 類 (亜種コクガン)	絶滅危惧 II 類 (亜種コクガン)	
		ツクシガモ			絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 I 類	
タカ目	タカ科	ミサコ			準絶滅危惧 (亜種ミサコ)	準絶滅危惧	
		ツミ			絶滅危惧 II 類 (亜種リュウキュウツミ)	情報不足 (亜種ツミ、リュウキュウツミ)	
		ハイタカ			準絶滅危惧 (亜種ハイタカ)	準絶滅危惧	
		クマタカ		国内希少野生動植物種 (亜種クマタカ)	絶滅危惧 I B類 (亜種クマタカ)	絶滅危惧 I 類 (亜種クマタカ)	
		チュウビ			絶滅危惧 II 類 (亜種チュウビ)	絶滅危惧 II 類 (亜種チュウビ)	
	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内希少野生動植物種 (亜種ハヤブサ、シマハヤブサ)、 国際希少野生動植物種 (亜種シベリアハヤブサ、オオハヤブサ)	絶滅危惧 I B類 (亜種シマハヤブサ)、 絶滅危惧 II 類 (亜種ハヤブサ)、 情報不足 (亜種オオハヤブサ)	絶滅危惧 II 類 (亜種ハヤブサ)	
キジ目	キジ科	ウズラ			情報不足	情報不足	
		ヤマドリ			準絶滅危惧 (亜種コシノヤマドリ)	準絶滅危惧 (亜種コシノヤマドリ)	
		コシノロヤマドリ			準絶滅危惧	準絶滅危惧	
ツル目	ツル科	ナベツル		国際希少野生動植物種	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類	
		マナヅル		国際希少野生動植物種	絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類	
		ソテヅル		国際希少野生動植物種		準絶滅危惧	
チドリ目	チドリ科	イカルチドリ				絶滅危惧 II 類 (亜種イカルチドリ)	
		シギ科	ヘラシギ			絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 I 類
			アカアシシギ			絶滅危惧 II 類 (亜種アカアシシギ)	絶滅危惧 II 類 (亜種アカアシシギ)
			ホウロクシギ			絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類
			オオシギ			準絶滅危惧	絶滅危惧 II 類
		セイタカシギ科	セイタカシギ			絶滅危惧 I B類 (亜種セイタカシギ)	絶滅危惧 II 類 (亜種セイタカシギ)
		ツバメチドリ科	ツバメチドリ			絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類
	カモメ科		ウミネコ				分布特性上重要
			スズメカモメ			絶滅危惧 II 類	絶滅危惧 II 類
			アジサシ				情報不足
			コアシサシ		国際希少野生動植物種	絶滅危惧 II 類 (亜種コアシサシ)	絶滅危惧 I 類 (亜種コアシサシ)
	ハト目	ハト科	アオハト				分布特性上重要 (亜種アオハト)

表 1-6 生息記録のある重要な鳥類一覧 (2/2)

目名	科名	種名(名称)	文化財保護法	種の保存法	環境省RDB	県RDB
フクロウ目	フクロウ科	コハズク				情報不足
		オオコノハズク				情報不足 (亜種オオコノハズク)
ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ			絶滅危惧Ⅱ類 (亜種ブッポウソウ)	絶滅危惧Ⅰ類 (亜種ブッポウソウ)
スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ		国内希少野生動植物種 (亜種ヤイロチョウ)	絶滅危惧ⅠB類 (亜種ヤイロチョウ)	絶滅危惧Ⅰ類 (亜種ヤイロチョウ)
	ツバメ科	ツバメ				分布特性上重要 (亜種ツバメ)
	セキレイ科	セグロセキレイ				分布特性上重要
	サンショウクイ科	サンショウクイ			絶滅危惧Ⅱ類 (亜種サンショウクイ)	情報不足 (亜種サンショウクイ)
	モズ科	アカモズ			準絶滅危惧 (亜種アカモズ)	分布特性上重要 (亜種シマアカモズ)
	ヒタキ科	キヒタキ				準絶滅危惧 (亜種キヒタキ、リュウキュウキヒタキ)
	ホシジロ科	ノジロ			準絶滅危惧	

注) 文化財保護法：「文化財保護法 法律第 214 号」(文化庁 1950)

種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 法律第 75 号」(環境庁 1992)

環境省 RDB：「改訂 日本の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック 鳥類」(環境省 2002)

県 RDB：「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編 -鹿児島県レッドデータブック-」(鹿児島県 2003)

表 1-7 生息記録のある重要な両生類一覧

目名	科名	種名	文化財保護法	種の保存法	環境省RDB	県RDB
サンショウウオ目	イモリ科	イモリ				準絶滅危惧 (アカハライモリ表記)
カエル目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル				準絶滅危惧 (亜種ニホンヒキガエル 〈屋久島および 甌島列島 個体群を除く〉)
	アマガエル科	アマガエル				分布特性上重要 (ニホンアマガエル表記)
	アカガエル科	トノサマガエル				準絶滅危惧
		ツチガエル				分布特性上重要

注) 文化財保護法：「文化財保護法 法律第 214 号」(文化庁 1950)

種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 法律第 75 号」(環境庁 1992)

環境庁 RDB：「改訂 日本の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック 両生類・爬虫類」(環境庁 2000)

県 RDB：「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編 -鹿児島県レッドデータブック-」(鹿児島県 2003)

表 1 - 8 生息記録のある重要な爬虫類一覧

目名	科名	種名	文化財保護法	種の保存法	環境省RDB	県RDB
カメ目	インガメ科	インガメ				分布特性上重要 (ニホンインガメ表記)
	スッポン科	スッポン			情報不足	分布特性上重要
トカゲ目	カナヘビ科	カナヘビ				分布特性上重要 (ニホンカナヘビ表記)
	ヘビ科	シマヘビ				分布特性上重要
		ジムグリ				分布特性上重要
		アオダマシヨウ				分布特性上重要
		ヤマカガシ				分布特性上重要
	コブラ科	ヒロオウミヘビ				準絶滅危惧
		エラブウミヘビ				準絶滅危惧
クサリヘビ科	マムシ				分布特性上重要 (ニホンマムシ表記)	

注)文化財保護法：「文化財保護法 法律第 214 号」(文化庁 1950)

種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 法律第 75 号」(環境庁 1992)

環境庁 RDB：「改訂 日本の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック 両生類・爬虫類」(環境庁 2000)

県 RDB：「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編 -鹿児島県レッドデータブック-」(鹿児島県 2003)

表 1 - 9 生息記録のある重要な魚類一覧

目名	科名	種名	文化財保護法	種の保存法	環境省RDB	県RDB	
コイ目	コイ科	タカハヤ				分布特性上重要	
		オイカワ				分布特性上重要	
		カワムツ				分布特性上重要	
		カマツカ				分布特性上重要	
	ドジョウ科	ドジョウ				準絶滅危惧	
ナマズ目	ナマズ科	ナマズ				分布特性上重要	
	キギ科	アリアケギハチ			準絶滅危惧	準絶滅危惧	
メダカ目	メダカ科	メダカ			絶滅危惧 II 類	準絶滅危惧 (薩摩型, 大隈型)	
スズキ目	カワアナゴ科	カワアナゴ				分布特性上重要	
	ハセ科	チチブ				分布特性上重要	
		チクセンハセ				絶滅危惧 I B 類	絶滅危惧 II 類
		チワラスボ					準絶滅危惧

注)文化財保護法：「文化財保護法 法律第 214 号」(文化庁 1950)

種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 法律第 75 号」(環境庁 1992)

環境省 RDB：「改訂 日本の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック 汽水・淡水魚類」(環境省 2003)

県 RDB：「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編 -鹿児島県レッドデータブック-」(鹿児島県 2003)

表 1 - 1 0 生息記録のある重要な昆虫類一覧 (1/4)

目名	科名	種名	文化財保護法 種の保存法	環境庁RDB	県RDB
トンボ目	イトトンボ科	ホミイトトンボ			分布特性上重要
		クロイトトンボ			分布特性上重要
		セシイトトンボ			分布特性上重要
		ベニイトトンボ		絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類 分布特性上重要
		モートンイトトンボ			絶滅危惧Ⅱ類 分布特性上重要
	モノサシトンボ科	モノサシトンボ			分布特性上重要
	アオイトンボ科	ホミオツネントンボ			分布特性上重要
アオイトンボ				絶滅危惧Ⅰ類 分布特性上重要	
オオアオイトンボ				分布特性上重要	
カワトンボ科		ハクワトンボ			分布特性上重要
		ミヤマカワトンボ			分布特性上重要
		アオハダトンボ			絶滅危惧Ⅱ類 分布特性上重要
		オオカワトンボ			絶滅危惧Ⅱ類 分布特性上重要
		ニシカワトンボ			分布特性上重要
	ムカシトンボ科	ムカシトンボ			準絶滅危惧 分布特性上重要
	ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ			準絶滅危惧 分布特性上重要
サナエトンボ科		ミヤマサナエ			分布特性上重要
		ヤマサナエ			分布特性上重要
		クロサナエ			分布特性上重要
		ヒメクロサナエ			分布特性上重要
		アオサナエ			分布特性上重要
		オナガサナエ			分布特性上重要
		コオニヤンマ			分布特性上重要
		オンノサナエ			分布特性上重要
		タヘサナエ			絶滅危惧Ⅱ類 分布特性上重要
		フタスジサナエ			絶滅危惧Ⅱ類 分布特性上重要
ヤンマ科		オオルリボシヤンマ			分布特性上重要
		マルタンヤンマ			分布特性上重要
		クロスジギンヤンマ			分布特性上重要
		コシボソヤンマ			分布特性上重要
		サラサヤンマ			分布特性上重要
		ミルンヤンマ			分布特性上重要
エゾトンボ科		トラフトンボ			分布特性上重要
		コヤマトンボ			分布特性上重要
		キイロヤマトンボ		絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類 分布特性上重要
		タカネトンボ			分布特性上重要

表 1 - 1 0 生息記録のある重要な昆虫類一覧 (2/4)

目名	科名	種名	文化財保護法 種の保存法	環境庁RDB	県RDB	
トンボ科		ショウジョウトンボ [♂]			分布特性上重要	
		ヨツボシトンボ [♂]			分布特性上重要	
		ハラビロトンボ [♂]			分布特性上重要	
		ハッチョウトンボ [♂]			分布特性上重要	
		シオヤトンボ [♂]			分布特性上重要	
		チョウトンボ [♂]			分布特性上重要	
		コノシメトンボ [♂]			分布特性上重要	
		キトンボ [♂]			分布特性上重要	
		ナツアカネ			分布特性上重要	
		マユタテアカネ			分布特性上重要	
		アキアカネ			分布特性上重要	
		バシメトンボ [♂]			分布特性上重要	
		マイコアカネ			分布特性上重要	
		ヒメアカネ			分布特性上重要	
		ミヤマアカネ			分布特性上重要	
		リスアカネ			分布特性上重要	
		ネキトンボ [♂]			分布特性上重要	
タイリクアカネ			分布特性上重要			
ハタ目	コオロギ科	ミツカドコオロギ [♂]			分布特性上重要	
		エンマコオロギ [♂]			分布特性上重要	
キリギリス科		クツワムシ			分布特性上重要	
		キリギリス			分布特性上重要	
		ヤブキリ			分布特性上重要	
カメムシ目	セミ科	アブラゼミ			分布特性上重要	
		ミンミンゼミ			分布特性上重要	
		エゾハルゼミ			準絶滅危惧 分布特性上重要S	
		ハルゼミ			分布特性上重要S	
コオイムシ科		コオイムシ		準絶滅危惧	準絶滅危惧	
		タガメ		絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	
コウチュウ目	ハンミョウ科	アイヌハンミョウ			情報不足 分布特性上重要	
		コニワハンミョウ			情報不足 分布特性上重要	
	オサムシ科	セアカオサムシ			準絶滅危惧	
	ゲンゴロウ科		ゲンゴロウ		準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類 分布特性上重要
			コガタゲンゴロウ		絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧
			スジゲンゴロウ		絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類 分布特性上重要
	ミスズマシ科	ミスズマシ			分布特性上重要	
	クワガタムシ科	オオクワガタ		準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類 分布特性上重要	
	コガネムシ科		ダイコクコガネ		準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
			オオダイセマダラコガネ			分布特性上重要

表 1 - 1 0 生息記録のある重要な昆虫類一覧 (3/4)

目名	科名	種名	文化財保護法 種の保存法	環境庁RDB	県RDB
		オオチャイロハナムグリ		準絶滅危惧	準絶滅危惧 分布特性上重要
		カブトムシ			分布特性上重要
	カミキリムシ科	ルリホシカミキリ			準絶滅危惧 分布特性上重要
		コフハネコマフカミキリ			準絶滅危惧
		ソホセダカコフヤハズカミキリ			絶滅危惧Ⅱ類
ハチ目	トロボチ科	キボシトックリハチ			情報不足
	スズメバチ科	オオスズメバチ			分布特性上重要
		キロスズメバチ			分布特性上重要
		クロスズメバチ			分布特性上重要
	アナバチ科	セナガアナバチ			情報不足 (サトセナガアナバチ)
	ミツバチ科	ミツバチ科			分布特性上重要 (ニホンミツバチ)
チョウ目	メイガ科	カワゴケミスメイガ			準絶滅危惧
	セセリチョウ科	キハネセセリ			分布特性上重要
		ダイミョウセセリ			分布特性上重要
		ミヤマセセリ			準絶滅危惧
		ホソハセセリ			分布特性上重要
		ギンイチモンジセセリ		準絶滅危惧	準絶滅危惧
		ヒメキマダラセセリ			分布特性上重要
		ミヤマチャハネセセリ			分布特性上重要
		オオチャハネセセリ			分布特性上重要
		キマダラセセリ			分布特性上重要
		コチャハネセセリ			分布特性上重要
	アゲハチョウ科	ミヤマカラスアゲハ			分布特性上重要
		キアゲハ			分布特性上重要
		オナガアゲハ			絶滅危惧Ⅱ類
	シロチョウ科	ツマキチョウ			分布特性上重要
		ツマグロキチョウ		絶滅危惧Ⅱ類	分布特性上重要
		ツマベニチョウ			分布特性上重要N
		スジグロシロチョウ			分布特性上重要
	シジミチョウ科	ミスイロオナガシジミ			準絶滅危惧
		ウスイロオナガシジミ			絶滅危惧Ⅰ類
		コツバメ			絶滅危惧Ⅱ類
		サツマシジミ			分布特性上重要
		ルリシジミ			分布特性上重要
		スキタニルシジミ			準絶滅危惧
		キシマミドリシジミ			準絶滅危惧
		アイノミドリシジミ			情報不足
		ヒサマツミドリシジミ			絶滅危惧Ⅰ類
		メスアカミドリシジミ			分布特性上重要
		ツバメシジミ			分布特性上重要
		タイワンツバメシジミ		絶滅危惧Ⅰ類 (本土亜種, 南西諸島亜種)	絶滅危惧Ⅰ類

表 1 - 1 0 生息記録のある重要な昆虫類一覧 (4/4)

目名	科名	種名	文化財保護法 種の保存法	環境庁RDB	県RDB
		エゾトリスジミ			分布特性上重要
		ハヤシトリスジミ			絶滅危惧Ⅰ類
		ベニシジミ			分布特性上重要
		クロシジミ		絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類
		ルーミスジミ		絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
		トラフシジミ			準絶滅危惧
		カラスシジミ			準絶滅危惧
タテハチョウ科		コムラサキ			分布特性上重要
		サカハチチョウ			準絶滅危惧
		シトビョウモン			分布特性上重要
		ウラギンスシホウモン			準絶滅危惧
		オオウラギンスシホウモン			情報不足
		メスグロホウモン			準絶滅危惧
		ウラギンホウモン			準絶滅危惧
		オオウラギンホウモン		絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類
		ゴマダラチョウ			分布特性上重要
		イチモンジチョウ			分布特性上重要
		クモガタホウモン			情報不足
		コムスジ			分布特性上重要
		ヒオトシチョウ			情報不足
		シータテハ			情報不足
		キタテハ			分布特性上重要
ジャノメチョウ科		ジャノメチョウ			絶滅危惧Ⅱ類
		コジャノメ			分布特性上重要
		ヒメジャノメ			分布特性上重要
		サトキマダラヒカゲ			分布特性上重要
		ヤマキマダラヒカゲ			分布特性上重要
		ヒメウラナミジャノメ			分布特性上重要
		ウラナミジャノメ		絶滅危惧Ⅱ類 (本土亜種)	分布特性上重要

注) 文化財保護法：「文化財保護法 法律第 214 号」(文化庁 1950)

種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 法律第 75 号」(環境庁 1992)

環境省 RDB：「改訂 日本の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック 昆虫類」(環境省 2006)

県 RDB：「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編 -鹿児島県レッドデータブック-」(鹿児島県 2003)

表 1 - 1 1 生息記録のある重要な無脊椎動物(昆虫類除く)一覧 (1/3)

綱名	目名	科名	種名	文化財保護法 種の保存法	環境省RDB	県RDB
マキガイ綱	オキナエビス目	アマオブネ科	イシマキガイ			準絶滅危惧
			カノコガイ			準絶滅危惧
			ハナガ'スミカノコガイ			絶滅危惧 I 類
			レモンカノコガイ			絶滅危惧 I 類
			ヒロクチカノコガイ			絶滅危惧 II 類
			ヒメカノコガイ			準絶滅危惧
			ユキスズ'メガイ科	ミヤコ'リ		
ゴ'マオカタニシ科	ゴ'マオカタニシ			準絶滅危惧		
ニナ目	ヤマトニシ科	ヤマトニシ				分布特性上重要 (都市近郊個体群:準消滅危惧)
			アツブ'タカイ			分布特性上重要 (都市近郊個体群:消滅危惧 II 類)
	ヤマグル'マガイ科	ヤマグル'マガイ				分布特性上重要 (都市近郊個体群:準消滅危惧)
			アズ'キガイ科	アズ'キガイ		
	ムシオイガイ科	サツمامシオイ			準絶滅危惧	
	ゴ'マガイ科	キュウシュウゴ'マガイ				準絶滅危惧
			ヒタ'リマキゴ'マガイ			準絶滅危惧
	タニシ科	マルタニシ			準絶滅危惧	準絶滅危惧
		オオタニシ				準絶滅危惧
	タマキ'ビ科	ヒメス'ラタマキ'ビガイ				情報不足 (ヒメス'ラタマキ'ビ表記)
	クビ'キレガイ科	ヤマトクビ'キレガイ				準絶滅危惧
	ミス'ゴ'マツホ'科	ウミ'ゴ'マツホ'				情報不足
		ミス'ゴ'マツホ'				準絶滅危惧
	カワサ'ンショウガイ科	クリイロカワサ'ンショウガイ				絶滅危惧 I 類
			カワサ'ンショウガイ			準絶滅危惧
			ウスイロオカチ'グ'サガイ			準絶滅危惧 (ウスイロオカチ'グ'サ表記)
			ウスイロヘソカト'ガイ			準絶滅危惧
	トウカ'タカワニナ科	ヌノメカワニナ				準絶滅危惧
			ネシ'ヒタ'カワニナ			絶滅危惧 II 類
			タケ'ノコカワニナ			準絶滅危惧
			イホ'アヤカワニナ			準絶滅危惧
	カワニナ科	カワニナ				分布特性上重要
			チリメンカワニナ			準絶滅危惧
	オニ'ツノガイ科	コゲ'ツノ'プ'エガイ				準絶滅危惧 (コゲ'ツノ'プ'エ表記)
			カヤ'ミカニモリ			情報不足
			カニモリガイ			情報不足
			トウカ'タカニモリ			情報不足
タケ'ノコカニモリ					情報不足	
ゴ'マフニナ科	ハツカネズ'ミ				情報不足	
		ゴ'マフニナ			情報不足	
ウミニナ科	ウミニナ				準絶滅危惧	
		ヘナタリ			準絶滅危惧	
フトヘナタリ科	フトヘナタリ				準絶滅危惧	
		カワ'アイ			準絶滅危惧	
モツ'ホ'科	サナギ'モツ'ホ'				情報不足	
リソツ'ホ'科	シロソツ'プ'				情報不足	
		スジ'ウネリ'チョウシ'ガイ			情報不足	
		ゴ'マツ'ホ'			情報不足	
イソマイイ科	アラウス'マキ				情報不足	

表 1 - 1 1 生息記録のある重要な無脊椎動物(昆虫類除く)一覧 (2/3)

綱名	目名	科名	種名	文化財保護法 種の保存法	環境省RDB	県RDB
		スイショウガイ科	スイショウガイ			情報不足
		シロネスミガイ科	ヤグラシロネスミ			情報不足
		タマガイ科	アダムスタマガイ			情報不足
			ヘソアキトミガイ			情報不足
			トミガイ			情報不足
			リスガイ			情報不足
翼舌目	トカケガイ科	クリントカケ				情報不足
		マキモノトカケ				情報不足
新腹足目	エゾハヱ科	カニテムシロ				情報不足
		タテヤマヨブハヱ				情報不足
		キヌヨブハヱ				情報不足
	コロモガイ科	オリレボラ				情報不足
	クダマキガイ科	ウスオビシタナシヤジク				情報不足
		ツクシフタナシヤジク				情報不足
		レベックタケ				情報不足
異旋目	トウガタガイ科	トカケコウナ				情報不足
		ヨコトカケキリ				情報不足
		シゲキヤイトカケキリ				情報不足
	イソチドリ科	イソチドリ				情報不足
		マキモノガイ				情報不足
オカミガイ目	オカミガイ科	カシノメガイ				準絶滅危惧
		シイバミミガイ				絶滅危惧Ⅰ類
		マキシノミミガイ				準絶滅危惧
		クワイロコミミガイ				絶滅危惧Ⅱ類
		ヘソアキコミミガイ				準絶滅危惧
		ヌノメハマシイノミガイ				準絶滅危惧
		キヌカツキハマシイノミガイ				絶滅危惧Ⅰ類
		コメツブナギサノユ				情報不足
		オキヒラシイノミガイ				絶滅
モノアラガイ目	モノアラガイ科	モノアラガイ			準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ				準絶滅危惧
		ヒラマキガイモドキ				準絶滅危惧
頭楯目	オオシイノミガイ科	ムラクモキシヒキガイ				情報不足
	カノコキセワタ科	カラスキセワタ				情報不足
		カノコキセワタ				情報不足
		ウスマキセワタ				情報不足
	フトウガイ科	ナンキンタマガイ				情報不足
嚢舌目	ウスカワフトウキヌ科	イワヅタフトウ				情報不足
		ヒメタマフトウキヌ				情報不足
		カワムラフトウキヌ				情報不足
		ミドリフトウキヌ				情報不足
	ナギサノユ科	フリソデミドリ				情報不足
		カビラノユ				情報不足
		ナギサノユ				情報不足
	タマノトリガイ科	タマノトリガイ				情報不足
マイマイ目	キセルガイモドキ科	キセルガイモドキ				準絶滅危惧
		ホソキセルガイモドキ			準絶滅危惧	準絶滅危惧
	キセルガイ科	アラハダノミキセル			情報不足	準絶滅危惧
		クロキセル				準絶滅危惧
		ナミハダキセル				準絶滅危惧
		カタキセル				準絶滅危惧
		ナガシマキセル				準絶滅危惧

表 1 - 1 1 生息記録のある重要な無脊椎動物(昆虫類除く)一覧 (3/3)

綱名	目名	科名	種名	文化財保護法 種の保存法	環境省RDB	県RDB
			シホルトコギセル			分布特性上重要 (都市近郊個体群:消滅危惧Ⅱ類)
			ギョリキギセル			分布特性上重要 (都市近郊個体群:消滅危惧Ⅱ類)
			シリオレキセル			準絶滅危惧
			アラナミキセル			準絶滅危惧
			オキギセル			準絶滅危惧
		ナタネガイ科	ヒメナタネガイ			情報不足
		ナメクジ科	ナメクジ			分布特性上重要
		ヘッコウマイマイ科	ツノイロヒメヘッコウ			準絶滅危惧
			ヒメヘッコウガイ			準絶滅危惧 (ヒメヘッコウ表記)
			ヤクシマヒメヘッコウ			準絶滅危惧
			マルシタラガイ			準絶滅危惧
			ウメムラシタラガイ			準絶滅危惧
			カサキビ			準絶滅危惧
		ニッポンマイマイ科	コヘソマイマイ			準絶滅危惧
		オナジマイマイ科	フリイデルマイマイ			準絶滅危惧
			ヒコフリイデルマイマイ			準絶滅危惧
			コハクオナジマイマイ			分布特性上重要 (都市近郊個体群:準消滅危惧)
			ツクシマイマイ			分布特性上重要 (都市近郊個体群:消滅危惧Ⅱ類)
			キシママイマイ	情報不足		絶滅危惧Ⅱ類
			タチホマイマイ			分布特性上重要 (都市近郊個体群:消滅危惧Ⅱ類)
			タシナミトメマイマイ			準絶滅危惧
			ヒゼンオトメマイマイ			準絶滅危惧
			ダコスタマイマイ			分布特性上重要 (都市近郊個体群:準消滅危惧)
		タワラガイ科	タワラガイ			準絶滅危惧
ニマイガイ綱	イシガイ目	イシガイ科	トフガイ			準絶滅危惧
			カラスガイ		準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
			オハエホシガイ		絶滅危惧Ⅱ類	
			マツカサガイ		準絶滅危惧	準絶滅危惧
			トンガリササノハガイ		準絶滅危惧	
			カタハガイ		準絶滅危惧	準絶滅危惧
			イシガイ			準絶滅危惧
甲殻綱	エビ目	テナガエビ科	テナガエビ			分布特性上重要
		スマエビ科	ミナミスマエビ			準絶滅危惧
		スナガニ科	カワスナガニ		情報不足	準絶滅危惧
			ヤマトオサガニ			分布特性上重要
			ハクセンシオマネキ		準絶滅危惧	準絶滅危惧

注)文化財保護法：「文化財保護法 法律第 214 号」(文化庁 1950)

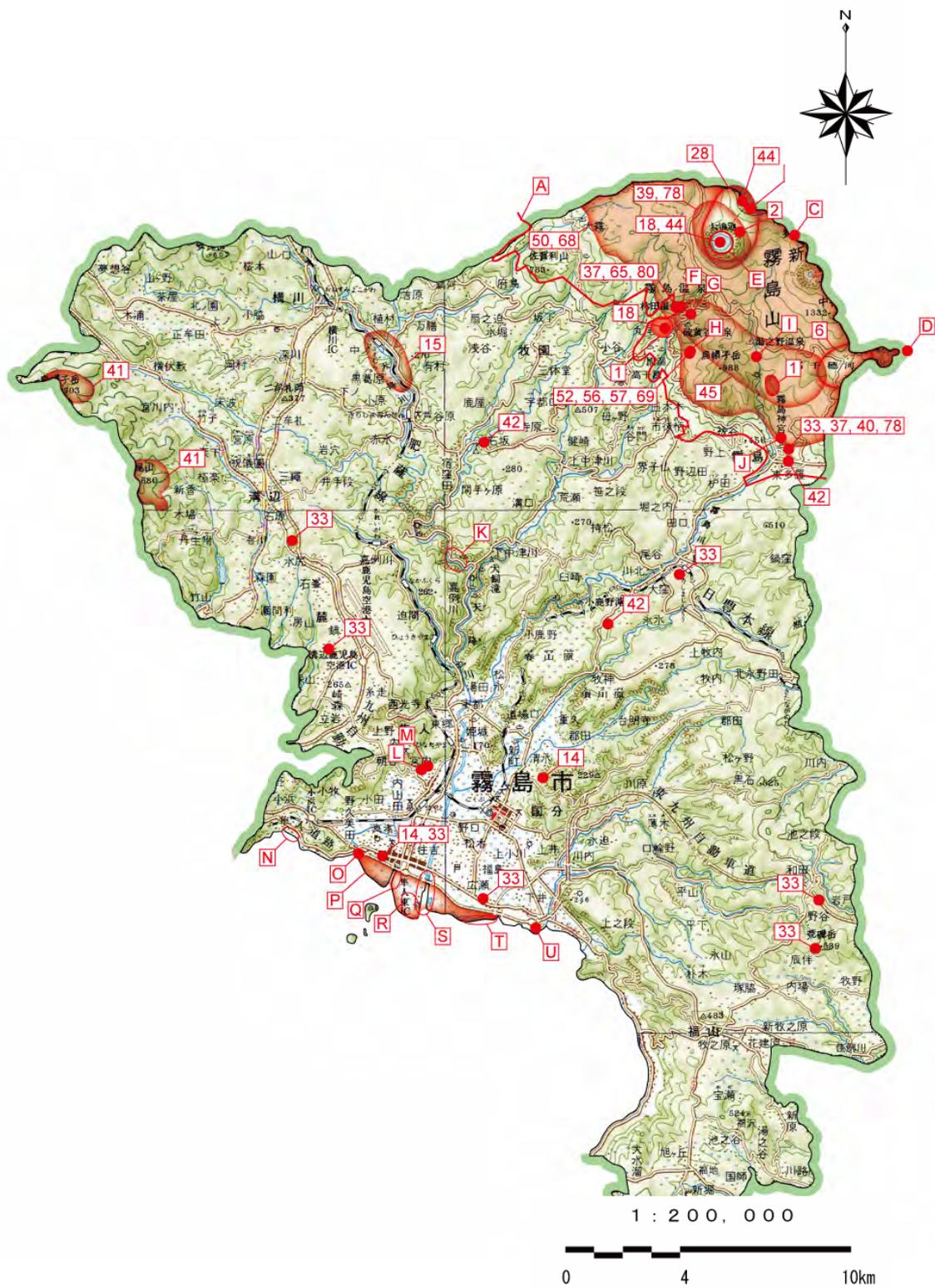
種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 法律第 75 号」(環境庁 1992)

環境省 RDB：「改訂 日本の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック 陸・淡水貝類」(環境省 2005)

環境省 RDB：「改訂 日本の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック クモ形類・甲殻類等」(環境省 2006)

県 RDB：「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 動物編 -鹿児島県レッドデータブック-」(鹿児島県 2003)

図 1-7 生息記録のある重要な動物記録位置



凡 例

1. ムカシトンボ	28. エゾハルゼミ	42. カラスジミ	57. アカヘリオオキノメイカ
2. ムカシヤンマ	33. キンイチモンジセセリ	44. タッパシルリシジミ	65. オオクワカタ
6. ハルゼミ	37. ルーミスジミ	45. スキタニルリシジミ	68. タイコクコガネ
14. セズシイトンボ	39. フジミドリシジミ	50. ヤマキマダラヒカゲ	69. ヨツバコガネ
15. アオハダトンボ	40. ヒサマツミドリシジミ	52. オオルリオビクチハ	78. セダカコフヤハズカミキリ
18. オオルリボシヤンマ	41. キリシマミドリシジミ	56. サカゲチキトクガ	80. ルリボシカミキリ
A.霧島山系	F.林田	K.新川	R.住吉錦干拓地
ヤイロチョウ	ルリボシカミキリ	イシマキガイ	カワサシショウガイ
ミスイロオナガシジミ	オオクワカタ	ヒメカノコガイ	イボアヤカワニナ
トラフシジミ	クロキセル	タケノコカワニナ	タケノコカワニナ
カラスジミ	G.丸尾	L.鹿児島神宮	フトヘナタリ
ミヤマセセリ	ニホンテングコウモリ	アズキガイ	ウミニナ
キンイチモンジセセリ	アツブタガイ	シイボルトコキセル	S.天降川河口
シータテハ	キリシママイマイ	ギョリキキセル	ツクシカモ
サカハチショウ	アラナミキセル	M.石体神社	スグロカモメ
キリシマミドリシジミ	オキキセル	シイボルトコキセル	チクセンハゼ
ルーミスジミ	タシナミオトメマイマイ	N.隼人小浜	ネジヒダカワニナ
ソボセダカコフヤハズカミキリ	H.湯之谷	シイノミミガイ	カノコガイ
コツバメ	コベツマイマイ	キヌカツキハマシイノミガイ	イシマキガイ
オオチヤイロハナムグリ	ヤマタニシ	カノコガイ	ヒメカノコガイ
コニワハシヨウ	アツブタガイ	イシマキガイ	タケノコカワニナ
クモガタヒョウモン	ヤマクノメガイ	ヒメカノコガイ	T.広瀬海岸
ヒオドリクショウ	アラナミキセル	フトヘナタリ	ミヤドリ
ヒサマツミドリシジミ	ナミハタキセル	カワアイ	カノコガイ
セアカオサムシ	ヒゼンオトメマイマイ	クリイロコミガイ	イシマキガイ
アイヌハシヨウ	I.千里ガ滝	O.清水川河口	ヒメカノコガイ
キリシママイマイ	アラハダノミキセル	クリイロカワサシショウガイ	マルタニシ
キセルガイモトキ	J.霧島神宮	カノコガイ	イボアヤカワニナ
B.韓国岳	ヒサマツミドリシジミ	カワサシショウガイ	タケノコカワニナ
ソボセダカコフヤハズカミキリ	アラナミキセル	P.国分干潟	ヌノネカワニナ
C.獅子戸岳	ナミハタキセル	ヘラシキ	フトヘナタリ
セアカオサムシ	カサキヒ	チュウヒ	カワアイ
D.高千穂峰	シリオレキセル	アガアシキ	ウミニナ
ハヤシミドリシジミ	オキキセル	ホウロクシキ	モノアラガイ
セアカオサムシ	カタキセル	セイタカシキ	コハクオナジマイマイ
E.大浪池	クロキセル	ヘラサキ	U.松山干拓
ソボセダカコフヤハズカミキリ	ヒメベッコウ	ソデグロツル	ヒロクチカノコガイ
キリシママイマイ	ヤクシマヒメベッコウ	アジサシ	タケノコカワニナ
	マルシタラガイ	Q.鶴牟田干拓地	
	ナシナミオトメマイマイ	ミスコマツボ	
	ギョリキキセル		

b. 植 物

霧島市に生育記録がある重要な植物は、自生地が国の天然記念物の指定を受けているノカイドウ、鹿児島県希少野生動植物の指定を受けているミチノクフクジュソウ、シシンラン、キリシマエビネ、カンラン、フウラン、ウチョウラン、ガンゼキラン、ナゴランや霧島市の市花であるミヤマキリシマをはじめ、シダ植物 11 科 52 種、種子植物 125 科 726 種の合計 136 科 778 種が上げられます(表 1-12 参照)。なお、鹿児島県 RDB(鹿児島県(2003))によると、県内では 2,381 種が絶滅のおそれのある野生植物として選定されています。

鹿児島県は、屋久島や奄美大島といった島嶼部を含んでいます。このため、霧島市が含まれる南九州地域(宮崎県南部・鹿児島県北部・薩摩半島・大隅半島)でごく普通に見られる種が、島嶼部では稀な種(その逆もある)となり、鹿児島県 RDB(鹿児島県(2003))では「分布重要」として 590 種を選定しています。

各生育記録地のうち、韓国岳、新燃岳、大浪岳、大浪池、霧島神宮などを含む霧島山系は、火山群や火山性高原、溪谷、湖沼、社叢など特異で多様な環境が広く見られます。このため、非常に多くの重要な種の生育記録があります。

生育記録があった種のうち、記録場所が特定できるものは、図 1-8 に示すとおりです。

表 1-12 生育記録のある重要な植物種一覧 (1/10)

分類名	科名	種名	文化財保護法	鹿児島県 条例指定	環境庁RDB	鹿児島県 RDB	公園 指定植物	
シダ植物	ヒカゲノカズラ科	ヒメスキラン				危険 I	○	
		ヒカゲノカズラ				準危険		
		マンネスキ				準危険	○	
		ホソハトウゲシバ				準危険		
		チャボトウゲシバ				準危険		
	ヒモラン				絶滅危惧IA類 (CR)	準危険	○	
	ゼンマイ科	ヤマトリゼンマイ				準危険		
	コケシノブ科	コケシノブ				準危険		
	シノブ科	シノブ				危険 II	○	
	ミスワラビ科	ハコネシダ				準危険		
		ヒメウラボ				絶滅危惧II類 (VU)	危険 II	
		イワカネゼンマイ				準危険		
	チャセンシダ科	イワガネソウ				準危険		
		ハヤマシダ				準危険		
		オオタニワタリ				絶滅危惧IB類 (EN)	危険 II	○
	オンシダ科	トキワシダ				準危険		
		ヒラギキトキワシダ				準危険		
		ヤブソテツ				準危険		
		ヒロハヤブソテツ				準危険		
		ツクシヤブソテツ				準危険		
		オオクシヤクシダ				準危険		
		オオベニシダ				準危険		
		ワカナシダ				準危険		
		イワイタチシダ				準危険		
		チャボイノテ				準危険		
		ツヤナシイノテ				準危険		
		サイゴクイノテ				準危険		
		ヒメシダ科	ツクシヤワラシダ				準危険	
			ヒメワラビ				準危険	
			コウモリシダ					○
	マンダ科	キリシマヘビノネゴサ				準危険	○	
		シマイヌワラビ				絶滅危惧IB類 (EN)	危険 II	○
		ケシマイヌワラビ				準危険		
		ヤマイヌワラビ				準危険		
		ヒロハイヌワラビ				準危険		
		ヘビノネゴサ				準危険		
		ムクゲシケンシダ				準危険		
		ハクモウイノテ				準危険		
		イワヤシダ				準危険		
		ホソハノコギリシダ				準危険		
		オニヒカゲワラビ				準危険		
		イヌガンソク				準危険		
		ウラボシ科	ヒツハイワヒトデ				準危険	
			ホテイシダ				準危険	
			ツクシノキシノブ				準危険	
	ミヤマノキシノブ					準危険		
	クリハラン					準危険		
	ヤノネシダ					準危険		
	アオネカズラ					準危険		
	イワオモダカ					準危険	○	
ヒロウドシダ					準危険			
オオクボシダ					準危険			
種子植物	マツ科		ハリモミ				危険 II	
裸子植物	ヒノキ科		ビャクシン				危険 I	
		ミヤマビャクシン					○	
	マキ科	ナギ				準危険		
	イヌガヤ科	イヌガヤ				準危険		
	イチイ科	イチイ				危険 II		
		カヤ				準危険		
	被子植物	ヤナギ科	アカメヤナギ				分布重要	
			シヤヤナギ				分布重要	
			ナンゴクシヤヤナギ				分布重要	
			ネコヤナギ				分布重要	
イヌコリヤナギ						準危険		
タチヤナギ					準危険			
カハノキ科		ヤシヤブシ				分布重要		
		ヤマハンノキ				準危険		
		クマシデ				準危険		
		アカシデ				分布重要		
		イヌシデ				分布重要		
フナ科		アサダ				危険 I		
		クリ				分布重要		
		ツブラジイ				分布重要		
		スタジイ				分布重要		
	フナ				危険 II			
	イヌフナ				危険 I			
	シリフカガシ				準危険			
	アカガシ				分布重要			
	ミスナラ				準危険			

表 1 - 1 2 生育記録のある重要な植物種一覧 (2/10)

分類名	科名	種名	文化財保護法	鹿児島県 条例指定	環境庁RDB	鹿児島県 RDB	公園 指定植物
		カシワ				準危惧	
		イチイガシ				準危惧	
		アラカシ				分布重要	
		コナラ				分布重要	
	コレ科	エノキ				分布重要	
		ハルニレ				準危惧	
		アキニレ				疑問種	
		ケヤキ				準危惧	
	クワ科	ツルコウゾ				分布重要	
	イラクサ科	オニヤブマオ				分布重要	
		ヤブマオ				分布重要	
		コアカソ				分布重要	
		トキホコリ			絶滅危惧II類 (VU)		
		ヤマトキホコリ				危惧 II	
		ヒメキホコリ				準危惧	
		ムカゴイラクサ				準危惧	
		イワガネ				準危惧	
		ミズ				分布重要	
		ヤマミズ				分布重要	
		アオミズ				危惧 II	
		ミヤマミズ				分布重要	
		イラクサ				危惧 I	
	ホロボロノキ科	ホロボロノキ				分布重要	
	ヤドリギ科	オオハヤドリギ				準危惧	
		マツグミ				準危惧	
		ヤドリギ				準危惧	
	ツチトリモチ科	ツチトリモチ				準危惧	○
		オオスミツチトリモチ				危惧 I	
	タデ科	ミスヒキ				準危惧	
		サクラタデ				分布重要	
		ミヤマタニソバ				危惧 I	
		オオイスタデ				分布重要	
		タニソバ				危惧 II	
		ヤノネグサ				分布重要	
		アキノナギツカミ				分布重要	
		ミゾソバ				分布重要	
		ハナタデ				分布重要	
		ミチヤナギ				準危惧	
		イタドリ				分布重要	
	ヤマコホウ科	ヤマコホウ				準危惧	
		マルミノヤマコホウ				危惧 II	
	ナデシコ科	ナンハンハコベ				危惧 I	
		カラナデシコ				準危惧	
	アカサ科	オカヒシキ				分布重要	
		ハママツナ				準危惧	
	ヒユ科	ヒナタイノコスチ				分布重要	
		ヤナギイノコスチ				準危惧	
	モクレン科	ホオノキ				危惧 I	
		コブシ				危惧 II	
		オオヤマレンゲ				危惧 I	
	マツブサ科	マツブサ				危惧 II	
	シキミ科	シキミ				分布重要	
	クスノキ科	ニッケイ			準絶滅危惧 (NT)	準危惧	
		カナクギノキ				分布重要	
		ヒメクロモジ				危惧 II	
		アブラチャン				準危惧	
		シロモン				危惧 II	
	ヤマグルマ科	ヤマグルマ				準危惧	
	カツラ科	カツラ				危惧 I	
	キンボウケ科	ハナカスラ			絶滅危惧IB類 (EN)	危惧 I	○
		タンナトリカブト				危惧 I	○
		ミチノクフクジュソウ		○	絶滅危惧II類 (VU)	危惧 I	
		ヤマオダマキ				危惧 I	
		オオハシヨウマ				危惧 II	
		ホタンヅル				分布重要	
		ヘツカボタンヅル				情報不足	
		フジセンニンソウ				分布重要	
		タカネハンショウヅル				危惧 II	○
		センニンソウ				分布重要	
		オキナクサ			絶滅危惧II類 (VU)	危惧 I	○
		ケキツネノボタン				分布重要	
		ウマノアシガタ				分布重要	
		ノカラマツ			絶滅危惧II類 (VU)	危惧 II	
	キ科	キ				危惧 II	
		ナンテン				分布重要	
	アケビ科	アケビ				分布重要	
		ミツバアケビ				分布重要	
	マツモ科	マツモ				準危惧	
	センリョウ科	フタリスズカ				分布重要	

表 1-12 生育記録のある重要な植物種一覧 (3/10)

分類名	科名	種名	文化財保護法	鹿児島県 条例指定	環境庁RDB	鹿児島県 RDB	公園 指定植物
	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ				危惧II	
	ラフレシア科	ヤッコソウ				準危惧	○
	ボタン科	ヤマシヤクヤク			絶滅危惧II類(VU)	危惧I	
	マタビ科	サルナシ				準危惧	
		ウラシ ^ロ マタビ ^ト				分布重要	
		マタビ ^ト				準危惧	
	ツバキ科	ヒメシヤラ				準危惧	
		ナツツバキ				危惧II	
		ヒコサンヒメシヤラ				疑問種	
	オキリソウ科	ハイオトキリ				準危惧	
		アゼ ^ト オトキリ			絶滅危惧IB類(EN)		
		サワオトキリ				情報不足	
		ナガ ^サ キオトキリ				準危惧	
		ミス ^ト オトキリ				準危惧	
	モウセンゴケ科	モウセンゴケ				準危惧	○
	ケシ科	キケマン				分布重要	
		ムラサキケマン				分布重要	
		タケニクサ				分布重要	
	アブラナ科	シヨクハタサ ^オ				危惧II	
		ミス ^タ ガラシ				危惧II	
	マンサク科	キリシマミス ^キ			絶滅危惧II類(VU)	危惧II	
		トサミス ^キ			絶滅危惧II類(VU)		
		マンサク				準危惧	
	ヘンケイソウ科	コモチマシネンク ^サ				分布重要	
		ヒメレンゲ				準危惧	
	ユキハシタ科	アワモリショウマ				危惧I	
		チタケサシ				危惧II	
		テリハアカショウマ				危惧II	
		クサアシ ^{サイ}				危惧II	
		ヤマネコノメソウ				準危惧	
		イワホ ^{タン}				準危惧	
		タチネコノメソウ				危惧II	
		ウツキ ^ト				分布重要	
		マルハ ^{ウツ} キ ^ト				分布重要	
		ノウツキ ^ト				分布重要	
		ガクウツキ ^ト				危惧II	
		ヤマア ^シ サイ				危惧II	
		ヤハズ ^ア シ ^{サイ}				危惧I	
		チャルメルソウ					○
		ウメバ ^チ ソウ				分布重要	○
		ヤシヤビ ^{シヤク}			絶滅危惧II類(VU)	情報不足	
		ヤクシマダ ^イ モンシ ^{ソウ}				危惧II	
		ダ ^イ モンシ ^{ソウ}				危惧II	○
		ウチワダ ^イ モンシ ^{ソウ}				危惧II	
		ユキノシタ				疑問種	
	バラ科	ヒメキンミス ^{ヒキ}				分布重要	
		ヤマフ ^キ ショウマ				危惧II	
		クサボ ^ケ				危惧II	
		シモツケソウ				危惧I	○
		ダ ^イ コンソウ				準危惧	
		ヤマブ ^キ				準危惧	
		ノカイトウ	国指定天然記念物(地域)		絶滅危惧IA類(CR)	危惧I	
		カナメモチ				準危惧	
		イワキンハイ				危惧I	○
		ツチケリ			絶滅危惧II類(VU)	危惧II	
		キン ^ム シロ				分布重要	
		ミツバ ^{ツチ} ケリ				分布重要	
		ツルキン ^ム シロ				分布重要	
		ツルキンハイ				危惧I	
		カマツカ				分布重要	
		ワタゲ ^{カマツ} カ				準危惧	
		イヌサ ^{クラ}				準危惧	
		ウツミス ^サ クラ				準危惧	
		ヤマサ ^{クラ}				分布重要	
		ミヤマサ ^{クラ}				準危惧	
		エド ^ヒ カン				危惧II	
		リンボ ^ク				分布重要	
		ヤマナシ				危惧I	
		ノイバラ				分布重要	
		リュウキュウテリハノイバラ				分布重要	
		フユイ ^チ ゴ				分布重要	
		クマイ ^チ ゴ				分布重要	
		クサイ ^チ ゴ				分布重要	
		ハライ ^チ ゴ				準危惧	
		ニガ ^イ チゴ				準危惧	
		ナガ ^ハ モシ ^イ チゴ				分布重要	
		コハ ^ノ フユイ ^チ ゴ				準危惧	
		エビ ^ガ ライ ^チ ゴ				準危惧	
		ワレモコウ				分布重要	

表 1-12 生育記録のある重要な植物種一覧 (4/10)

分類名	科名	種名	文化財保護法	鹿児島県 条例指定	環境庁RDB	鹿児島県 RDB	公園 指定植物
		コバナノワレモコウ				危惧Ⅱ	
		ナナカマド				危惧Ⅱ	
		ナンキンナナカマド				分布重要	
		ウラジロノキ				危惧Ⅱ	
		シロバナシモツケ				準危惧	
		ココノウツギ				危惧Ⅰ	
マメ科		ネムノキ				分布重要	
		ヤブマメ				分布重要	
		ホトイモ				準危惧	
		ジャケツイバラ				分布重要	
		タヌキマメ				準危惧	
		ケヤフハギ				準危惧	
		ノササゲ				準危惧	
		ミヤマトベラ				準危惧	
		ニワフジ				情報不足	
		コマツナギ				分布重要	
		ヤマハギ				分布重要	
		マルバハギ				分布重要	
		ネコハギ				分布重要	
		クズ				分布重要	
		ツクシムレスズメ			絶滅危惧ⅠA類(CR)	危惧Ⅰ	
		ヤマフジ				分布重要	
		フジ				準危惧	
カタハミ科		コミヤマカタハミ				準危惧	○
トウダイグサ科		タカトウダイ				危惧Ⅱ	
		ナツトウダイ				危惧Ⅱ	
		コハンノキ				分布重要	
		ヒメミカンソウ				分布重要	
ユズリハ科		ユズリハ				準危惧	
ミカン科		マツカゼソウ				準危惧	
		コクサギ				準危惧	
		キハタ				準危惧	
		ミヤマシキミ				分布重要	
		フユサシショウ				準危惧	
		サシショウ				分布重要	
		イヌサシショウ				分布重要	
ニガキ科		ニガキ				準危惧	
ウルシ科		ツタウルシ				準危惧	
		ヤマハゼ				分布重要	
		ヤマウルシ				分布重要	
カエデ科		オオモミジ				準危惧	
		フカキレオオモミジ				準危惧	
		チドリノキ				危惧Ⅰ	
		ウリカエデ				危惧Ⅱ	
		コミネカエデ				危惧Ⅱ	
		イタヤカエデ				準危惧	
		イロハモミジ				準危惧	
		ウリハダカエデ				分布重要	
		コハウチワカエデ				分布重要	
アワビキ科		アワビキ				準危惧	
		アオカスラ				危惧Ⅰ	
ツリフネソウ科		ツリフネソウ				準危惧	
モチノキ科		ナナミノキ				分布重要	
		イヌツゲ				分布重要	
		ツクシイヌツゲ				準危惧	
		オオバイヌツゲ				準危惧	
		フウリンウメモドキ				危惧Ⅰ	
		タラヨウ				分布重要	
		アオハタ				準危惧	
		ソヨコ				分布重要	
		ウメモドキ				分布重要	
ニシキキ科		ツルウメモドキ				分布重要	
		ニシキキ				準危惧	
		コマユミ				分布重要	
		オオコマユミ				分布重要	
		ツルマサキ				分布重要	
		ツリバナ				危惧Ⅱ	
		マユミ				分布重要	
		アオツリバナ			絶滅危惧Ⅱ類(VU)	危惧Ⅱ	
		コバナクワズル			絶滅危惧Ⅱ類(VU)	準危惧	
ツゲ科		ツゲ				危惧Ⅱ	
クロタキカスラ科		クロタキカスラ				危惧Ⅰ	
クロウメモドキ科		クマヤナギ				分布重要	
		ケンボナシ				危惧Ⅰ	
		ネコノチチ				分布重要	
		コバナクロウメモドキ				危惧Ⅱ	
ブドウ科		ノブドウ				分布重要	
		ウトカスラ				分布重要	
		ツタ				分布重要	

表 1-12 生育記録のある重要な植物種一覧 (5/10)

分類名	科名	種名	文化財保護法	鹿児島県 条例指定	環境庁RDB	鹿児島県 RDB	公園 指定植物
		クマカワフドウ			絶滅危惧IA類 (CR)	危惧 I	
	アオギリ科	アオギリ				危惧 II	
	ジンチョウゲ科	コショウノキ				分布重要	
		コガンビ				分布重要	
		キガンビ				分布重要	
	グミ科	クマヤマグミ				危惧 I	
		ナワシログミ				分布重要	
		アキグミ				分布重要	
	スミレ科	ヒメヤマスミレ				準危惧	○
		ヒゴスミレ				危惧 II	
		エイザンスミレ				危惧 I	
		マルバスミレ				準危惧	
		スミレ				分布重要	
		ホコバスミレ				準危惧	
		ニオイタチツボスミレ				分布重要	
		キスミレ			絶滅危惧II類 (VU)	地域絶滅	○
		タチスミレ			絶滅危惧IB類 (EN)	危惧 I	
		シコクスミレ				危惧 I	○
		シロバナスミレ				準危惧	
		フモトスミレ				分布重要	
		ツボスミレ				分布重要	
		シハイスミレ				危惧 II	
		ノジスミレ				分布重要	
	キブシ科	キブシ				分布重要	
	ウリ科	スズメウリ				分布重要	
		ホソガタスズメウリ				危惧 II	
		カラスウリ				分布重要	
		キカラスウリ				分布重要	
		モミジカラスウリ				準危惧	
	ミソハギ科	エゾミソハギ				準危惧	
		ミスキカシグサ			絶滅危惧IB類 (EN)	準危惧	
	ヒシ科	ヒシ				分布重要	
	ノボタン科	ヒメノボタン			絶滅危惧IB類 (EN)	準危惧	○
	アカバナ科	シヤマタニタテ				危惧 I	
		タニタテ				危惧 I	
		アカバナ				分布重要	
	ウリノキ科	ウリノキ				分布重要	
	ミスギ科	ヤマボウシ				準危惧	
		ハナイカダ				準危惧	
	ウコギ科	オカウコギ				分布重要	
		コシアブラ				準危惧	
		ウト				準危惧	
		タラノキ				分布重要	
		タカノツメ				分布重要	
		ヤツデ				分布重要	
		ハリキリ				準危惧	
		トチバニンジン				準危惧	
	セリ科	ノダケ				分布重要	
		ホソバナダケ				準危惧	
		ハナウト				分布重要	
		ツクシゼリ				危惧 II	○
		シラネセンキュウ				分布重要	
		シシウド				準危惧	
		シマサイコ			絶滅危惧II類 (VU)	危惧 II	
		ドクゼリ				地域絶滅	
		ミツバ				分布重要	
		ハナウト				分布重要	
		ヤブニンジン				分布重要	
		ヤマゼリ				情報不足	
		ミツバクサ				準危惧	
		ヌマゼリ			絶滅危惧IB類 (EN)	危惧 I	
合弁花類	イワウメ科	イワカガミ				準危惧	○
	リュウブツ科	リュウブツ				分布重要	
	イチヤクソウ科	ウメカサソウ				準危惧	○
		シヤクショウソウ				危惧 II	○
		キンリョウソウ				分布重要	○
		イチヤクソウ				準危惧	
	ツツジ科	シロトウタン				準危惧	○
		ヘニトウタン				準危惧	
		トウタンツツジ				危惧 I	
		ネジキ				準危惧	
		アセビ				分布重要	
		ヒカゲツツジ				準危惧	○
		ハイヒカゲツツジ				危惧 II	
		ミヤマキリシマ				分布重要	○
		クリシマミツハツツジ			絶滅危惧II類 (VU)	準危惧	
		ヤマツツジ				分布重要	
		クリシマツツジ				準危惧	
		コハノミツハツツジ				危惧 II	○

表 1-12 生育記録のある重要な植物種一覧 (6/10)

分類名	科名	種名	文化財保護法	鹿児島県 条例指定	環境庁RDB	鹿児島県 RDB	公園 指定植物
		バイカツシ ⁺				危惧II	
		ウンゼンツツジ ⁺				危惧I	
		ケアシバ				危惧I	
	ヤブコウジ科	カラタチバナ				分布重要	
		ヤブコウジ ⁺				分布重要	
	サクラソウ科	オオトラノオ				分布重要	
		ヌマトラノオ				分布重要	
		オニコナスビ ⁺			絶滅危惧IB類(EN)	地域絶滅?	
		サクラソウ				危惧I	
	イソマツ科	ハマサジ ⁺			絶滅危惧II類(VU)	危惧II	
	カキノキ科	リュウキュウマメガキ				準危惧	
	エゴノキ科	アサガラ				情報不足	
		ハクウンボク				危惧II	
		コハクウンボク				危惧I	
	ハイノキ科	サワフタギ ⁺				準危惧	
		タンナサワフタギ ⁺				分布重要	
		ハイノキ				分布重要	
	モクセイ科	アオダモ				危惧I	
		サイゴクイボ ⁺ タ				危惧II	
		イボタノキ				分布重要	
		ミヤマイボ ⁺ タ				危惧I	
		ウスギモクセイ			準絶滅危惧(NT)	危惧II	
		ヒイラギ ⁺				危惧I	
		シマモクセイ				準危惧	
	マチン科	ホウライカズラ				分布重要	
	リンドウ科	リンドウ				分布重要	○
		ハルリンドウ				準危惧	○
		フデリンドウ				分布重要	
		アケボノソウ				分布重要	
		センブリ				分布重要	○
		ムラサキセンブリ			絶滅危惧II類(VU)	準危惧	○
		ツルリンドウ				分布重要	
	キョウチクトウ科	テイカカズラ				準危惧	
	ガガイモ科	アオカモメヅル				危惧I	
		フナハラソウ				準危惧	
		スズサイコ			絶滅危惧II類(VU)	危惧II	
		コイケマ				危惧II	
		オオカモメヅル				準危惧	
		コカモメヅル				準危惧	
	アカネ科	アリトオシ				分布重要	
		ヤマムグラ				分布重要	
		ヨツバムグラ				危惧II	
		キハナカリラマツハ ⁺				分布重要	
		ハシカグサ				分布重要	
		ツルアリトオシ				準危惧	
		ヒメツルアリトオシ				危惧II	
		サツマイナモリ					○
		イナモリソウ				分布重要	
		アカネ				分布重要	
		カキカズラ				分布重要	
	ヒルガオ科	ヒルガオ				分布重要	
	ムラサキ科	ムラサキ			絶滅危惧IB類(EN)	危惧I	
	クマツヅラ科	コムラサキ				分布重要	
		ムラサキシキブ ⁺				分布重要	
		ヤブムラサキ				分布重要	
		クサギ ⁺				分布重要	
		ハマクサギ ⁺				分布重要	
	シソ科	カイシントウ ⁺			絶滅危惧IB類(EN)	危惧I	
		タニシヤコソウ				危惧II	
		クルマバナ				分布重要	
		ヤマトウバナ				分布重要	
		フトボ ⁺ ナキ ⁺ ナタクウシ ⁺ ユ				危惧II	
		ナキ ⁺ ナタクウシ ⁺ ユ				情報不足	
		カキトオシ				分布重要	
		オドリコソウ				危惧II	
		ヒメセワタ			絶滅危惧IB類(EN)	準危惧	
		ヤマジ ⁺ オウ				準危惧	
		キセワタ			絶滅危惧II類(VU)	危惧II	
		オオマルバ ⁺ ノテンニソウ				準危惧	
		ヒメサルダ ⁺ ヒコ				分布重要	
		コシロネ				情報不足	
		ヒカゲヒメシソ				分布重要	
		ヤマシソ			絶滅危惧II類(VU)	危惧II	
		ウツボ ⁺ グサ				分布重要	
		ヤマハッカ				分布重要	
		ヒキオコシ				準危惧	
		アキチョウジ ⁺				危惧I	
		タカクマヒキオコシ				危惧II	
		ホソバ ⁺ アキノタムラソウ				準危惧	

表 1 - 1 2 生育記録のある重要な植物種一覧 (7/10)

分類名	科名	種名	文化財保護法	鹿児島県 条例指定	環境庁RDB	鹿児島県 RDB	公園 指定植物
		アキナムラソウ				分布重要	
		キハナアキギリ				危惧 I	
		タツナミソウ				準危惧	
		シソバタツナミソウ				準危惧	
		ヤマタツナミソウ				危惧 I	
ナス科		イガホオズキ				準危惧	
		ヤマホオズキ			絶滅危惧IB類 (EN)	危惧 II	
		マルバノホロシ				危惧 II	
ゴマノハグサ科		ゴマクサ			絶滅危惧IB類 (EN)	準危惧	
		サワトウガラシ				分布重要	
		クモイコメグサ				危惧 I	○
		オオアブノメ			絶滅危惧II類 (VU)	危惧 I	
		サキコケ				分布重要	
		ツクシシオガマ				危惧 I	○
		シオガマキク				準危惧	
		コシオガマ				準危惧	
		ゴマノハグサ				危惧 II	
		ヒナノウスツボ				疑問種	
		オオヒナノウスツボ				危惧 II	
		イヌノグサ			絶滅危惧II類 (VU)		
		コクワガタ				危惧 I	
		カワヂシャ			準絶滅危惧 (NT)	準危惧	
		トラノオズサカケ				危惧 II	○
キツネノマコ科		スズムシバナ				危惧 I	
イワタバコ科		イワタバコ				準危惧	○
		シシラン		○	絶滅危惧IB類 (EN)	危惧 I	○
ハマウツボ科		キオスミウツボ				危惧 I	○
タヌキモ科		ミカキグサ				準危惧	○
		ムラサキミカキグサ			絶滅危惧II類 (VU)	危惧 II	○
ハエドクソウ科		ハエドクソウ				準危惧	
スイカスラ科		コツクハネウツキ				分布重要	
		キハナコツクハネウツキ				分布重要	
		ツクハネウツキ				危惧 I	
		ミヤマウグイスカグラ				危惧 I	
		キダチニトウ				分布重要	
		ニリトコ				準危惧	
		ガマスミ				分布重要	
		テリハコバノガマスミ				分布重要	
		オオカメノキ				危惧 II	
		オトコウゾメ				危惧 II	
		ユヤフテマリ				危惧 II	
		ゴマキ				準危惧	
		ヤマシグレ				準危惧	
		マルバヤマシグレ				準危惧	
		ミヤマガマスミ				危惧 II	
		ニシキウツギ				準危惧	
オミナエシ科		オミナエシ				危惧 II	
		オトコエシ				分布重要	
		カノコウ				危惧 II	
キキョウ科		シデシヤン				地域絶滅?	
		ホタルアクロ				危惧 II	
		ツルニンジン				危惧 II	
		サワギキョウ				危惧 II	○
		キキョウ			絶滅危惧II類 (VU)	危惧 II	○
キク科		ノブキ				準危惧	
		モミジハグマ				準危惧	
		キッコウハグマ				分布重要	
		マルバテイショウソウ			絶滅危惧IB類 (EN)	危惧 I	
		ホソバノヤマハコ				準危惧	
		カワラヨモギ				分布重要	
		ヒメヨモギ				準危惧	
		ヨモギ				分布重要	
		ノコンキク				準危惧	
		タニガワノコンキク				準危惧	
		シラヤマキク				分布重要	
		シオン			絶滅危惧II類 (VU)	危惧 I	○
		ウラキク			絶滅危惧II類 (VU)	危惧 II	○
		オケラ				危惧 I	
		モミジガサ				準危惧	
		ツクシウモリソウ				危惧 II	○
		ヤブタバコ				準危惧	
		ホソバガンクビソウ				準危惧	
		ヒメガンクビソウ				準危惧	
		ヒメアザミ				準危惧	
		ノアザミ				分布重要	
		ヤナギアザミ				準危惧	
		サツマアザミ				危惧 II	
		ヤマアザミ				危惧 I	
		ツクシアザミ				準危惧	

表 1-12 生育記録のある重要な植物種一覧 (8/10)

分類名	科名	種名	文化財保護法	鹿児島県 条例指定	環境庁RDB	鹿児島県 RDB	公園 指定植物
		クサヤツテ				準危惧	
		ヒト'リバナ				分布重要	
		フジ'ハカマ			絶滅危惧II類 (VU)		
		サケハ'ヒヨドリ				分布重要	
		サワ'ヒヨドリ				分布重要	
		アキノ'ハハコグサ			絶滅危惧IB類 (EN)	危惧II	
		ヤマシ'ノギク				分布重要	
		マンシ'ユウスイラン				危惧I	
		オグルマ				準危惧	
		ニガ'ナ				分布重要	
		ヨメ'ナ				分布重要	
		ヤブ'タヒラコ				分布重要	
		セン'ホシヤリ				準危惧	
		オタ'カラコウ				危惧I	
		ハン'カイノウ				危惧II	○
		カシ'ワバ'ハグマ				危惧I	
		フキ				分布重要	
		フク'オウソウ				準危惧	
		ショウ'ブソウ				分布重要	
		ヒナ'ヒゴタイ			絶滅危惧IA類 (CR)	危惧II	
		ヒメ'ヒゴタイ			絶滅危惧I類 (VU)		
		キリ'シマ'ヒゴタイ				危惧I	○
		オカ'オグルマ				準危惧	
		サワ'オグルマ				危惧I	
		タム'ラソウ				危惧II	
		メ'ナモミ				準危惧	
		アキ'ノキ'ソウ				分布重要	
		ヤマ'コガ'ネ'ク				準危惧	
		ア'オヤ'ギ'バナ				危惧I	
		ヤブ'レ'ガ'サ				準危惧	
		ハ'バ'ヤマ'ボク'チ				準危惧	
		キク'ハ'ヤマ'ボク'チ				危惧I	
		ヤク'シ'ソウ				分布重要	
単子葉植物	オモ'ダ'カ'科	ア'ギ'ナ'シ			準絶滅危惧 (NT)	危惧II	
		ウ'リ'カ'ワ				準危惧	
	ト'チ'カ'ガ'ミ'科	ス'ブ'タ			絶滅危惧II類 (VU)	危惧II	
		ヤ'ナ'キ'ス'ブ'タ				危惧I	
		クロ'モ				準危惧	
		ト'チ'カ'ガ'ミ				準危惧	
	ヒル'ム'シ'ロ'科	オ'ヒル'ム'シ'ロ				危惧I	
	ア'マ'モ'科	コ'ア'マ'モ				準危惧	
	イ'ハ'ラ'モ'科	サ'ガ'ミ'リ'ゲ'モ			絶滅危惧IB類 (EN)	危惧I	
	ホ'ン'ゴ'ウ'ソ'ウ'科	ホ'ン'ゴ'ウ'ソ'ウ			絶滅危惧IB類 (EN)	危惧I	○
	ユ'リ'科	ネ'バ'リ'ノ'ギ'ラン				危惧I	
		ヤマ'ラ'ツ'キ'ョウ				準危惧	○
		ウ'バ'ユ'リ				準危惧	
		シ'ラ'イト'ソウ				準危惧	○
		キ'バ'ナ'チ'コ'ユ'リ				危惧I	
		ホ'ウ'チ'ャク'ソウ				危惧II	
		ヒメ'ホ'ウ'チ'ャク'ソウ				危惧II	
		チ'コ'ユ'リ				危惧I	
		ツク'シ'ョウ'シ'ョウ'ハ'カ'マ				危惧II	○
		ヤク'シ'マ'シ'ョウ'シ'ョウ'ハ'カ'マ				危惧I	○
		カ'ラ'ス'キ'ハ'サン'キ'ライ				準危惧	
		ト'ウ'キ'ホ'ウ'シ				危惧II	
		コ'ハ'キ'ホ'ウ'シ				危惧II	
		サイ'コ'ク'イ'ワ'キ'ホ'ウ'シ				危惧I	
		フ'ヒ'メ'ユ'リ				危惧I	○
		マイ'ヅ'ル'ソ'ウ				危惧II	
		ノ'ギ'ラン				準危惧	
		シ'ャ'ノ'ヒ'ゲ'				準危惧	
		ナ'ガ'バ'シ'ャ'ノ'ヒ'ゲ'				準危惧	
		ツク'ハ'ネ'ソ'ウ				危惧II	
		ナル'コ'ユ'リ				危惧II	
		ア'マ'ト'コ'ロ				危惧II	
		オ'モ'ト				危惧II	
		サル'ト'リ'イ'ハ'ラ				分布重要	
		ヤク'シ'マ'カ'カ'ラ				準危惧	
		タ'チ'シ'オ'テ'				準危惧	
		ヤマ'シ'ノ'ホ'ト'ギ'ス				分布重要	
		ホ'ト'ギ'ス				分布重要	
		ヤマ'ホ'ト'ギ'ス				情報不足	
		ホ'ソ'バ'シ'ュ'ロ'ソ'ウ				危惧I	
ヒガ'シ'バナ'科		ハ'マ'オ'モ'ト					○
		キ'ツ'ネ'ノ'カ'ミ'ヅ'リ				危惧II	
		オ'オ'キ'ツ'ネ'ノ'カ'ミ'ヅ'リ				危惧II	
ヤマ'ノ'イ'モ'科		ヤマ'ノ'イ'モ				分布重要	
		カ'エ'テ'ト'コ'ロ				分布重要	
		キク'ハ'ト'コ'ロ				情報不足	

表 1-12 生育記録のある重要な植物種一覧 (9/10)

分類名	科名	種名	文化財保護法	鹿児島県 条例指定	環境庁RDB	鹿児島県 RDB	公園 指定植物
アヤメ科		オニトコロ				分布重要	
		ヒオウキ				準危惧	
		カキツバタ			絶滅危惧II類 (VU)		
ヒナノシヤクシヨウ科		アヤメ				情報不足	
		クリシマシロアヤメ				地域絶滅?	
		シロシヤクシヨウ			絶滅危惧IA類 (CR)	準危惧	○
イグサ科		クリシマシヤクシヨウ				危惧 I	○
		クリシマタヌキノシヨクダイ				危惧 I	○
		ヒメウガイセキシヨウ				準危惧	
ツユクサ科		アオウガイセキシヨウ				危惧 II	
		ホソイ				準危惧	
		クサイ				分布重要	
ホシクサ科		ヤマスズメノヒエ				分布重要	
		ヤブミョウガ				分布重要	
		イトヌノヒゲ				準危惧	
イネ科		ニッポンイヌノヒゲ				危惧 I	
		イヌノヒゲ				危惧 I	
		ヒロハイヌノヒゲ				分布重要	
イネ科		ミヤマカホ				危惧 II	
		ヤマカモシグサ				分布重要	
		ノガリヤス				準危惧	
		クリシマノガリヤス				危惧 I	
		ヒメノガリヤス				危惧 I	
		カンチク				危惧 II	
		ヒロハノコメスキ				危惧 I	
		ヤマトボシガラ				情報不足	
		ウシノシッペイ				準危惧	
		カモノハシ				分布重要	
		サヤヌカグサ				準危惧	
		ミヤマササガヤ				分布重要	
		カリヤスモトキ				地域絶滅?	
		ヌマガヤ				危惧 II	
		ネズミカヤ				準危惧	
		キダチノネズミカヤ				情報不足	
		クサヨシ				準危惧	
		メダケ				分布重要	
		ヤマミゾイチゴツナギ				準危惧	
		クリシマスズ				危惧 I	
		ニッコウササ				情報不足	
		ミヤコササ				分布重要	
		クマササ				分布重要	
		スズタケ				分布重要	
		ナリヒラダケ				準危惧	
		オカメササ				分布重要	
		オオアブララスキ				危惧 II	
		メガルカヤ				分布重要	
		シバ				分布重要	
	サトイモ科		ショウブ				分布重要
		セキショウ				分布重要	
		マイヅルテンナンショウ			絶滅危惧II類 (VU)	危惧 I	
		ヒメウラシマツウ				準危惧	
		ヒメテンナンショウ				分布重要	○
ウキクサ科		マムシグサ				分布重要	
		ツクシヒトツバテンナンショウ				準危惧	
		アオウキクサ				分布重要	
カマ科		ガマ				準危惧	
		コガマ				分布重要	
カヤツグサ科		イトハナビテンツキ				準危惧	
		イトテンツキ			絶滅危惧II類 (VU)	準危惧	
		エナシヒコクサ				危惧 I	
		マツハスケ				分布重要	
		ショウシヨウスケ				危惧 I	
		ヤマシスケ				危惧 I	
		コイワカンスケ				準危惧	○
		ヒメカンスケ				分布重要	
		オニスケ				準危惧	
		タニカワスケ				危惧 II	
		タイワンスケ			絶滅危惧IB類 (EN)	危惧 II	
		サナギスケ				分布重要	
		コハリスケ				危惧 I	
		テギリスケ				分布重要	
		サツマスケ				準危惧	
		ゴウソ				準危惧	
		ケヒエスケ				危惧 I	
		ヒメシラスケ				準危惧	
		ヤチカワスケ				危惧 I	○
		ヒメスケ				準危惧	
	シラコスケ				分布重要		
	ツルカミカリスケ				危惧 I	○	

表 1 - 1 2 生育記録のある重要な植物種一覧 (10/10)

分類名	科名	種名	文化財保護法	鹿児島県 条例指定	環境庁RDB	鹿児島県 RDB	公園 指定植物
		オオイトスケ ⁺				危機 I	
		アブラシバ ⁺				分布重要	
		ツルナシオオイトスケ ⁺				危機 II	
		カヤツリグサ				分布重要	
		ウシクグ				分布重要	
		ヤリハリイ				準危機	
		オオヌマハリイ				情報不足	
		チャボイ			絶滅危機II類 (VU)	危機 II	
		ツクシテンツキ			絶滅危機II類 (VU)	準危機	○
		コイヌノハナヒケ ⁺				分布重要	
		ツクシアブラガヤ			絶滅危機IB類 (EN)	危機 II	
		フトイ				分布重要	
		アブラガヤ				分布重要	
		コシシユガヤ				準危機	
ショウカ ⁺ 科		ハナミョウガ ⁺				分布重要	
ラン科		シラン			準絶滅危機 (NT)	危機 II	
		マメヅタラン			絶滅危機II類 (VU)	危機 II	○
		ムギラン			絶滅危機II類 (VU)	危機 II	○
		クリシマエビ ⁺ ネ		○	絶滅危機IA類 (CR)	危機 I	○
		エビ ⁺ ネ			絶滅危機II類 (VU)	危機 II	○
		ナツエビ ⁺ ネ			絶滅危機II類 (VU)	危機 II	○
		キエビ ⁺ ネ			絶滅危機IB類 (EN)	危機 II	○
		サルメンエビ ⁺ ネ			絶滅危機IB類 (EN)	危機 I	○
		キンラン				危機 I	
		ウシシユラン			絶滅危機II類 (VU)	危機 I	
		キンラン			絶滅危機II類 (VU)	準危機	
		サイハイラン				準危機	○
		シユンラン				危機 II	○
		カンラン		○	絶滅危機IA類 (CR)	危機 I	○
		クマガイソウ			絶滅危機II類 (VU)	危機 II	○
		セッコク				準危機	○
		エゾスズラン				危機 I	
		カキラン				分布重要	○
		タシロラン			準絶滅危機 (NT)	危機 II	
		オサラン			絶滅危機IB類 (EN)	危機 II	○
		ツチアケビ ⁺				準危機	○
		オニノヤガラ				危機 I	○
		クロヤツシロラン			絶滅危機IB類 (EN)	危機 I	
		アケボノシユスラン				準危機	○
		ツリシユスラン				危機 II	○
		ミヤマスズラ				分布重要	○
		ダイサキソウ			絶滅危機IB類 (EN)	危機 II	
		ムカゴト ⁺ ソ			絶滅危機IA類 (CR)	準危機	○
		ヒメノヤガラ				危機 II	○
		ムヨウラン				危機 II	○
		クモキリソウ				危機 I	○
		コクラン					○
		ササハラン				危機 II	○
		アオフタバラン				危機 I	○
		ツクシアリド ⁺ オシラン			絶滅危機IA類 (CR)	危機 I	○
		フウラン		○	絶滅危機II類 (VU)	危機 I	○
		ムカゴ ⁺ サイシ			絶滅危機IA類 (CR)	危機 I	
		ヨウラクラン				危機 II	○
		ウチョウラン		○	絶滅危機II類 (VU)	危機 I	○
		コケイラン				危機 II	○
		ガンゼキラン		○	絶滅危機IA類 (CR)	危機 I	○
		ニイタカチドリ				情報不足	○
		ツクシチドリ			絶滅危機IB類 (EN)	危機 II	
		シンハイソウ				危機 I	○
		ミスチドリ				危機 I	
		ヤマサキソウ				危機 I	○
		オオハ ⁺ ト ⁺ ソウ				危機 II	○
		トキソウ			絶滅危機II類 (VU)	情報不足	○
		ヤマトキソウ				危機 II	○
		カヤラン				危機 I	○
		ナゴラン		○	絶滅危機IA類 (CR)	危機 I	○
		ヒツツボクロ				危機 I	○

種の保存法に係る植物種の生育記録は無い。

注) 文化財保護法：「文化財保護法 法律第 214 号」(文化庁 1950)

種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 法律第 75 号」(環境庁 1992)

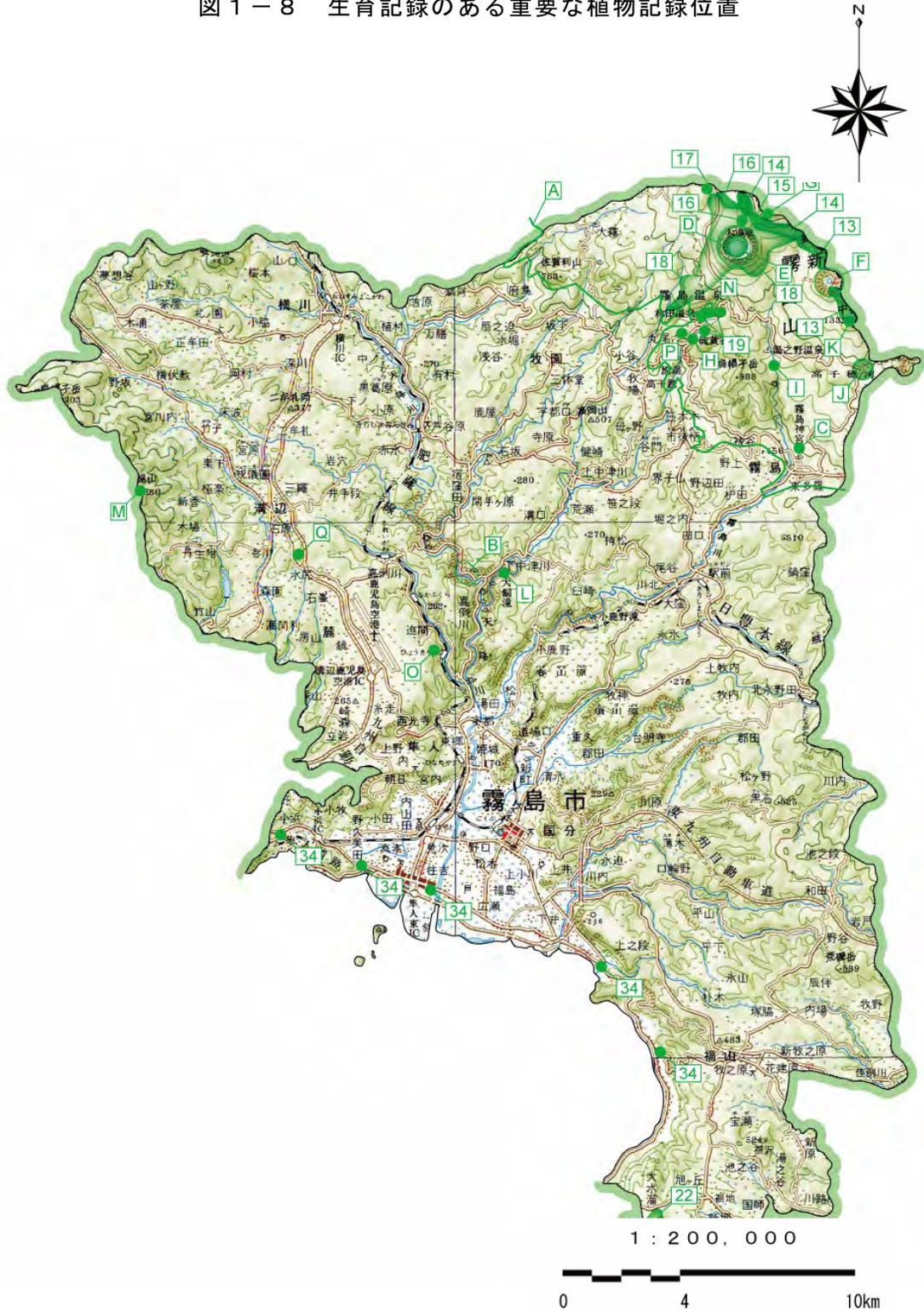
鹿児島県条例指定：「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」(鹿児島県条例第 11 号 2003)

環境庁 RDB：「改訂 日本の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック 植物 1」(環境庁 2000)

県 RDB：「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 植物編 -鹿児島県レッドデータブック」(鹿児島県 2003)

公園指定植物：「国立、国定公園特別地域内 指定植物図鑑 -南近畿・南四国・九州編-」(環境庁 昭和 60 年)

図 1 - 8 生育記録のある重要な植物記録位置



凡 例

13. 霧島山のミヤマキリシママイヅルソウ群落	18. 大浪池斜面のツガ林
14. 霧島山のミスナラ林	19. 霧島林田付近のモミ林
15. 霧島山のフナースタケ群落	22. 大隈半島北西部のススキ草原
16. 韓国山のハリモミ林	34. 鹿児島湾沿岸のアコウ個体群
17. えびののノカトウが自生する群落	
A.霧島山系	
コハクウンホク	コバノクロヅル
ホソバトウゲシバ	クロタキカズラ
ヒモラン	ケンボナシ
ハクモウイノデ	コバノクロウメモトキ
ミヤマノキシノブ	フカキレオオモミジ
オオクボシダ	チドリノキ
イチイ	コミネカエデ
イヌガヤ	イタヤカエデ
ハラモミ	イロハモミジ
ヒヤクシン	ツタウルシ
ホオノキ	マツカゼソウ
コブシ	コクサギ
オオヤマレンゲ	コミヤマカタバミ
シロモジ	ツリフネソウ
マツバサ	コシアブラ
メギ	ハリギリ
ハナカズラ	トチバニンジン
タンナトリカブト	ホソバノダケ
ヤマオダマキ	ツクシセリ
オオハシヨウマ	ミシマサイコ
タカネハンショウヅル	ヤマセリ
ノカラマツ	ミツバグサ
アワフキ	ハルリンドウ
ナンバンハコベ	ムラサキセンブリ
ヤナギイノソチ	スズサイコ
マルミノヤマゴホウ	イカホオスキ
ミヤマタニソバ	マルバノホロシ
タニソバ	ムラサキ
ヤマグルマ	カイシントウ
カツラ	タニシヤコウソウ
キリシマミズキ	フトボナキナタコウジュ
フナ	オオマルバノテンニンソウ
ミスナラ	アキショウジ
ヤマハンノキ	タカクマヒキオコシ
ヒコスミレ	キバナアキギリ
エイザンスミレ	コバノネリコ
マルハスミレ	サイコクイボタ
ホコバスミレ	ミヤマイボタ
シロバナスミレ	クモイコメグサ
モミジカラスウリ	ツクシシオガマ
モウセンゴケ	シオガマキク
タカトウダイ	ゴマノハグサ
ナツトウダイ	オオヒナノウスツボ
ヒメシャラ	キヨスミツツボ
ナツツバキ	イワタバコ
ヒコサンヒメシャラ	スズムシバナ
リュウキュウマメカキ	ツルニンジン
オオハイツツゲ	ノブキ
アオハダ	モミジハグマ
イワカガミ	ホソバノヤマハハコ
	ヒメヨモギ
	ノコンギク
	モミジガサ
	ツクシコウモリソウ
	ホソバガクンビソウ
	ヒメガクンビソウ
	ヒメアザミ
	ヤナギアザミ
	サツマアザミ
	ツクシアザミ
	クサヤツテ
	アキノハハコグサ
	マンシュウスイラン
	センボンヤリ
	オタカラコウ
	ハンカイソウ
	フクオウソウ
	ヒナヒコタイ
	キリシマヒコタイ
	オカオグルマ
	ヤマコガネギク
	アオヤギバナ
	ヤブレガサ
	ハバヤマホクチ
	ヒメツルアリトオシ
	オオカメノキ
	オトコヨウゾメ
	コヤブデマリ
	ゴマキ
	カノコソウ
	マイヅルテンナンショウ
	ヒメウラシマソウ
	ツクシヒツバテンナンショウ
	イトヌノヒゲ
	ニッポンイトヌノヒゲ
	イトヌノヒゲ
	アオコウガイゼキショウ
	イトテンツキ
	ショウジョウスゲ
	サツマスケ
	ゴウソ
	ヒメシラスケ
	ヤチカラススケ
	コハリスケ
	ヒメスケ
	ツルナンオオイトスケ
	ツクシテンツキ
	ツクシアブラガヤ
	ミヤマヌカホ
	ノカリヤス

凡 例

A.霧島山系	ハクウンボク	オヒルムシロ	M.長尾山
キリシマノガリヤス	マタタビ	キリシマシロアヤメ	キンラン
ヒメノガリヤス	ツクシムレススゞメ	マメヅタラン	ウチョウラン
カンチク	フジ	ムギラン	N.林田温泉
ヒロハノコメスキ	ヒメノボタン	エゾスズラン	タツナミソウ
ヤマトボシガラ	ニシキキ	カヤラン	O.表木山
カリヤスモトキ	クマガワフブトウ	ヒトツボクロ	シデシヤジン
ヌマガヤ	ミツバグサ	E.大浪池	P.丸尾温泉
ネスミカヤ	タニシヤコウソウ	オオヤマレンゲ	タニガワスケ
キダチノネスミカヤ	ヒメキセワタ	ハイヒカゲツツジ	Q.高屋山稜
ニコウサグサ	ホソバアキノタムラソウ	ヒメレンゲ	コハナワレモコウ
キツネノカミソリ	タツナミソウ	イワキンバイ	
オオキツネノカミソリ	ゴマクサ	コゴメウツキ	
シロシヤクジョウ	スズムシハナ	シソバタツナミソウ	
キリシマシヤクジョウ	マルバテイショウソウ	コハノネリコ	
ヒオウキ	タニガワコンギク	ヒメホウチャクソウ	
ヤマラッキョウ	サツマアザミ	マイヅルソウ	
シライソウ	クサヤツデ	ツクシチドリ	
ツクシショウジョウハカマ	ヤブレガサ	F.新燃岳	
コハギボウシ	ヒメウラシマソウ	マンネンスキ	
マイヅルソウ	オニスゲ	ヒメクロモジ	
ツクハネソウ	タイワンスゲ	ヤマアザサイ	
ナルコユリ	ツクシアブラガヤ	ヤマフキショウマ	
アマトコロ	ウシノシツペイ	タニタテ	
オモト	ナリヒラダケ	コハノクロウメモトキ	
ヤマホトギス	シライソウ	クモイココメグサ	
ホソバシヨロソウ	カラスキハサンキライ	コクワガタ	
マメヅタラン	ジャノヒゲ	タチシオテ	
キリシマエビネ	ナガバジャノヒゲ	G.韓国岳	
エビネ	エビネ	ヤマフキショウマ	
サルメンエビネ	ダイサキソウ	ツルキンバイ	
キンラン	ムカゴトホ	コハノネリコ	
シュラン	C.霧島神宮	コイワカンスゲ	
タシロラン	ヘツカボタンズル	ケヒエスゲ	
ツチアケビ	ユスリハ	オオイトスゲ	
オニノヤガラ	ヒメキホコリ	ヤクシマショウジョウハカマ	
ヒメノヤガラ	イラクサ	マイヅルソウ	
ムヨウラン	テリハアカショウマ	H.丸尾滝	
クモキリソウ	クサアジサイ	ツルアリトオシ	
ササハラ	ヤマネコノメソウ	ホンコウソウ	
アオフタバラン	ニワフジ	アケボノシュラン	
ツクシアリトオシラン	キハダ	ツクシチドリ	
ヨウラクラン	ウスギモクセイ	I.千里ヶ滝	
ウチョウラン	カンチク	クサアジサイ	
コケイラン	キリシマスズ	ダイモンジソウ	
ニイタカチドリ	キリシマタヌキノショクタイ	セッコク	
ジンバイソウ	ムギラン	J.高千穂河原	
オオハノトンボソウ	キンラン	タニタテ	
トキソウ	ムカゴサイシン	ツルカミカワスケ	
ヤマトキノソウ	D.大浪岳	K.中岳	
ヒトツボクロ	カヤ	ヤマジスゲ	
B.新川溪谷	シロモジ	サイコクイワキボウシ	
タカネハンショウツル	マンサク	L.犬飼の滝	
ホソガタスズメウリ	ミヤマサクラ	オオモジ	
ヤマトキホコリ	オミナエシ	カワチヤ	

c. 植 生

重要な植生の選定については、環境庁(1980)、日本自然保護協会ほか(1996)に記載の植生を対象としました。これによると、霧島市に発達記録のある重要な植生としては表1-13のとおり、「霧島山のミヤマキリシマーマイヅルソウ群落」、「霧島山のミズナラ林」、「霧島山のブナースズタケ群集」、「韓国岳のハリモミ林」、「えびののノカイドウが自生する群落」、「大浪池斜面のツガ林」、「霧島林田付近のモミ林」、「大隅半島北西部のススキ草原」、「鹿児島湾沿岸のアコウ個体群」の9植生が上げられます。

これらの植生の発達場所は、図1-8に示したとおりです。

表1-13 霧島市に発達記録のある重要な植生

件名	図面対象番号	相観区分	立地区分	面積(ha)	環境庁 ¹⁾	群落RDB ²⁾
霧島山のミヤマキリシマーマイヅルソウ群集	13	冷温帯夏緑広葉低木林	風衝地	50	希な群落	破壊の危惧
霧島山のミズナラ林	14	冷温帯夏緑広葉高木林	火山噴出物堆積地(溶岩原、新期火山灰堆積地など)	100	自然林	破壊の危惧
霧島山のブナースズタケ群集	15	冷温帯夏緑広葉高木林	火山噴出物堆積地(溶岩原、新期火山灰堆積地など)	50	自然林	破壊の危惧
韓国岳のハリモミ林	16	冷温帯夏緑広葉高木林	火山噴出物堆積地(溶岩原、新期火山灰堆積地など)	15	分布限界	破壊の危惧
えびののノカイドウが自生する群落	17	個体群		10	希な群落	破壊の危惧
大浪池斜面のツガ林	18	暖温帯常緑針葉高木林		550	自然林	緊急に対応必要
霧島林田付近のモミ林	19	暖温帯常緑針葉高木林		30	自然林	破壊の危惧
大隅半島北西部のススキ草原	20	暖温帯単子葉草本草原		150	郷土景観	対策必要
鹿児島湾沿岸のアコウ個体群	34	個体群	海岸付近		希な群落	—

1) 「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図 鹿児島県」(環境庁 1980), 自然林: 原生林もしくはそれに近い自然林; 希な群落: 国内若干地域に分布するが、極めて希な植物群落または個体群; 分布限界: 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群; 郷土景観: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの

2) 「我が国における緊急な保護を必要とする植物群落の現状と対策 植物群落レッドデータブック」(日本自然保護協会・世界自然保護基金日本委員会(編) 1996), 緊急に対策必要: 緊急に対策を講じなければ群落が破壊する; 対策必要: 対策を講じなければ群落の状態が徐々に悪化する; 破壊の危惧: 現在は保護対策が功を奏しているが、将来は破壊の危惧が大きい

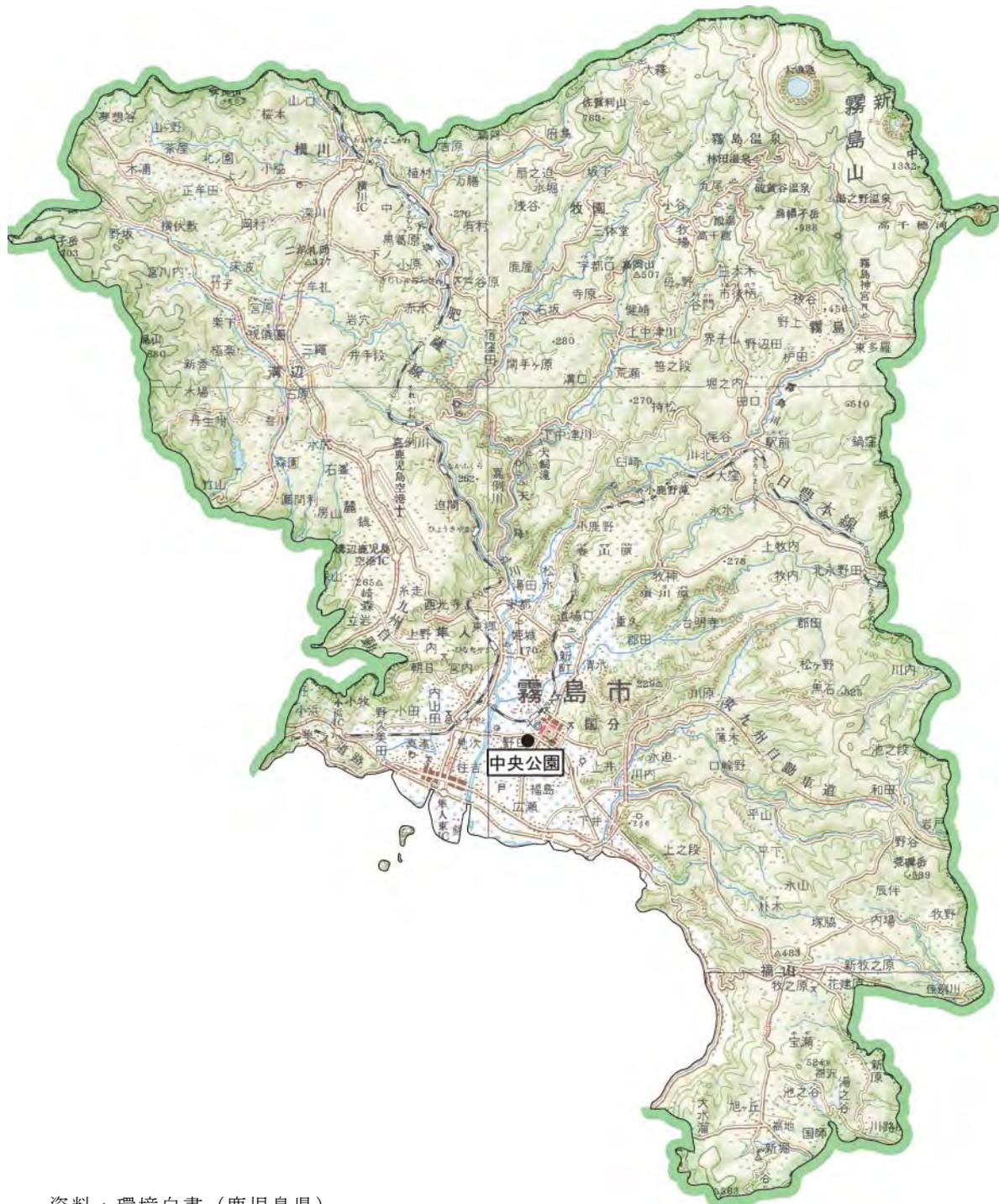
2. 生活環境

(1) 大気環境

霧島市では、鹿児島県が中央公園に設置した測定局1地点において、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント等について測定が行われています。

環境基準より評価すると、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び有害大気汚染物質（4物質）について、いずれも環境基準を達成しています。

図2-1 大気環境測定地点



資料：環境白書（鹿児島県）

1) 二酸化硫黄

中央公園における年平均値の過去 10 年間の推移は、図 2-2 のとおりであり、全国平均値と比べ同等以下のレベルで推移しています。

平成 16 年度の長期的評価による環境基準は、達成しています。

図 2-2 二酸化硫黄の年平均値の推移

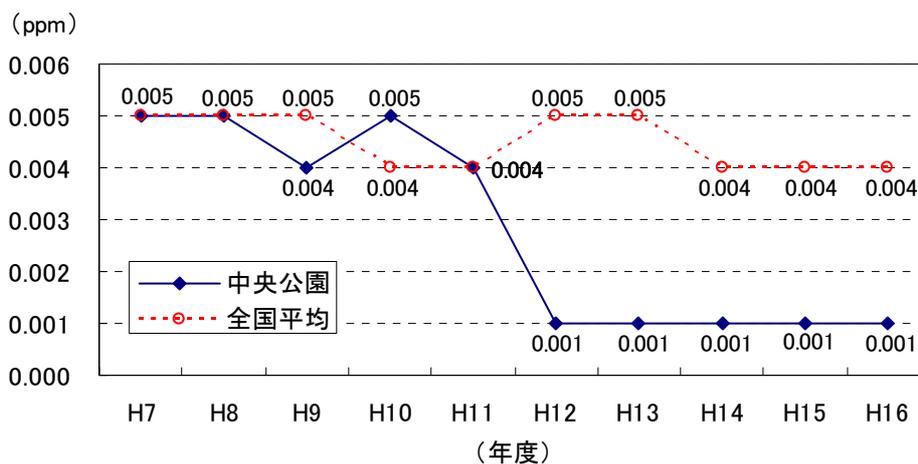


表 2-1 中央公園における二酸化硫黄測定結果 (平成 16 年度)

項 目	測定結果
年平均値	0.001ppm
1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合	0 時間 (0.0%)
日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合	0 日 (0.0%)
1 時間値の最高値	0.037ppm
日平均値の 2% 除外値	0.004ppm
日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	○ (無)
環境基準の長期的評価	達成

資料：平成 17 年版 環境白書 (鹿児島県 HP, <http://www.pref.kagoshima.jp/>)

2) 浮遊粒子状物質

中央公園における年平均値の過去 10 年間の推移は、図 2-3 のとおりであり、全国平均値以下のレベルで推移しています。

平成 16 年度の長期的評価による環境基準は、達成しています。

図 2-3 浮遊粒子状物質の年平均値の推移

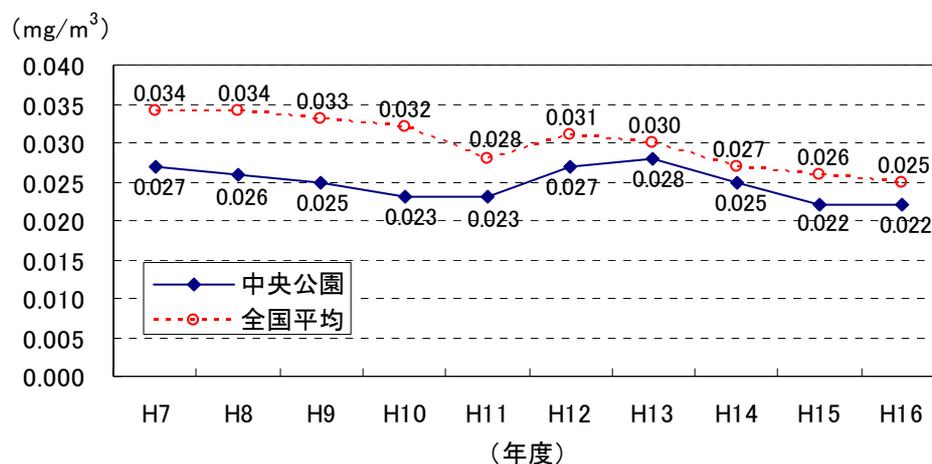


表 2-2 中央公園における浮遊粒子状物質測定結果 (平成 16 年度)

項目	測定結果
年平均値	0.022mg/m ³
1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	0 時間 (0.0%)
日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	0 日 (0.0%)
1 時間値の最高値	0.109mg/m ³
日平均値の 2% 除外値	0.050mg/m ³
日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	○ (無)
環境基準の長期的評価	達成

資料：平成 17 年版 環境白書 (鹿児島県 HP, <http://www.pref.kagoshima.jp/>)

3) 二酸化窒素

中央公園における年平均値の過去 10 年間の推移は、図 2-4 のとおりであり、全国平均値と比べ低いレベルで推移しています。

平成 16 年度の長期的評価による環境基準は、達成しています。

図 2-4 二酸化窒素の年平均値の推移

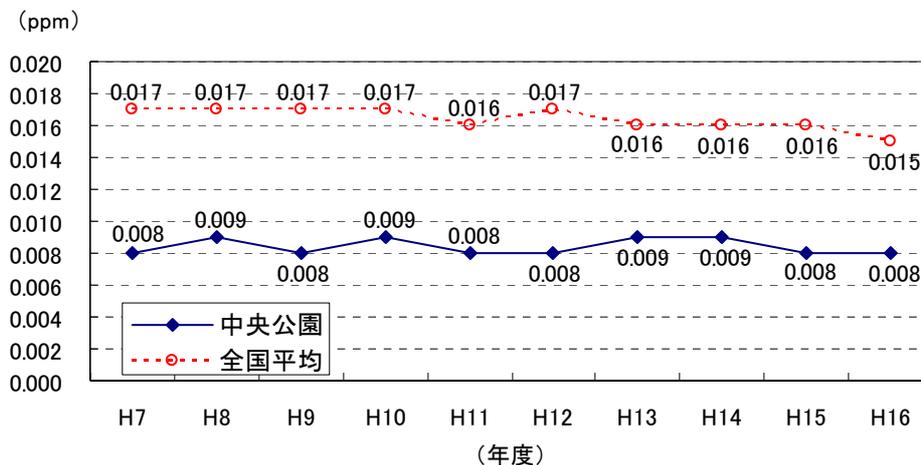


表 2-3 中央公園における二酸化窒素測定結果 (平成 16 年度)

項 目	測定結果
1 時間値の年平均値	0.008ppm
1 時間値の最高値	0.042ppm
日平均値の年間 98% 値	0.016ppm
環境基準の長期的評価	達成

資料：平成 17 年版 環境白書 (鹿児島県 HP, <http://www.pref.kagoshima.jp/>)

4) 光化学オキシダント

平成 16 年度は、環境基準である 0.06ppm を超過しています。光化学オキシダントは、主に春季及び秋季に高濃度となりますが、この原因については、移動性高気圧の影響により、成層圏のオゾンが対流圏に降下し、地上付近の大気に混入することでの自然現象によるものです。このため、大都市に見られるような光化学反応により生成された光化学オキシダントによるものではないと考えられます。なお、大気汚染防止法第 23 条第 1 項の規定に基づいて発令される注意報レベル (0.12ppm) は超過していません。

表 2-4 中央公園における光化学オキシダント測定結果 (平成 16 年度)

項 目	測定結果
昼間の 1 時間値の年平均値	0.030ppm
昼間の 1 時間値の最高値	0.085ppm
昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超過	61 日、328 時間
昼間の日最高 1 時間値の年平均値	0.044ppm
時間達成率	93.8%
光化学オキシダント注意報等発令日数	0 日

注) 時間達成率 = (昼間の環境基準達成時間 / 昼間の測定時間) × 100 (%)

昼間の測定時間 = 5 時 ~ 20 時

資料: 平成 17 年版 環境白書 (鹿児島県 HP, <http://www.pref.kagoshima.jp/>)

表 2-5 光化学オキシダントに係る緊急時の措置の発令条件

緊急時 (人の健康状態又は生活環境に被害が生ずるおそれのある濃度)	重大緊急時 (人の健康状態又は生活環境に重大な被害が生ずる濃度)
1 時間値が 0.12ppm 以上である大気の大気汚染状態になり、かつ、気象条件からみて当該大気の大気汚染の状態が継続すると認められるとき	1 時間値が 0.4ppm 以上である大気の大気汚染状態になり、かつ、気象条件からみて当該大気の大気汚染の状態が継続すると認められるとき

【環境基準による大気汚染の評価方法】

●短期的評価

測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値若しくは 8 時間平均値又は 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

●長期的評価

・二酸化窒素

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98% 目に当たる値 (1 日平均値の年間 98% 値) を環境基準と比較して評価を行う。

・浮遊粒子状物質、二酸化硫黄

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値 (1 日平均値の 2% 除外値) を環境基準と比較して評価を行う。但し、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成と評価する。

資料: 平成 17 年版 環境白書 (鹿児島県 HP, <http://www.pref.kagoshima.jp/>)

5) 有害大気汚染物質

平成 16 年度の調査結果は、表 2-6 のとおりです。環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 4 物質は、環境基準を達成しています。

表 2-6 中央公園における有害大気汚染物質測定結果（平成 16 年度）

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

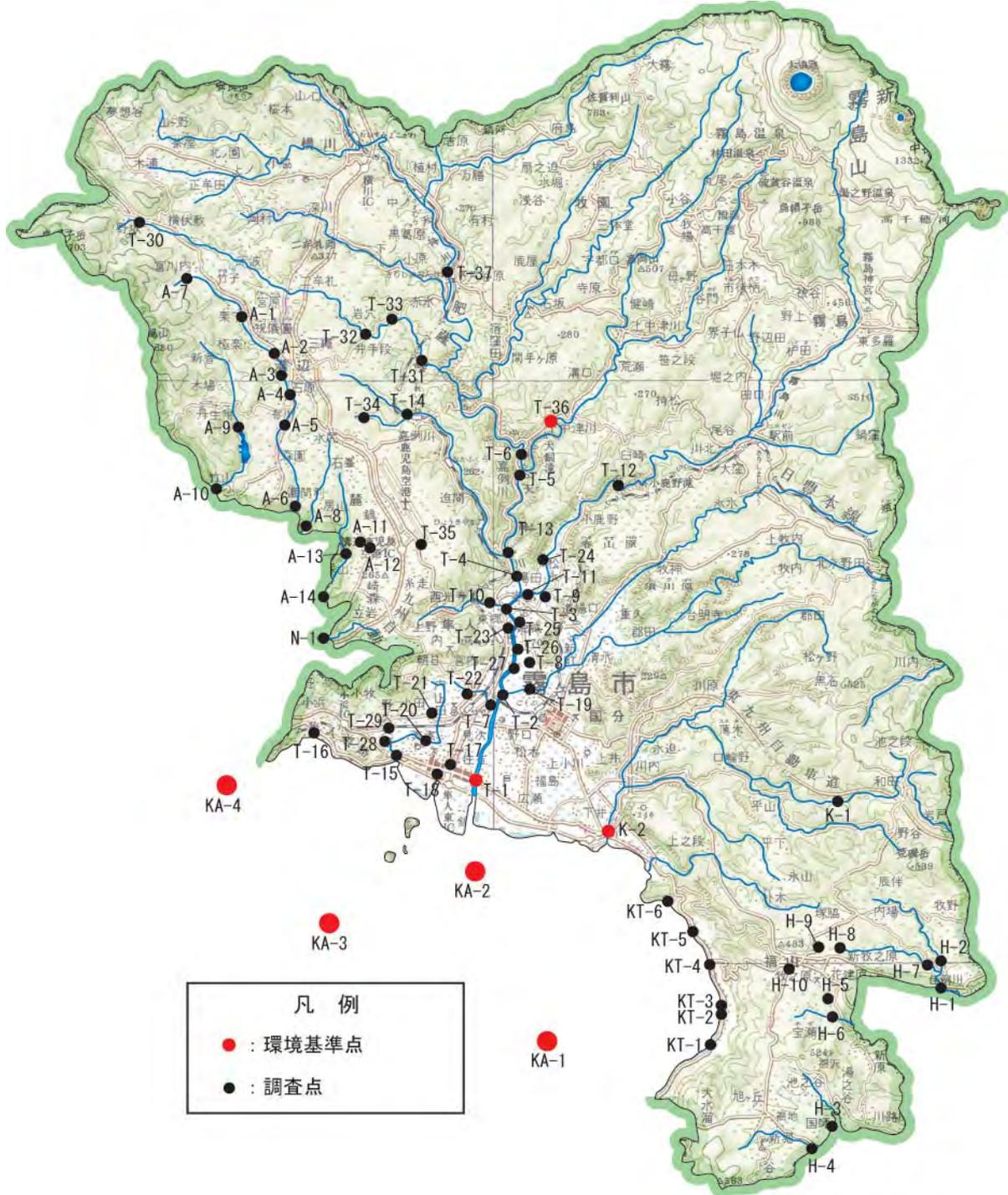
有害大気汚染物質	年平均値	中央公園		全国平均値	
		濃度範囲		一般環境	全体
ベンゼン	1.3	0.68	～ 2.1	1.6	—
トリクロロエチレン	0.021	<0.0054	～ 0.079	0.79	—
テトラクロロエチレン	0.066	<0.0090	～ 0.23	0.39	—
ジクロロメタン	0.44	0.26	～ 0.84	2.3	—
アクリロニトリル	0.069	0.027	～ 0.10	0.094	—
塩化ビニルモノマー	0.032	<0.0012	～ 0.13	0.059	—
クロロホルム	0.14	0.075	～ 0.26	—	0.26
1,2-ジクロロエタン	0.095	0.020	～ 0.29	—	0.15
ベンゾ [a] ピレン	0.00010	0.000025	～ 0.00029	—	0.00034
酸化エチレン	0.039	0.026	～ 0.065	—	0.10
水銀及びその化合物	0.0019	0.0015	～ 0.0022	0.0023	—
ニッケル化合物	0.0013	0.00062	～ 0.0023	0.0047	—
ヒ素及びその化合物	0.0015	0.000057	～ 0.0036	—	0.0018

資料：平成 17 年版 環境白書（鹿児島県 HP, <http://www.pref.kagoshima.jp/>）

(2) 水環境

霧島市では、天降川、検校川、網掛川等で生活環境項目及び健康項目等に関して測定が行われています。

図 2-5 水質環境測定地点



資料：環境白書（鹿児島県）
 霧島市隼人町水質調査汚濁解析報告書（霧島市）
 霧島市溝辺町水質調査汚濁解析報告書（霧島市）
 霧島市福山町水質調査汚濁解析報告書（霧島市）

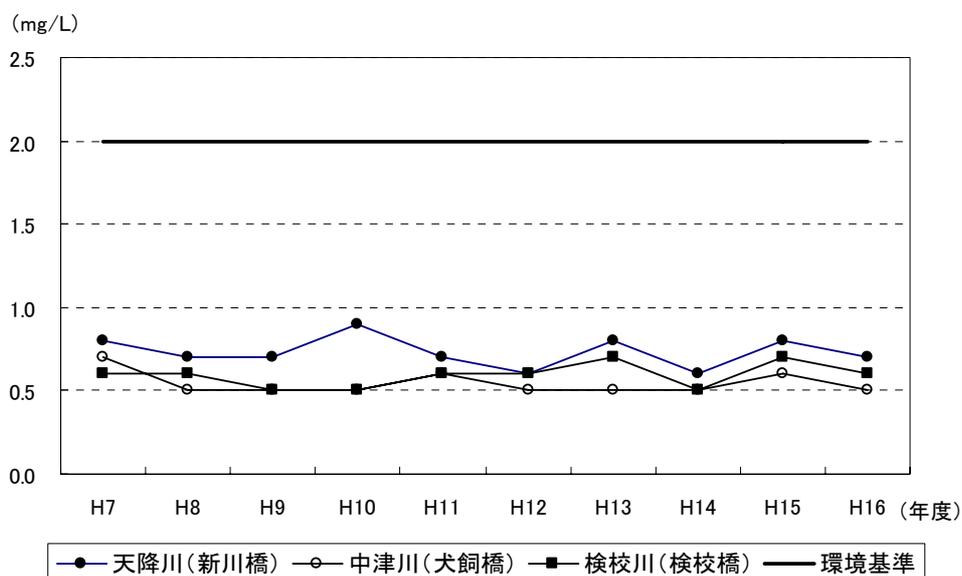
1) 河川

生活環境項目のうち、河川水質の代表的な水質指標であるBOD（75%値）は、過去10年間、全ての河川で環境基準を達成しています（図2-4参照）。

BOD以外の生活環境項目については、中小河川や排水路において環境基準や農業用水基準を越える値が検出されています。特に、大腸菌群数は、ほとんどの地点で環境基準を越える値が検出されています。

健康項目については、全ての測定地点において環境基準を達成しています（表2-7参照）。

図2-6 河川水質（BOD75%値）の経年変化



資料：平成17年版 環境白書（鹿児島県HP，<http://www.pref.kagoshima.jp/>）

表 2-7 (1) 河川水質 (生活環境項目) の測定結果 (平成 17 年度)

上段: かんがい期
下段: 非かんがい期

水系	地点 No.	地点名	pH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌群数	T-N	T-P
				mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L
天降川	T-1	新川橋	7.7	0.7	1.8	3.8	8.7	24,000	1.1	0.074
			7.6	<0.5	1.4	<2.0	10.7	79,000	1.3	0.039
	T-2	参宮橋	7.7	1.3	2.4	<2.0	9.3	130,000	1.2	0.095
			7.7	<0.5	1.2	<2.0	11.0	24,000	1.3	0.049
	T-3	日当山橋	7.7	0.7	1.8	3.9	9.6	17,000	1.4	0.061
			7.8	<0.5	1.1	<2.0	11.5	7,900	1.1	0.042
	T-4	湯田橋	7.8	0.6	1.7	4.1	9.1	33,000	1.3	0.055
			7.8	<0.5	1.0	2.4	11.1	13,000	1.4	0.047
	T-5	妙見中津川下流	7.8	0.8	2.6	<2.0	8.7	24,000	1.0	0.054
			7.6	<0.5	0.7	2.0	11.8	2,400	1.1	0.038
	T-6	安楽橋	7.5	0.8	1.1	2.8	8.5	49,000	1.5	0.076
			7.3	<0.5	0.8	2.1	9.3	24,000	1.5	0.069
	T-7	見次橋	7.5	1.7	3.0	4.9	7.5	130,000	1.5	0.13
			7.2	4.6	5.8	4.2	8.3	240,000	4.0	0.45
	T-8	松永用水路下流国分境	7.9	0.8	2.2	7.3	9.1	24,000	0.67	0.047
			8.3	1.8	5.2	5.0	12.2	7,900	1.6	0.31
	T-9	松永用水路中流松永	7.9	0.8	1.8	5.8	9.1	4,900	0.65	0.039
			7.7	2.8	6.0	3.0	12.5	33,000	1.5	0.19
	T-10	西光寺橋	7.5	0.6	1.7	<2.0	9.6	130,000	2.1	0.079
			7.4	<0.5	1.7	<2.0	11.9	49,000	4.2	0.065
	T-11	武安橋	7.7	0.9	1.8	2.5	9.9	49,000	0.58	0.047
			7.7	<0.5	1.3	<2.0	11.8	7,900	0.83	0.034
	T-12	上流牧園町境	7.9	<0.5	0.5	<2.0	9.1	4,900	0.66	0.036
			7.7	<0.5	0.4	<2.0	11.0	1,300	0.71	0.033
	T-13	新川発電所横	7.7	<0.5	0.9	<2.0	8.4	3,300	2.8	0.049
			8.3	<0.5	0.6	<2.0	12.2	2,400	4.9	0.026
	T-14	嘉例川合流点	6.7	<0.5	1.3	<2.0	9.9	4,900	0.40	0.022
			7.0	<0.5	1.2	<2.0	11.6	330	0.70	0.019
	T-15	野久美田橋	8.0	1.1	3.2	5.2	9.5	33,000	1.0	0.094
			7.6	1.3	3.4	4.4	11.6	79,000	2.4	0.15
	T-16	小浜排水路	8.1	0.5	6.9	7.5	8.2	49,000	0.71	0.092
			7.9	0.6	2.0	3.5	12.8	11,000	0.87	0.085
	T-17	富隈小下用排水路	8.5	1.0	2.6	7.1	9.2	79,000	1.3	0.074
			7.9	15	12	7.0	9.6	330,000	3.8	0.98
	T-18	隼人港排水路	7.8	3.4	5.1	4.0	6.7	1,300,000	2.4	0.30
7.8			7.7	7.6	5.8	7.1	2,400,000	2.7	0.40	
T-19	めがね橋	7.3	1.2	2.4	3.6	8.2	79,000	0.93	0.11	
		7.3	0.9	1.5	5.4	10.4	790,000	2.0	0.093	
T-20	真孝樋門	7.5	2.2	3.3	7.6	7.7	79,000	1.4	0.13	
		7.2	10	8.5	9.5	5.0	490,000	5.6	0.52	
T-21	笛吹川水路県営小田団地下	7.5	4.1	4.2	4.3	7.6	170,000	1.5	0.12	
		7.4	25	37	20	7.3	330,000	5.7	0.67	
T-22	西小路水路	7.8	1.5	2.3	4.0	9.2	170,000	1.4	0.098	
		7.2	32	32	19	5.0	49,000	14	1.9	
T-23	東郷水門	7.7	1.9	3.5	7.2	8.2	240,000	1.4	0.16	
		8.0	8.1	9.0	8.8	5.1	49,000	5.7	0.76	
T-24	花山水門	7.6	1.7	2.7	5.1	8.6	240,000	0.86	0.13	
		8.1	14	15	4.1	6.4	330,000	6.2	0.78	
T-25	日当山樋門	8.0	2.1	3.1	6.2	8.6	1,300,000	1.3	0.17	
		8.1	9.3	9.6	17	6.5	240,000	4.8	0.59	
T-26	姫城 2 号樋門	8.1	3.6	3.9	5.9	7.5	490,000	2.1	0.28	
		8.2	7.5	3.9	7.2	5.4	1,300,000	5.1	0.71	
T-27	西瓜川原水門	7.7	1.2	2.8	10	8.6	240,000	0.92	0.14	
		7.9	19	15	11	4.6	1,300,000	9.4	1.2	
T-28	下川 (石塚橋)	7.6	1.0	3.8	6.9	7.1	33,000	0.86	0.10	
		7.3	<0.5	2.3	2.0	11.0	7,900	0.69	0.066	
T-29	西小田川 (森田橋)	7.6	0.6	2.0	2.0	7.9	49,000	1.2	0.066	
		7.4	<0.5	1.2	<2.0	12.9	33,000	3.1	0.029	
T-30	野坂橋 (久留味川)	7.0	<0.5	1.3	<2.0	8.7	110	0.17	-	
		-	-	-	-	-	-	-	-	
T-31	今村 (久留味川)	7.0	0.8	2.6	11	6.3	420	0.40	-	
		7.6	<0.5	0.9	<2.0	10.6	450	0.93	-	
T-32	鍋田入口 (久留味川)	7.9	19	23	11	5.3	6,900	48	-	
		7.9	13	11	5.0	9.7	5,900	26	-	
T-33	隼人町境 (久留味川)	6.6	2.0	4.0	<2.0	4.5	85	3.4	-	
		7.3	1.0	1.7	<2.0	10.8	160	2.3	-	
T-34	隼人町境 (中初場川)	6.5	0.5	2.0	2.1	5.1	900	0.29	-	
		-	-	-	-	-	-	-	-	
T-35	空港南端 (西光寺川)	7.5	6.5	9.4	3.6	6.4	22,000	19	-	
		7.4	12	20	2.4	7.5	120	22	-	
河川 A 類型 環境基準			6.5~8.5	2以下	-	25以下	7.5以上	1,000以下	-	-
農業用水基準			6.0~7.5	-	6.0以下	100以下	5.0以上	-	1.0以下	-
鹿児島湾ブルー計画目標水質			-	-	2.0以下	-	-	-	0.3以下	0.03以下

環境基準 (河川 A 類型) を越えた測定値。(COD、T-N は農業用水基準を越えた測定値。)

資料: 平成 17 年度 霧島市隼人町水質調査汚濁解析報告書 (平成 18 年 霧島市)
: 平成 17 年度 霧島市溝辺町水質調査汚濁解析報告書 (平成 18 年 霧島市)

表 2-7 (2) 河川水質 (生活環境項目) の測定結果 (平成 17 年度)

上段: かんがい期
下段: 非かんがい期

水系	地点 No.	地点名	pH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌群数	T-N	T-P
			—	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L
網掛川	A-1	高槻電機横	7.1	0.9	2.3	<2.0	7.6	2,600	0.67	-
			7.4	0.5	0.8	<2.0	10.5	280	0.43	-
	A-2	今別府橋	7.0	1.3	3.4	7.6	7.2	800	0.48	-
			7.3	1.1	1.9	2.2	9.9	120	0.40	-
	A-3	白石下流	7.1	1.0	3.3	<2.0	7.0	220	0.66	-
			7.2	0.6	1.9	<2.0	9.7	280	0.62	-
	A-4	石原橋	7.4	1.5	3.9	2.9	8.9	1,600	0.72	-
			7.6	1.5	3.1	<2.0	10.6	880	1.80	-
	A-5	第二有川橋	7.2	1.4	4.0	3.0	7.9	1,300	0.99	-
			7.4	1.3	2.9	<2.0	10.2	1,000	1.2	-
	A-6	中園橋下流 (町境)	7.1	2.3	5.5	4.6	8.4	800	1.2	-
			7.5	1.3	3.3	<2.0	12.3	140	2.7	-
	A-7	宮川内公民館前	-	-	-	-	-	-	-	-
			7.4	<0.5	<0.5	<2.0	10.4	85	0.13	-
A-8	房山 (町境) (宮田川)	7.3	1.5	4.1	5.6	8.4	6,200	0.94	-	
		7.6	0.8	1.3	<2.0	10.8	55	2.9	-	
A-9	竹山ダム上流 (宇曾ノ木川)	-	-	-	-	-	-	-	-	
		7.0	0.5	2.1	2.0	9.7	1,200	3.6	-	
A-10	竹山橋下流 (宇曾ノ木川)	7.3	1.2	2.2	2.3	8.5	210	1.2	-	
		7.6	0.7	1.4	<2.0	9.8	45	1.6	-	
A-11	陵南団地下流 (崎森川)	7.5	8.6	18	6.2	7.0	14,000	6.0	-	
		7.3	7.0	16	3.9	7.2	550	15	-	
A-12	論地バス停下 (崎森川)	7.2	16	20	7.5	5.1	39,000	15	-	
		7.4	27	41	14	8.2	150,000	6.7	-	
A-13	迫橋 (崎森川)	7.5	0.8	2.0	<2.0	8.7	80	1.3	-	
		7.5	0.6	1.2	2.1	10.5	120	3.1	-	
A-14	宮田橋 (町境) (崎森川)	7.3	0.8	1.9	<2.0	8.5	580	1.7	-	
		7.6	<0.5	1.0	<2.0	10.4	110	2.7	-	
日木山川	N-1	加治木町境	7.2	0.9	2.2	<2.0	9.0	700	0.97	-
			7.4	<0.5	0.7	<2.0	10.3	85	2.0	-
検校川	K-1	国分市境 (新村下)	7.2	<0.5	0.9	<2.0	9.9	4,900	0.96	0.018
菱田川	H-1	大隈町境 (嘉例川バス停下)	7.3	0.9	1.5	2.0	9.7	4,900	1.5	0.11
			7.3	<0.5	1.0	<2.0	10.1	3,300	2.2	0.032
	H-3	大隈町境 (国師公民館下流) (月野川)	7.5	0.8	1.4	<2.0	9.8	2,400	1.9	0.049
			7.7	1.0	1.2	<2.0	9.7	2,400	3.0	0.045
	H-5	山森団地下 (前川)	7.6	1.0	2.0	2.6	9.5	79,000	1.9	0.12
			7.5	0.6	1.0	<2.0	9.9	330	0.43	0.031
	H-7	前川内橋 (前川内川)	7.5	0.5	1.0	<2.0	9.9	790	1.8	0.047
			7.2	0.5	1.3	<2.0	9.1	1,300	3.0	0.073
	H-9	東西牧之原排水路	7.3	31	24	15	6.0	3,300,000	14	2.0
			7.4	56	45	39	5.6	7,900,000	12	2.3
鹿児島湾直接流域	KT-1	磯脇川 (磯脇橋)	7.8	<0.5	1.3	2.6	10.6	1,700	1.5	0.044
			8.0	2.1	2.2	2.8	10.5	7,900	0.55	0.068
	KT-3	木下川	7.5	2.5	4.0	2.0	9.4	4,900	8.6	0.77
			8.0	3.9	3.3	2.8	9.9	33,000	0.75	0.31
	KT-5	湊川 (福山郵便局)	7.5	0.8	1.6	<2.0	10.4	13,000	0.98	0.066
			7.7	0.9	2.7	6.8	10.4	7,900	0.82	0.056
河川A類型 環境基準			6.5~8.5	2以下	—	25以下	7.5以上	1,000以下	—	—
農業用水基準			6.0~7.5	—	6.0以下	100以下	5.0以上	—	1.0以下	—
鹿児島湾ブルー計画目標水質			—	—	2.0以下	—	—	—	0.3以下	0.03以下

環境基準 (河川A類型) を越えた測定値。(COD、T-Nは農業用水基準を越えた測定値。)

資料: 平成17年度 霧島市溝辺町水質調査汚濁解析報告書 (平成18年 霧島市)

: 平成17年度 霧島市福山町水質調査汚濁解析報告書 (平成18年 霧島市)

表 2 - 7 (3) 河川水質 (生活環境項目) の測定結果 (平成 16 年度)

水系	地点 No.	地点名	区分	pH	DO	BOD	SS	大腸菌群数
				-	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL
天降川	T-1	新川橋	最小	7.4	7.9	<0.5	1.0	2800
			最大	7.9	10	1.8	10	17000
			平均	-	9.3	0.8	4.0	41000
			75%値	-	-	0.7	-	-
	T-36	犬飼橋	最小	7.4	8.1	<0.5	<1.0	790
			最大	8.0	11	1.0	16	130000
			平均	-	9.3	0.5	4.0	29000
			75%値	-	-	0.5	-	-
	T-37	下原橋	最小	7.3	8.4	<0.5	<1.0	3300
			最大	7.4	10	0.6	5.0	79000
			平均	-	9.2	0.5	2.0	29000
			75%値	-	-	<0.5	-	-
T-11	武安橋	最小	7.6	8.6	<0.5	<1.0	7000	
		最大	7.9	11	0.9	12	70000	
		平均	-	10	0.7	4.8	36000	
		75%値	-	-	0.8	-	-	
検校川	K-2	検校橋	最小	7.1	7.9	<0.5	<1.0	1300
			最大	7.8	11	0.9	14	79000
			平均	-	9.9	0.6	5.0	24000
			75%値	-	-	0.6	-	-
河川 A 類型 環境基準				6.5~8.5	7.5以上	2以下	25以下	1,000以下

環境基準 (河川 A 類型) を越えた測定値。

資料 : 平成 16 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果 (鹿児島県)

表 2 - 8 河川水質 (健康項目) の測定結果 (平成 16 年度)

地点名	調査日	(単位 : mg/L)					
		鉛	砒素	総水銀	ふっ素	ほう素	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
天降川 (新川橋)	2004/4/6	-	0.007	-	-	-	-
	2004/5/13	-	0.006	-	-	-	-
	2004/6/15	-	0.006	-	-	-	-
	2004/7/20	<0.001	0.006	<0.00005	<0.08	0.3	1.0
	2004/8/17	-	0.005	-	-	-	-
	2004/9/14	-	0.003	-	-	-	-
	2004/10/12	-	0.005	-	-	-	-
	2004/11/9	<0.001	0.004	<0.00005	<0.08	0.2	1.0
	2004/12/8	-	0.004	-	-	-	-
	2005/1/11	-	0.005	-	-	-	-
	2005/2/14	-	0.004	-	-	-	-
	2005/3/9	-	0.005	-	-	-	-
中津川 (犬飼橋)	2004/4/6	-	0.015	-	-	-	-
	2004/5/13	-	0.011	-	-	-	-
	2004/6/15	-	0.008	-	-	-	-
	2004/7/20	<0.001	0.01	<0.00005	<0.08	0.5	0.80
	2004/8/17	-	0.009	-	-	-	-
	2004/9/14	-	0.007	-	-	-	-
	2004/10/12	-	0.012	-	-	-	-
	2004/11/9	0.001	0.012	<0.00005	<0.08	0.5	0.81
	2004/12/8	-	0.009	-	-	-	-
	2005/1/11	-	0.01	-	-	-	-
	2005/2/14	-	0.009	-	-	-	-
	2005/3/9	-	0.013	-	-	-	-
検校川 (検校橋)	2004/7/20	<0.001	<0.001	<0.00005	0.10	0.5	0.32
	2004/11/9	<0.001	<0.001	<0.00005	<0.08	<0.1	0.79
基準値		0.01以下	0.01以下	0.0005以下	0.8以下	1以下	10以下

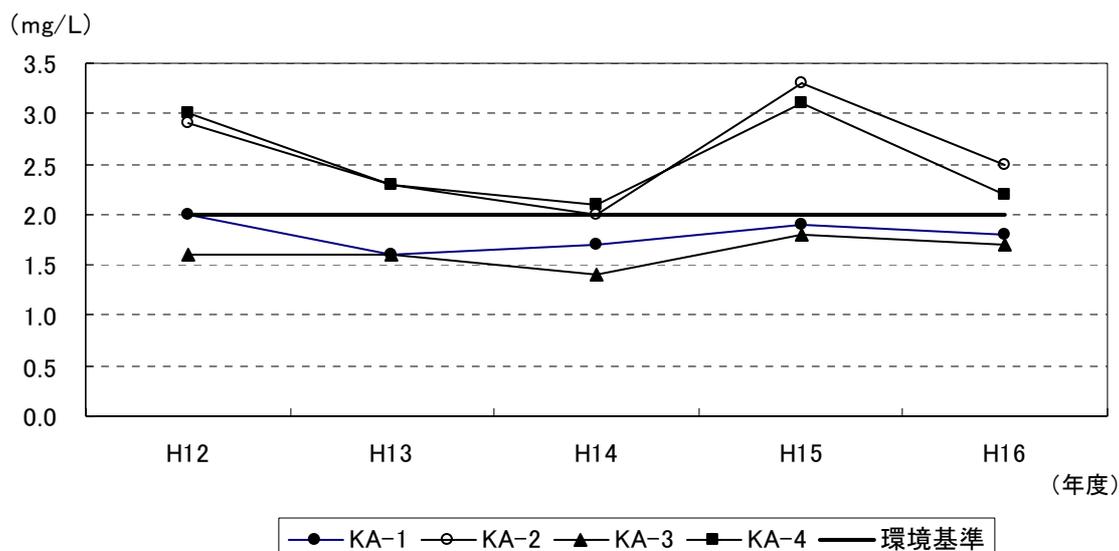
資料 : 平成 16 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果 (鹿児島県)

2) 海 域

生活環境項目のうち、海域水質の代表的な水質指標であるCOD（75%値）は、過去5年間の推移をみると、基準点2（KA-2）と基準点4（KA-4）で環境基準が未達成の状況にあります（図2-7参照）。

また、全窒素、全磷に係る環境基準については、平成16年度の測定結果をみると、基準点2（KA-2）で環境基準が達成できていません。

図2-7 海域水質（COD75%値）の経年変化



注) CODは全層（日平均値）。

資料：平成17年版 環境白書（鹿児島県HP, <http://www.pref.kagoshima.jp/>）

表2-9 海域水質（生活環境項目）の測定結果（平成16年度）

地点No.	地点名	採取水深	区分	pH	DO	COD	大腸菌群数	T-N	T-P
				-	mg/L	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L
KA-1	基準点1	全層（T-N、T-Pは0.5m）	最小	7.9	4.6	0.8	2	0.17	0.014
			最大	8.3	8.8	2.5	70	0.31	0.041
			平均	-	6.7	1.6	23	0.23	0.024
			75%値	-	-	1.8	-	-	-
KA-2	基準点2	全層（T-N、T-Pは0.5m）	最小	7.9	6.4	1.3	4	0.21	0.017
			最大	8.3	8.9	4.2	7900	0.89	0.12
			平均	-	7.6	2.1	1600	0.47	0.041
			75%値	-	-	2.5	-	-	-
KA-3	基準点3	全層（T-N、T-Pは0.5m）	最小	7.6	2.0	0.7	0	0.18	0.014
			最大	8.3	9.1	2.6	23	0.29	0.038
			平均	-	6.4	1.4	11	0.22	0.021
			75%値	-	-	1.7	-	-	-
KA-4	基準点4	0.5m	最小	7.9	6.1	1.0	0	0.17	0.012
			最大	8.3	9.2	2.9	33	0.33	0.040
			平均	-	7.7	1.9	16	0.23	0.024
			75%値	-	-	2.2	-	-	-
海域A類型 環境基準			-	7.8~8.3	7.5以上	2以下	1,000以下	0.3以下	0.03以下

環境基準（海域A類型）（T-N、T-Pについては類型II）を越えた測定値。

資料：平成16年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果（鹿児島県）

3) 地下水

鹿児島県の平成16年度地下水調査において、市内10箇所で地下水の調査が実施されています。その結果は下表のとおりであり、牧園町で砒素が、横川町でトリクロロエチレンが「地下水の水質汚濁に係る環境基準値」を超過しました。

表2-10 地下水の測定結果（平成16年度）

(単位：mg/L)

項目	地点名										環境基準
	横川町 (1)	横川町 (2)	横川町 (3)	横川町 (4)	横川町 (5)	牧園町	霧島 永水	霧島 大窪	霧島 田口	隼人町	
カドミウム								<0.001			0.01以下
鉛								<0.001			0.01以下
六価クロム								<0.005			0.05以下
砒素						0.059		<0.001			0.01以下
総水銀								<0.00005			0.0005以下
ジクロロメタン								<0.002			0.02以下
四塩化炭素								<0.002			0.002以下
1,2-ジクロロエタン								<0.0004			0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004			<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン								<0.0005			1以下
1,1,2-トリクロロエタン								<0.0006			0.006以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			<0.002	<0.002	<0.002	0.03以下
テトラクロロエチレン	0.072	0.27	0.0014	0.0042	0.22			<0.0005	<0.0005	0.001	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン								<0.002			0.002以下
シマジン								<0.0003			0.003以下
ベンゼン								<0.001			0.01以下
セレン								<0.001			0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素								2.3	1	0.7	10以下
ふっ素								<0.08			0.8以下
ほう素								<0.1			1以下

環境基準を越えた測定値。

資料：平成16年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果（鹿児島県）

4) 海水浴場

鹿児島県の平成16年度海水浴場調査において、市内2箇所で海水浴場の水質調査が実施されています。その結果は下表のとおり、両海水浴場ともに判定は可（水質B）でした。

表2-11 海水浴場の水質測定結果（平成16年度）

海水浴場名	調査 月日	水質判定項目				判定 (水質)
		ふん便性大腸 菌群数 (個/100mL) 最小～最大 (平均)	油膜	COD (mg/L) 最小～最大 (平均)	透明度 (m)	
国分キャンプ	5/24 25	<2～10 (3)	無	1.7～2.6 (2.3)	> 1	可 (B)
小浜	5/26 27	<2～<2 (<2)	無	2.0～2.3 (2.2)	> 1	可 (B)

注) 透明度：> 1は全透（水深1メートル以上）を表す。

資料：平成17年版 環境白書（鹿児島県HP, <http://www.pref.kagoshima.jp/>）

(3) 騒音

霧島市では、鹿児島空港において、騒音測定が行われています。

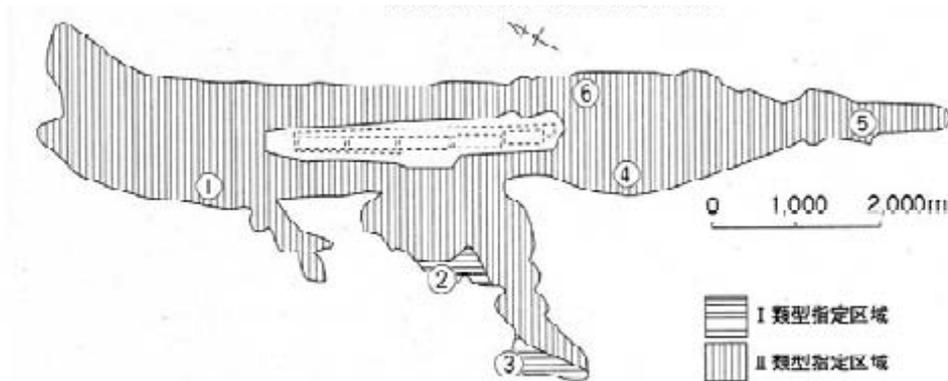
環境基準を基に評価すると、平成 16 年度は全ての測定地点で環境基準を達成しています。

表 2-12 鹿児島空港航空機騒音調査結果（平成 16 年度）

番号	測定地点	類型	WECPNL (年平均)	環境基準
①	溝辺町麓 2 8 8 7 - 1 0	Ⅱ	73	75 以下
②	溝辺町麓 1 0 3 1 - 2	Ⅰ	67	70 以下
③	溝辺町崎森 2 9 9 8 - 1	Ⅰ	62	70 以下
④	隼人町西光寺 2 4 0 7 - 1	Ⅱ	71	75 以下
⑤	隼人町内 1 6 7 0 - 1	Ⅱ	68	75 以下
⑥	隼人町西光寺 3 0 0 0	Ⅱ	73	75 以下

資料：平成 17 年版 環境白書（鹿児島県 HP, <http://www.pref.kagoshima.jp/>）

図 2-8 鹿児島空港航空機騒音調査地点



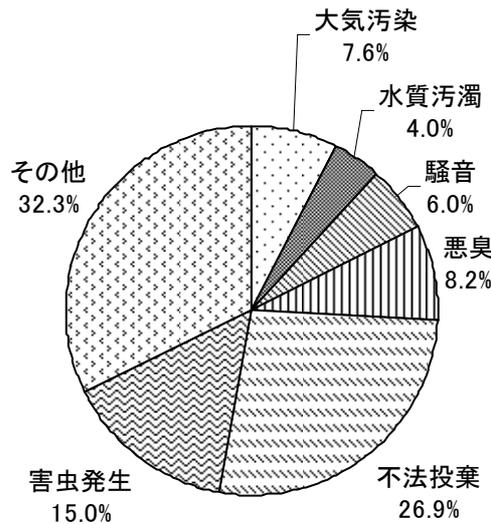
資料：平成 17 年版 環境白書（鹿児島県 HP, <http://www.pref.kagoshima.jp/>）

(4) 公害苦情件数

霧島の過去10年間（平成7年度～平成16年度）の公害苦情等受理件数は、図2-9に示すとおり、不法投棄が26.9%と最も多く、次いで害虫発生が15.0%、悪臭が8.2%、大気汚染が7.6%となっています。

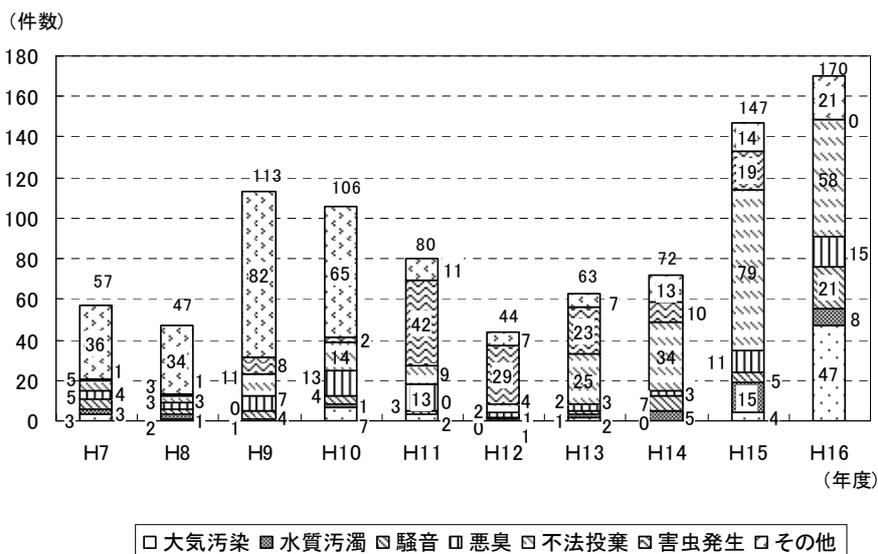
また、過去10年間（平成7年度～平成16年度）の公害苦情等受理件数の推移をみると、平成12年度以降増加傾向を示しており、平成16年度が170件と最も多くなっています。

図2-9 霧島市における過去10年間の公害苦情等受理件数の内訳



資料：平成17年版 環境白書（鹿児島県 HP, <http://www.pref.kagoshima.jp/>）

図2-10 霧島市における過去10年間の公害苦情等受理件数の推移



資料：平成17年版 環境白書（鹿児島県 HP, <http://www.pref.kagoshima.jp/>）

(5) ごみ処理状況

1) ごみの区分

本市におけるごみの区分は、次のとおりです。

表 2-13 霧島市におけるごみの区分・内容

区 分	内 容	備 考	
可燃ごみ	紙くず、生ごみ、繊維、木・竹類等		
不燃ごみ	金属、ガラス・陶磁器等		
粗大ごみ	家電製品、家具類、自転車、畳等		
資源ごみ	缶類	アルミ缶、スチール缶	
	ビン類	生きびん、無色びん、茶色びん、その他のびん	
	ペットボトル		
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック製の容器、袋等	
	紙類	新聞、ダンボール、雑誌、飲料用紙パック等	
	布類		国分、溝辺、福山地域を除く
	食用油		溝辺、横川、牧園地域を除く
	有害ごみ	乾電池、蛍光灯	
市の最終処分場で処分する不燃物	瓦、コンクリートがら、ブロック、レンガ、スレート等	事業活動に伴って生じたものを除く	

注1：旧市町の区域ごとにごみの分別の区分・内容が若干異なります。

注2：家電製品のうち、家電4品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式）、冷蔵庫、洗濯機）及び家庭系パソコンについては、関係法令に基づいて市民個人が処理することとしています。

資料：霧島市一般廃棄物処理基本計画（平成18年 霧島市）

2) ごみの収集・運搬及び処分

各地域におけるごみの収集・運搬及び処分については、次のような状況となっています。

表 2-14 霧島市におけるごみの収集・運搬、処分の概要

地域	区分	収集・運搬	処 理
国分 霧島 隼人 福山	可燃ごみ	家庭系：委託、自己搬入	霧島市敷根清掃センターで処理（破碎・分別・焼却） →飛灰固化物を市外最終処分場への処理委託 →資源化等
	不燃ごみ	事業系：許可業者、自己搬入	
	粗大ごみ		
	資源ごみ		委託業者による処理→資源化
	がれき等	自己搬入	市の不燃物最終処分場に埋立
溝辺	可燃ごみ	家庭系：委託、自己搬入	霧島市敷根清掃センターで処理（破碎・焼却） →飛灰固化物を市外最終処分場への処理委託
	不燃ごみ	事業系：許可業者、自己搬入	
	粗大ごみ	自己搬入	溝辺瀬間利最終処分場で処理（分別・一時保管） 委託業者による処理→資源化等
	資源ごみ	可燃・不燃ごみと同様	
	がれき等	自己搬入	市の一般廃棄物最終処分場に埋立
横川 牧園	可燃ごみ	家庭系：委託、自己搬入	伊佐北始良環境管理組合未来館における処理 （破碎・分別・焼却） →飛灰固化物を湧水町一般廃棄物最終処分場で処分 →資源化等
	不燃ごみ	事業系：許可業者、自己搬入	
	粗大ごみ		
	資源ごみ		
	がれき等	自己搬入	市の一般廃棄物最終処分場に埋立

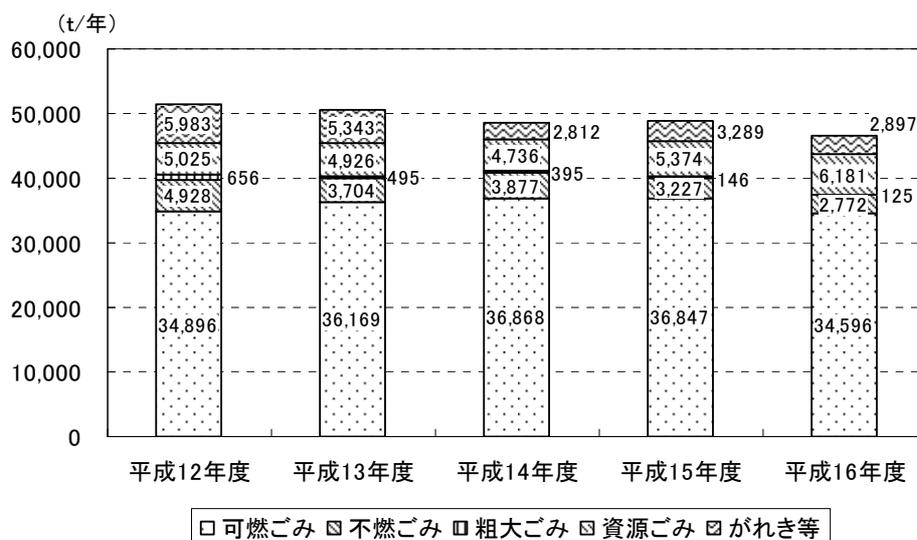
資料：霧島市一般廃棄物処理基本計画（平成18年 霧島市）

3) ごみの排出量

平成12年度から16年度までの本市のごみの排出量は、リサイクルの推進等により、資源ごみの回収量が増加しています。一方、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは減少しています。(図2-11参照) なお、全体量としては減少傾向にあります。

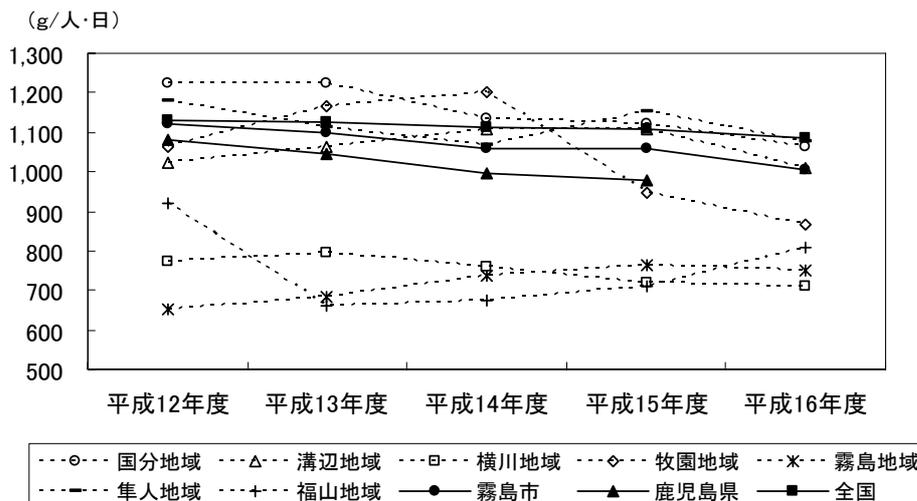
1人1日当たりに換算したごみ排出量を鹿児島県及び全国と比較すると、霧島市の場合は、鹿児島県と全国の間位置づけられます。(図2-12参照) 地域別にみると市街地部で高く、それ以外では低い傾向となっています。

図2-11 ごみ排出量の推移



資料：霧島市一般廃棄物処理基本計画（平成18年 霧島市）

図2-12 1人一日当たりのごみ排出量の推移



資料：霧島市一般廃棄物処理基本計画（平成18年 霧島市）
 平成17年版 環境白書（鹿児島県 HP, <http://www.pref.kagoshima.jp/>)
 循環型社会白書（環境省 HP, <http://www.env.go.jp/>)

(6) 生活排水処理状況

本市における生活排水処理は、下水道や合併処理浄化槽等の施設整備が図られ、生活排水を適正に処理している人口は着実に増加しています。(表2-15参照)

本市における水洗化率は、全国値より下回るものの、鹿児島県とほぼ同程度であり、いずれも僅かですが上昇傾向を示しています。

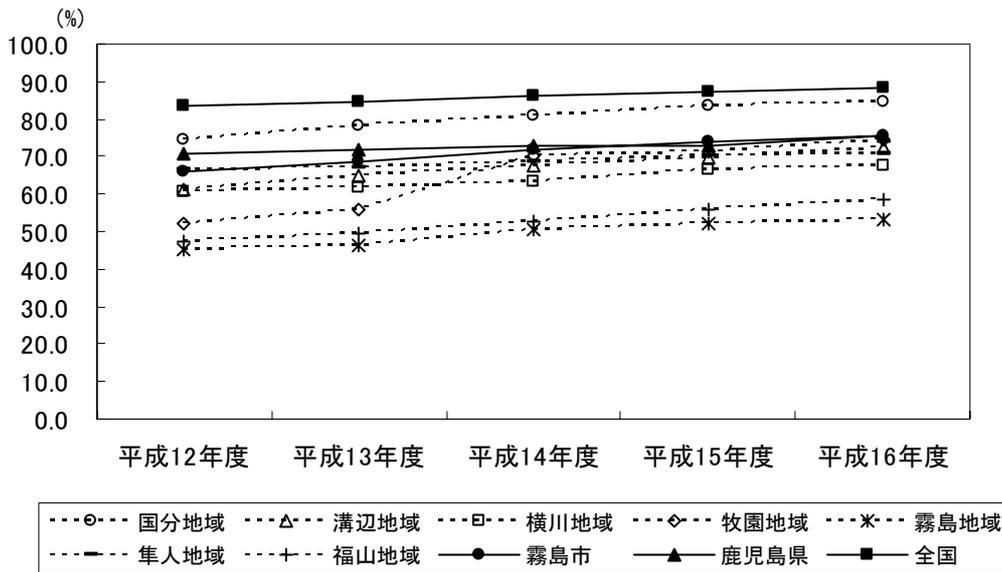
表2-15 霧島市における生活排水処理形態別人口の推移

(単位：人)

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1. 計画処理区域内人口	126,951	126,518	126,393	126,566	126,852
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	40,366	45,195	50,168	54,958	58,683
(1) コミュニティプラント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	29,615	31,005	33,286	36,045	37,799
(3) 下水道	10,751	14,190	16,882	18,913	20,884
(4) 農業集落排水施設	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	43,220	41,477	40,679	38,682	37,196
4. 非水洗化人口	43,365	39,846	35,546	32,926	30,973
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

資料：「霧島市一般廃棄物処理基本計画」(平成18年 霧島市)

図2-13 霧島市における水洗化率の推移



注) 水洗化率：水洗化人口(下水、浄化槽)÷計画処理区域内人口×100

資料：「霧島市一般廃棄物処理基本計画」(平成18年 霧島市)

「循環型社会白書」(環境省 HP, <http://www.env.go.jp/>)

3. 社会環境

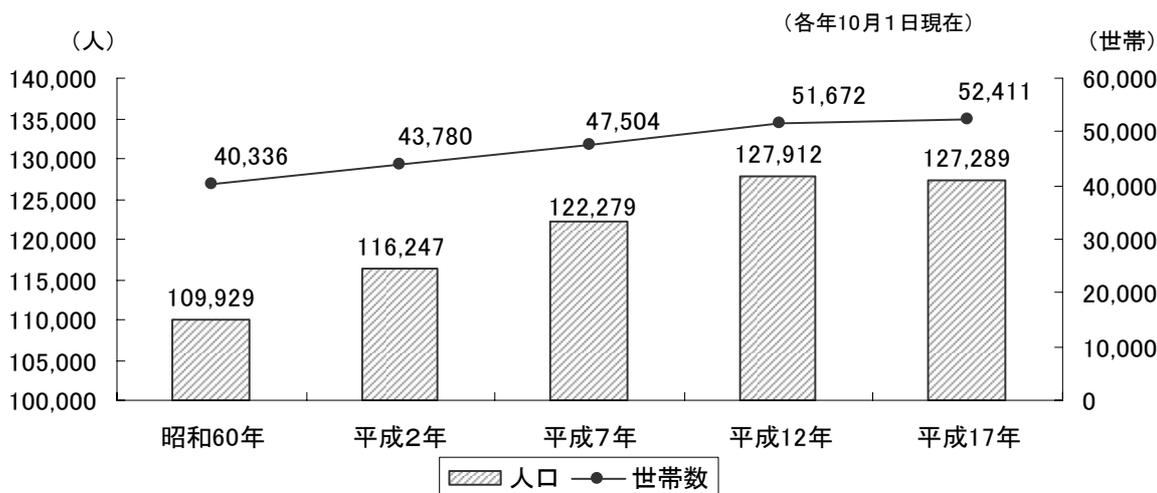
(1) 人口・世帯数

1) 総人口・世帯数の推移

霧島市の人口及び世帯数は図3-1に示すとおりです。

平成17年10月1日現在、人口127,289人、世帯数52,411世帯となっており、人口については、昭和60年から平成12年にかけて増加、以降は減少、世帯数については、昭和60年以降増加しています。

図3-1 人口及び世帯数の推移

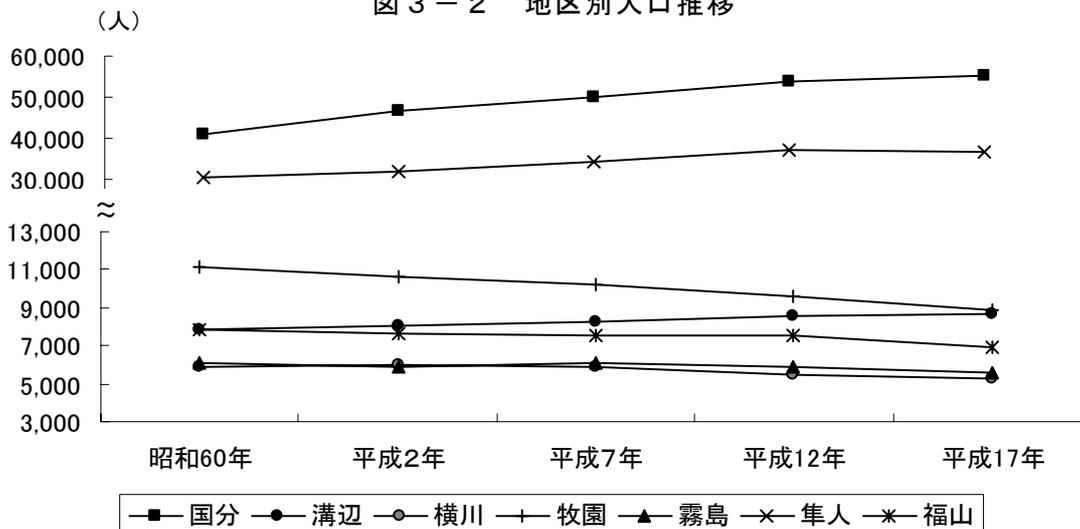


資料：国勢調査報告（昭和60年～平成17年 総務省統計局）

2) 地区別人口の推移

霧島市における地区別人口の推移は、図3-2に示すとおりであり、国分、溝辺及び隼人で増加傾向、横川、牧園、霧島及び福山で減少傾向にあります。

図3-2 地区別人口推移



注) 地区区分は、旧市町を区分とした。

資料：国勢調査報告（昭和60年～平成17年 総務省統計局）

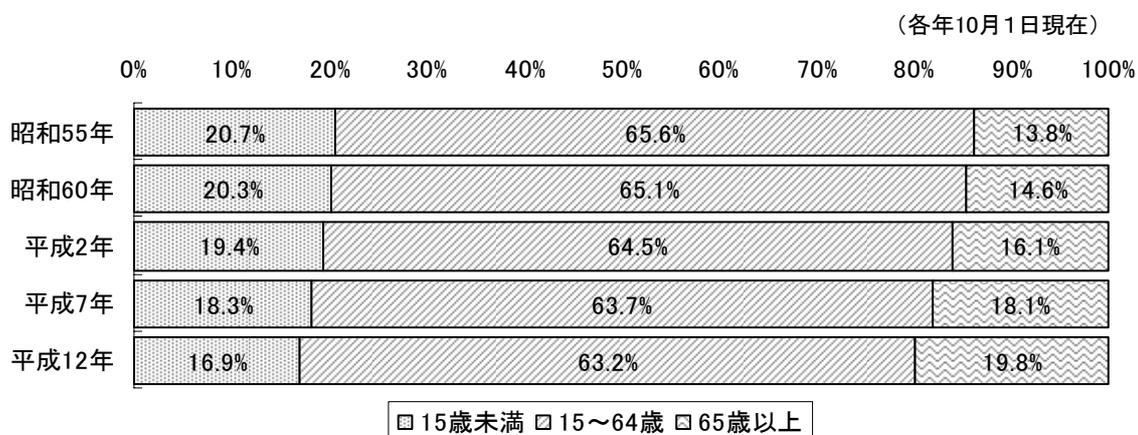
3) 年齢別人口

年齢別人口構成比の推移は、図3-3に示すとおりであり、霧島市における年齢別推移をみると、15歳未満及び15歳～64歳は減少、65歳以上は増加傾向にあります。

また、平成12年における霧島市の年齢別人口構成比と、鹿児島県及び全国の構成比を比較すると、15歳未満及び65歳以上は全国を上回り、15歳から64歳については、県より上回っています。

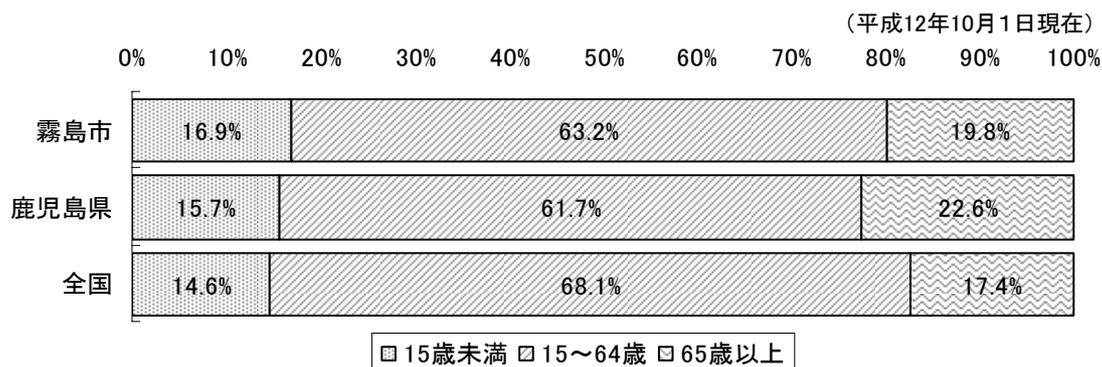
霧島市の人口ピラミッドは、図3-5のとおりであり、50代の中高年層が多くなっています。

図3-3 年齢別人口構成比の推移



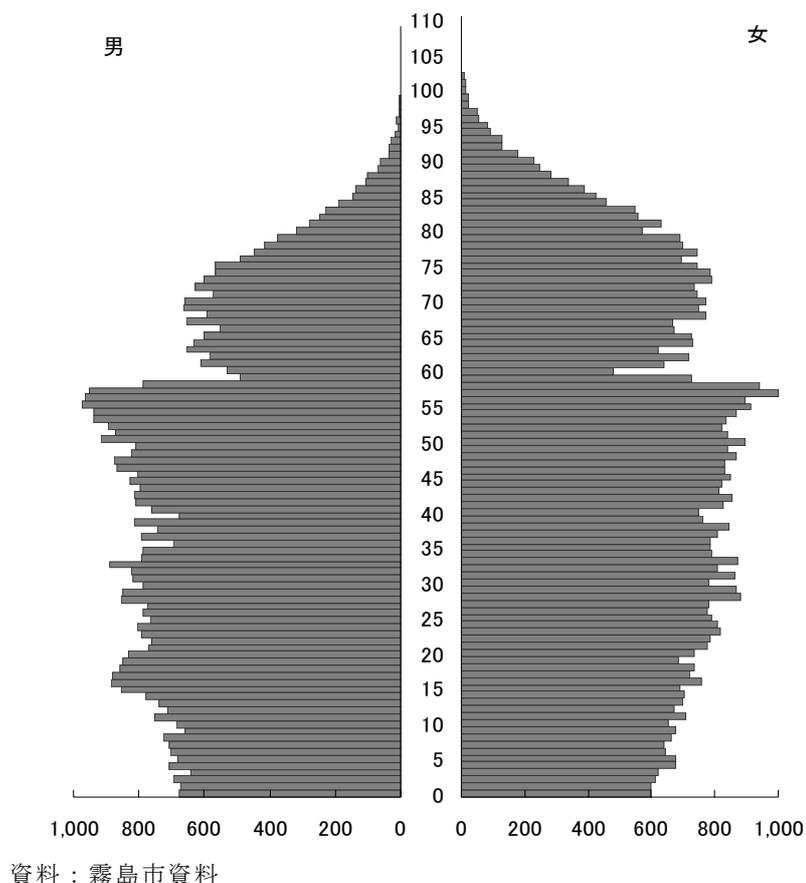
資料：国勢調査報告（昭和55年～平成12年 総務省統計局）

図3-4 年齢別人口構成比の比較



資料：国勢調査報告（平成12年 総務省統計局）

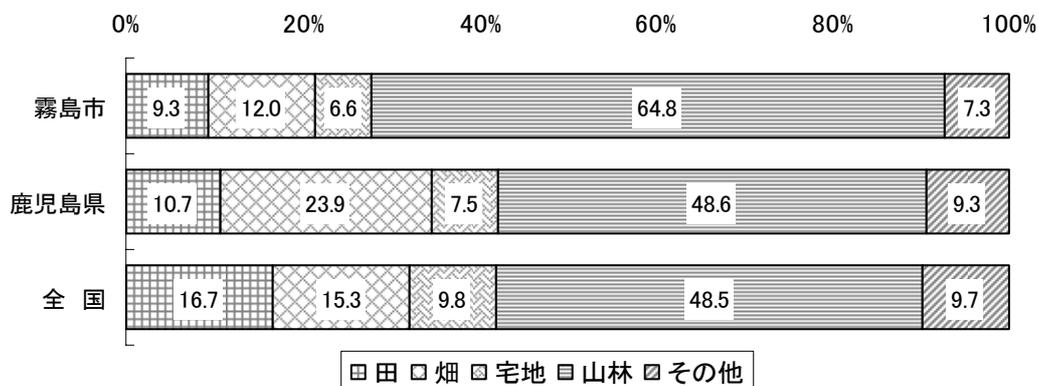
図 3 - 5 霧島市における年齢別・男女別人口分布（平成 18 年 6 月 30 日現在）



（2）土地利用

平成 15 年 1 月 1 日現在の土地利用状況は表 3 - 6 のとおりであり、霧島市総面積 39,647ha のうち山林が 25,703ha と全体の 64.8%を占め、次いで畑の 4,763ha（12.0%）、田の 3,960ha（9.3%）となっています。

図 3 - 6 平成 15 年 土地利用状況（評価総地積）



資料：平成 15 年 鹿児島県統計年鑑（平成 16 年刊行 鹿児島県）
第 55 回 日本統計年鑑 平成 18 年（平成 17 年 11 月 総務省統計局）

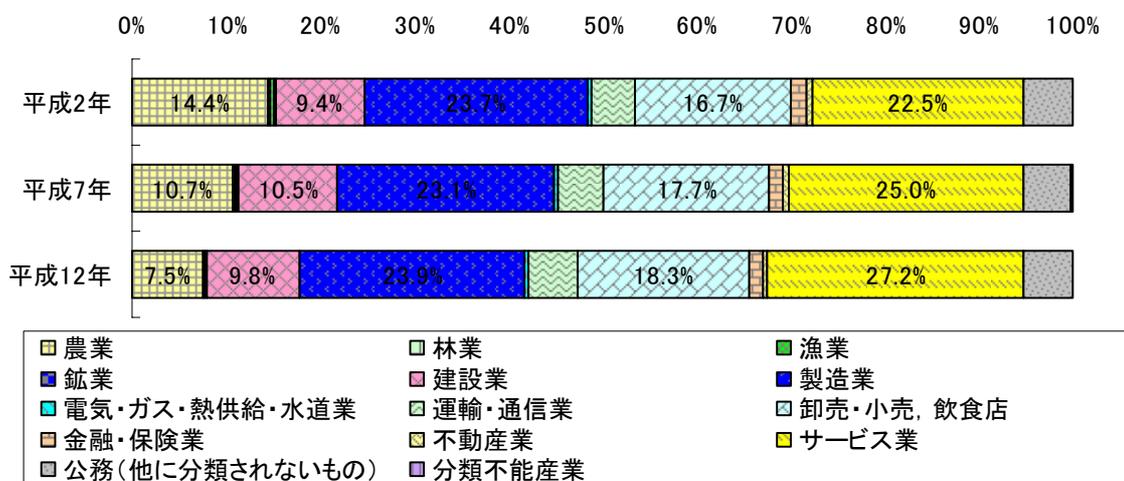
(3) 産 業

1) 産業別就業者・経済活動別総生産

霧島市における平成12年の産業別就業者数をみると、サービス業が27.2%と最も多く、次いで、製造業の23.9%、卸売・小売、飲食店の18.3%となっています。

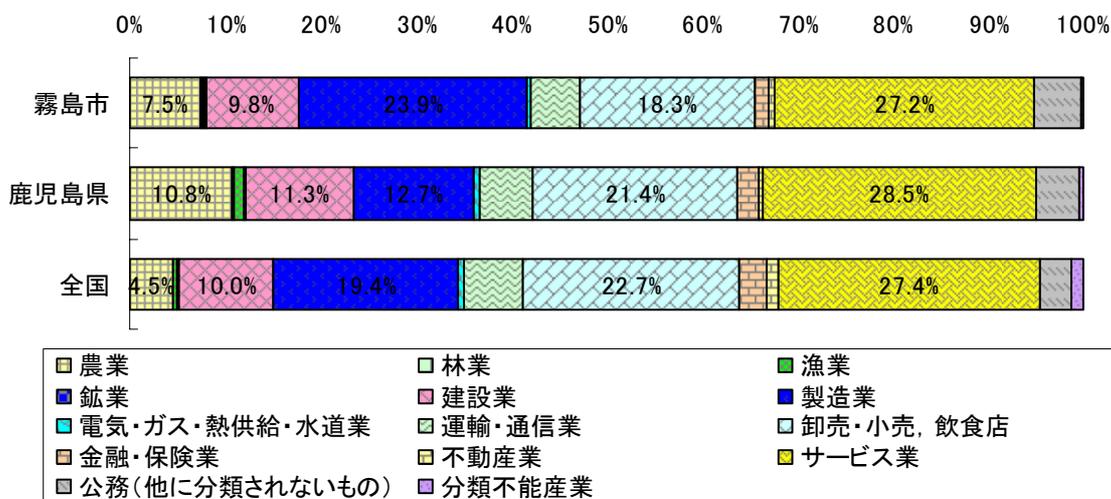
平成2年から平成12年にかけての産業別就業者数の推移をみると、農業は14.4%から7.5%へと約半分にまで減少していますが、全国の4.5%と比較すると約2倍に当たり、全国的にみれば高い値となっています。

図3-7 産業別就業者数の推移



資料：国勢調査報告（平成2年～平成12年 総務省統計局）

図3-8 産業別就業者数の比較（平成12年）



資料：国勢調査報告（平成12年 総務省統計局）

2) 農林漁業

a. 農業

霧島市における平成 17 年現在の農家数は 2,841 戸であり、このうち専業農家が 1,347 戸、兼業農家が 1,494 戸です。

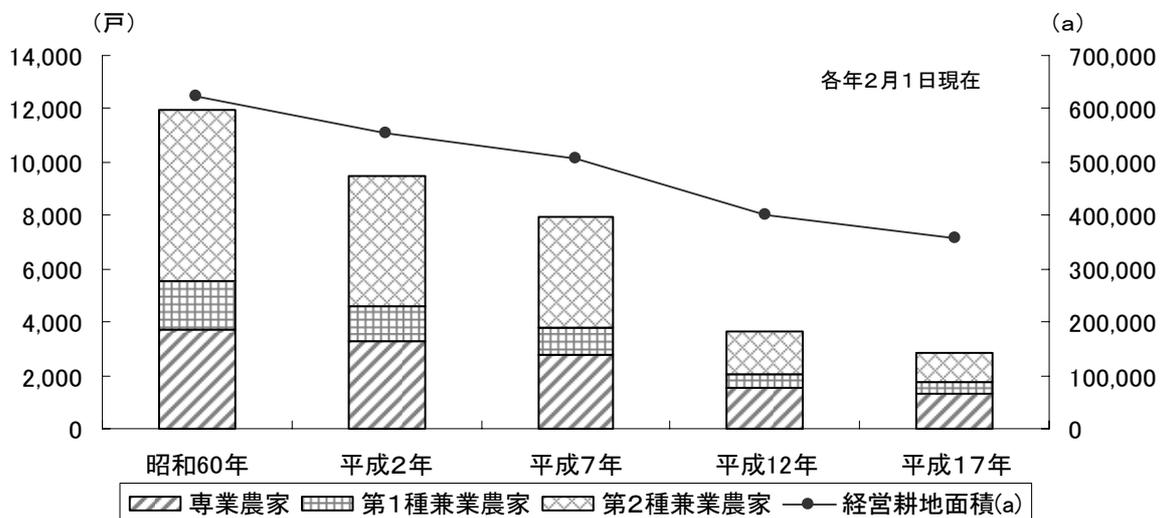
昭和 60 年から平成 17 年にかけての農家数、農家人口、経営耕地面積の推移は、いずれも年々減少傾向を示しています。

表 3-1 農家数・農家人口・経営耕地面積の推移

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
農家数(総数:戸)	11,931	9,443	7,949	3,618	2,841
専業農家	3,723	3,257	2,744	1,516	1,347
兼業農家	8,208	6,186	5,205	2,102	1,494
第1種兼業農家	1,829	1,305	1,023	541	410
第2種兼業農家	6,379	4,881	4,182	1,561	1,084
農家人口(総数:人)	37,414	29,119	23,531	11,259	4,667
男	17,908	14,066	11,384	5,663	2,418
女	19,506	15,053	12,147	5,596	2,249
経営耕地面積(a)	623,395	554,914	505,644	401,170	356,473
一戸あたり経営耕地面積(a)	52.25	58.76	63.61	110.88	125.47

資料：昭和 60 年～平成 17 年 鹿児島県の農林業（昭和 60 年～平成 17 年 鹿児島県）

図 3-9 農家数及び経営耕地面積の推移



注) 農家数について、昭和60年～平成7年は総農家数、平成12年以降は販売農家数のデータを使用。

資料：鹿児島県の農林業（昭和 60 年～平成 17 年 鹿児島県）

b. 畜産

霧島市における平成17年の畜産経営体数は、肉用牛が902経営体と最も多く鹿児島県の6.7%を占め、次いで豚の26経営体、乳用牛の20経営体となっています。

表3-2 販売目的で飼養している経営体数（平成17年）

単位：経営体

区分	鹿児島県	霧島市	霧島市／鹿児島県
肉用牛	13,475	902	6.7%
乳用牛	438	20	4.6%
豚	534	26	4.9%
鶏	採鶏卵	15	4.7%
	ブロイラー	8	3.0%

資料：鹿児島県の農林業（平成17年 鹿児島県）

c. 漁業

霧島市における平成15年の漁業経営体数は135経営体であり、最盛期には233人の海上作業従事者によって漁業が営まれています。

また、平成10年と比較をすると、経営体数、海上作業従事者は若干の増加を示しています。

表3-3 漁業経営体の基本構成

区分		平成10年	平成15年	
漁業経営体数		118	135	
漁船	無動力船隻数（隻）	-	4	
	船外機付船隻数（隻）	75	100	
	動力船	隻数（隻）	118	96
		トン数（t）	416	325
	馬力数（ps）	5,166	4,590	
最盛期の海上作業従事者数（人）	計	219	233	
	家族	153	163	
	雇用者	66	70	
陸上作業のみの最多従事者数（人）	計	39	-	
	家族	男	2	-
		女	2	-
	雇用者	男	28	-
		女	7	2
1経営体平均漁獲金額（万円）		3,931	2,106	

資料：第10次漁業センサス 第3報（平成12年3月 農林水産省）
2003年（第11次）漁業センサス第3巻（平成17年3月 農林水産省）

4) 商業

霧島市における事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移は、表3-4及び図3-10のとおりです。

平成6年から平成16年にかけての推移をみると、事業所数では平成11年に若干の増加はあるものの全体的には減少傾向を示しています。年間商品販売額では平成6年から平成14年にかけて増加、以降減少傾向を示しています。

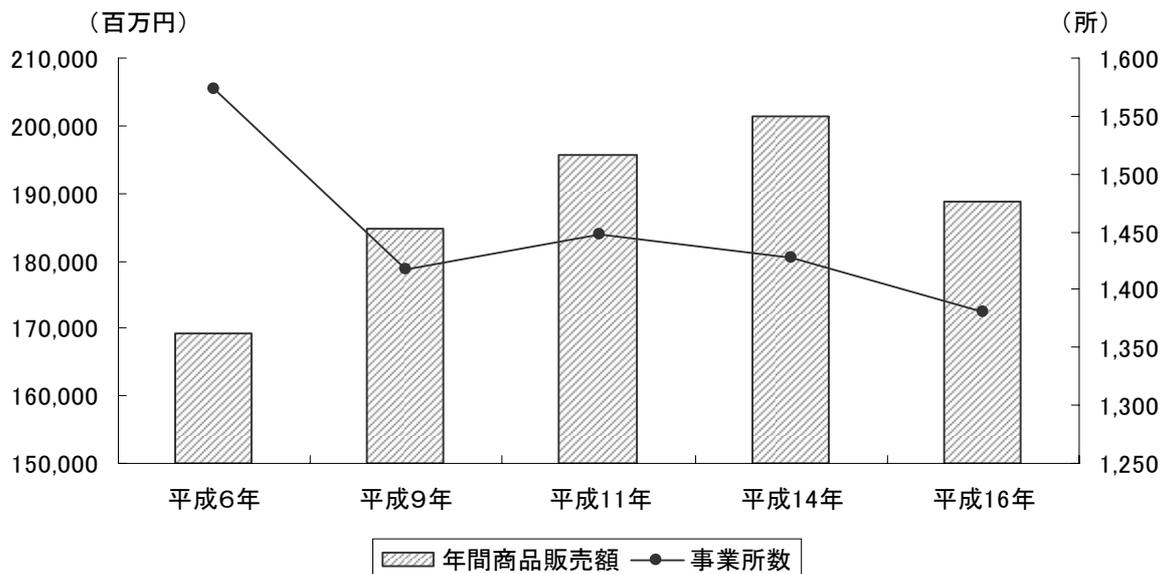
表3-4 霧島市の事業所数・従業者数及び年間販売額の推移

単位：所，人，百万円

区分	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年
事業所数	1,573	1,417	1,448	1,427	1,380
従業者数	8,359	7,504	8,929	8,994	8,893
年間商品販売額	169,155	184,865	195,510	201,525	188,869

資料：平成6年～平成16年 商業統計表（平成7年～平成18年 経済産業省）

図3-10 年間商品販売額及び事業所数の推移



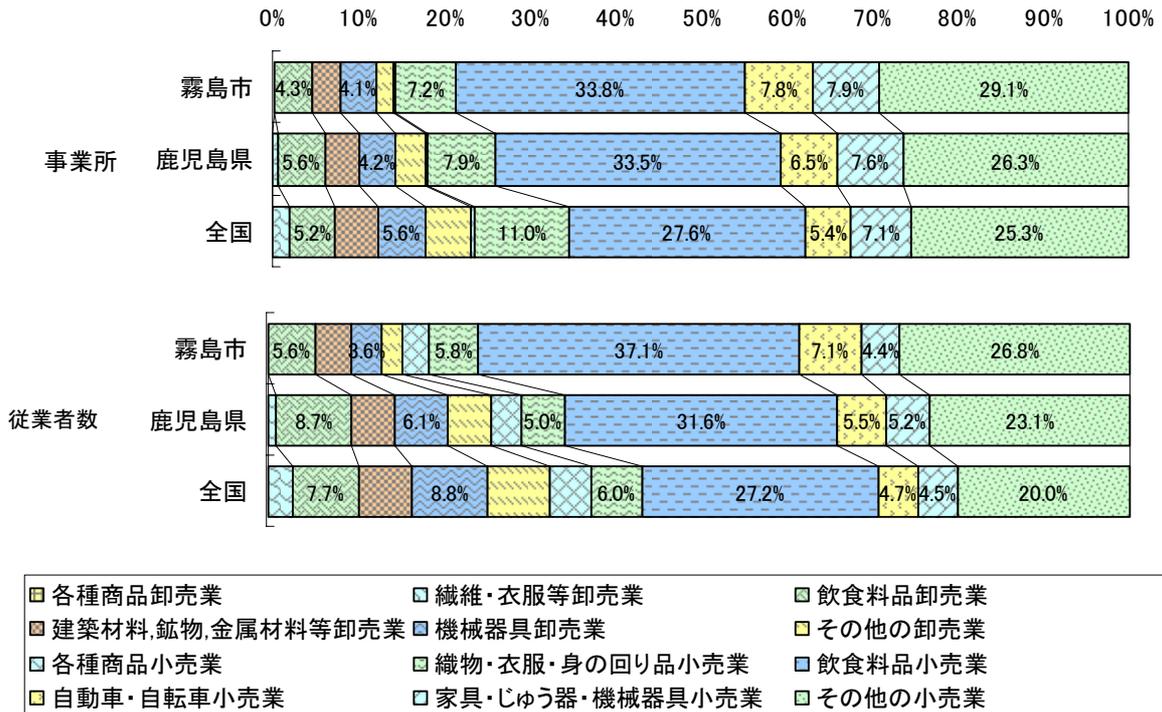
資料：平成6年～平成16年 商業統計表（平成7年～平成18年 経済産業省）

産業別事業所数及び従業者数は図3-11のとおりです。

事業所数及び従業者数で最も高い割合を占めている業種は、飲食料品小売業であり、それぞれ全体の33.8%、37.1%となっています。

事業所数及び従業者数の構成比を鹿児島県及び全国と比較すると、ほぼ同様な構成であると言えます。

図3-11 産業別事業所数及び従業者数（平成16年）



資料：平成16年 商業統計表（平成18年 経済産業省）
 平成16年 商業統計調査（平成18年 鹿児島県）

5) 観 光

霧島市における平成 17 年の観光地別観光客数は、表 3-5 のとおりです。

霧島神宮の 1,322,180 人が最も多く、次いで霧島神宮の 519,910 人、霧島まほろばの里の 263,100 人となっています。

表 3-5 霧島市の観光地別観光客（平成 17 年）

分類	観光地名	単位	観光客数
施設	ビジターセンター	人地点	71,960
	交流センター	人地点	58,848
	霧島自然ふれあいセンター	人泊	14,685
	ハイテク展望台	人地点	9,318
	横川地区バンガロー（宿泊）	人泊	3,582
	隼人塚史跡館	人地点	3,284
	隼人地区歴史民族資料館	人地点	2,544
観光地	霧島まほろばの里	人地点	263,100
	上野原縄文の森	人地点	112,227
	霧島民芸村	人地点	65,877
	みやまコンセール	人地点	58,763
	霧島高原国民休養地	人地点	38,797
	隼人地区熊襲の穴	人地点	11,852
	霧島高原国民休養地（宿泊）	人泊	8,559
	隼人塚	人地点	5,828
公園	神話の里公園	人地点	180,306
	横川地区丸岡公園（日帰り）	人地点	101,558
	城山公園	人地点	74,909
	国分海浜公園	人地点	58,118
	日当山温泉公園	人地点	21,981
	黒石岳森林公園	人地点	5,006
	宮の杜ふれあい公園	人地点	400
スポーツ	牧園地区総合体育館	人地点	66,494
	市民プール	人地点	59,977
	霧島高原乗馬クラブ	人地点	7,693
温泉	湯けむり広場パライソ	人地点	124,443
	神乃湯	人地点	66,993
	関平温泉	人地点	23,369
神宮	霧島神宮	人地点	1,322,180
	鹿兒島神宮	人地点	519,910
海水浴場	国分キャンプ海水浴場	人地点	73,676
	小浜海水浴場	人地点	3,271

資料：霧島市調査資料

6) 工業

霧島市における事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の状況は、表3-6及び図3-12のとおりです。

平成16年現在の事業所数は166所、従業者数は12,274人、製造品出荷額等は27,324,227万円であり、平成12年以降減少傾向を示しています。

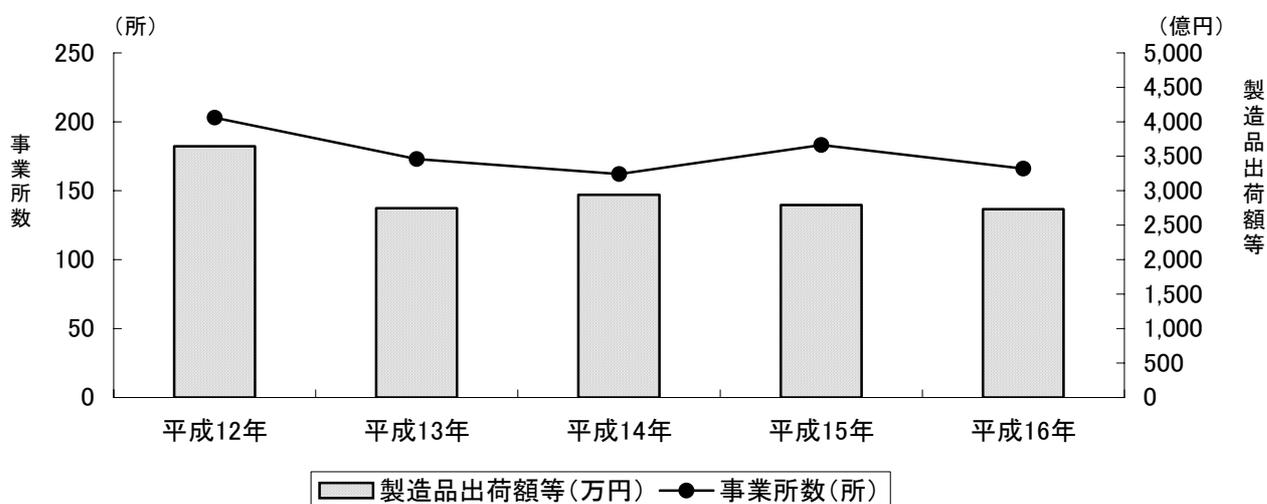
平成16年を産業別にみると、事業所数は食料品が最も多く全体の21.1%を占めており、従業者数は電子部品・デバイス製造業が最も多く全体の68.8%を占めています。

表3-6 工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
事業所数(所)	203	173	162	183	166
従業者数(人)	12,962	13,083	11,970	12,254	12,274
製造品出荷額等(万円)	36,445,306	27,466,965	29,388,888	27,921,052	27,324,227

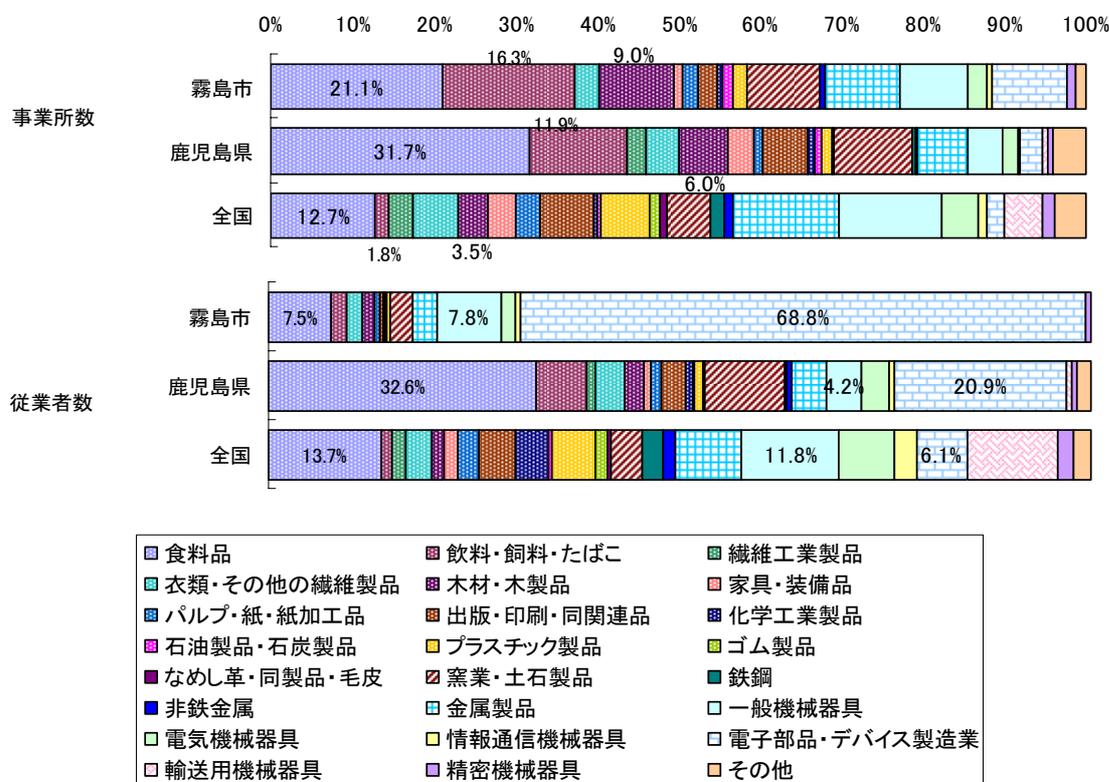
資料：平成12年～平成16年 工業統計表（平成14年～平成17年 経済産業省）
鹿児島県の工業 平成16年工業統計調査結果（平成18年 鹿児島県）

図3-12 工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移



資料：平成12年～平成16年 工業統計表（平成14年～平成17年 経済産業省）
鹿児島県の工業 平成16年工業統計調査結果（平成18年 鹿児島県）

図3-13 産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等（平成16年）



資料：平成16年 工業統計表（平成17年 経済産業省）

鹿児島県の工業 平成16年工業統計調査結果（平成18年 鹿児島県）

(4) 交 通

1) 道路網

霧島市の道路網は、南部を東西に国道 10 号が通過しており、これに連結する形で市街地部から北東方向に国道 223 号、南方向に国道 220 号が、また国道 223 号から北西方向に国道 504 号がそれぞれ伸びています。さらにこれらの国道から、市内の各方面に 10 路線の主要地方道及び 18 路線の一般県道が網の目状に伸びています。

一方、市の西側には南北方向に九州自動車道が通過しており、南部には東西方向に東九州自動車道が通過しています。(図 3 - 1 4 参照)

図3-14 交通網



資料:「県別マップル46 鹿児島県広域・詳細道路地図」(青柳栄次 2005)
 「平成11年度 道路交通情勢調査(道路交通センサス) 一般交通量調査」(鹿児島県土木)

2) 交通量

24時間交通量は、平日・休日ともに一般国道10号隼人町清水で最も多く、平日23,269台、休日20,068台となっています。また、九州自動車道の横川IC-溝辺鹿児島空港IC間での24時間交通量は、平日11,654台、休日9,986台となっています。

表3-7 交通量調査結果

路線名	区間番号 調査単位	観測地点名	交通量(台)			
			平日12時間	休日12時間	平日24時間	休日24時間
九州自動車道	3	横川IC-溝辺鹿児島空港IC間	9,040	7,301	11,654	9,986
一般国道10号	1018	福山町嘉例川	5,355	5,230	7,069	6,904
一般国道10号	1019	国分市上之段1594-1	13,217	11,347	17,446	14,978
一般国道10号	1020	国分市広瀬本町1393	12,824	9,933	17,184	13,708
一般国道10号	1021	隼人町清水	17,320	14,594	23,269	20,068
一般国道10号(隼人道路)	11020	隼人西IC-隼人東IC間	4,434	3,187	5,188	4,047
一般国道223号	1055	牧園町霧島町境	1,790	3,547	2,291	4,718
一般国道223号	1056	牧園町小谷	4,806	6,153	6,152	8,183
一般国道223号	1057	牧園町寺原	6,610	6,909	8,461	9,189
一般国道223号	1058	牧園町安楽	2,905	3,176	3,718	4,224
一般国道223号	1059	隼人町見次	13,020	11,390	16,697	15,104
一般国道223号	1060	隼人町真孝	11,267	11,074	14,422	14,728
一般国道223号	31055		3,422	5,028	3,929	5,582
一般国道504号	1150	福山町宝瀬	4,916	4,328	6,292	5,828
一般国道504号	1151	隼人町西光寺	12,445	10,098	15,930	13,430
一般国道504号	1152	溝辺町麓	12,788	11,300	16,369	15,029
一般国道504号	1153	溝辺町木佐真	8,354	5,958	10,693	7,924
一般国道504号	1154	溝辺町竹子	2,519	1,961	3,224	2,608
小林えびの高原牧園線	4001	牧園町高千穂	938	3,116	1,144	4,020
小林えびの高原牧園線	4002	牧園町丸尾	1,884	3,674	2,298	4,739
都城隼人線	4005	国分市重久	10,327	9,493	12,599	12,246
都城隼人線	4006	隼人町松永	12,753	10,575	15,941	13,219
都城隼人線	64004	霧島町牧内	2,856	2,255	3,484	2,909
伊集院蒲生溝辺線	4090	溝辺町竹山	1,671	1,074	2,089	1,343
伊集院蒲生溝辺線	4091	溝辺町下有川	6,380	4,387	8,029	5,636
牧園薩摩線	4115	牧園町宿窪田	4,025	2,802	5,031	3,503
牧園薩摩線	4116	横川町茶屋	2,384	2,192	2,908	2,828
栗野加治木線	4121	横川町床波	10,162	6,532	12,398	8,426
隼人加治木線	4123	隼人町大朋	2,766	3,365	3,375	4,341
隼人加治木線	4124	溝辺町論地	7,189	5,542	8,986	6,928
隼人港線	4126	隼人町	5,447	4,718	7,462	6,652
国分霧島線	4127	国分市福島	5,913	3,652	8,101	5,149
国分霧島線	4128	国分市清水町 子丸	13,678	10,011	18,739	14,116
国分霧島線	4129	霧島町田口	5,747	5,525	7,011	7,127
霧島公園小林線	6003	牧園町新床	546	1,520	661	1,946
紫尾田牧園線	6147	横川町馬渡	512	485	620	621
犬飼霧島神宮停車場線	6156	牧園町持松	225	372	272	476
北永野田小浜線	6157	国分市清水町芦谷	425	267	514	342
北永野田小浜線	6158	国分市野口	13,146	11,421	17,090	15,076
北永野田小浜線	6159	隼人町野久美田	7,496	6,169	9,745	8,143
日当山敷根線	6160	国分市上小川	7,864	5,953	10,240	7,839
崎森隼人線	6162	隼人町上野	5,560	3,422	6,728	4,380
豊後迫隼人線	6163	隼人町松永	3,021	2,005	3,716	2,546
隼人溝辺線	6164	隼人町表木山駅前	266	229	322	293
比曾木野福山港線	6165	国分市塚脇	768	640	929	819
比曾木野福山港線	6166	福山町上茶屋	1,244	1,027	1,505	1,315
国師境線	6167	福山町福地	139	119	168	152
霧島公園線	6168	霧島町霧島	897	1,792	1,085	2,294
今別府牧園線	6169	横川町岩穴	195	157	236	201
大川原小林線	6172	国分市川内	6,897	5,625	8,345	7,200

資料：「平成11年度 道路交通情勢調査(道路交通センサス) 一般交通量調査」(鹿児島県土木)

3) 自動車保有台数

一世帯当りの自動車保有台数の推移は、表3-8及び図3-15に示すとおりです。霧島市での一世帯当りの自動車保有台数は、全国平均、鹿児島平均に比べ若干上回っています。

また、過去5年の推移をみると、いずれもほぼ横ばい状態となっています。

表3-8 一世帯当りの自動車保有台数

年度	保有台数(台)			世帯数(世帯)			1世帯当りの保有台数		
	全国	鹿児島県	霧島市	全国	鹿児島県	霧島市	全国	鹿児島県	霧島市
平成12年	75,524,973	1,228,205	88,555	48,015,251	742,526	52,330	1.57	1.65	1.69
平成13年	76,270,813	1,247,643	90,569	48,637,789	748,869	52,289	1.57	1.67	1.73
平成14年	76,892,517	1,263,149	91,916	49,260,791	754,556	52,523	1.56	1.67	1.75
平成15年	77,390,245	1,277,725	93,598	49,837,731	759,742	53,188	1.55	1.68	1.76
平成16年	78,278,880	1,297,057	95,379	50,382,081	764,233	54,600	1.55	1.70	1.75

注) 保有台数の集計は各年度末(3月31日)現在の値。世帯数については、各年共に10月1日現在(全国計は3月31日)の値。

なお、霧島市の保有台数のうち、軽自動車の台数は、国土交通省九州運輸局のデータ(県統計年鑑資料)を使用。

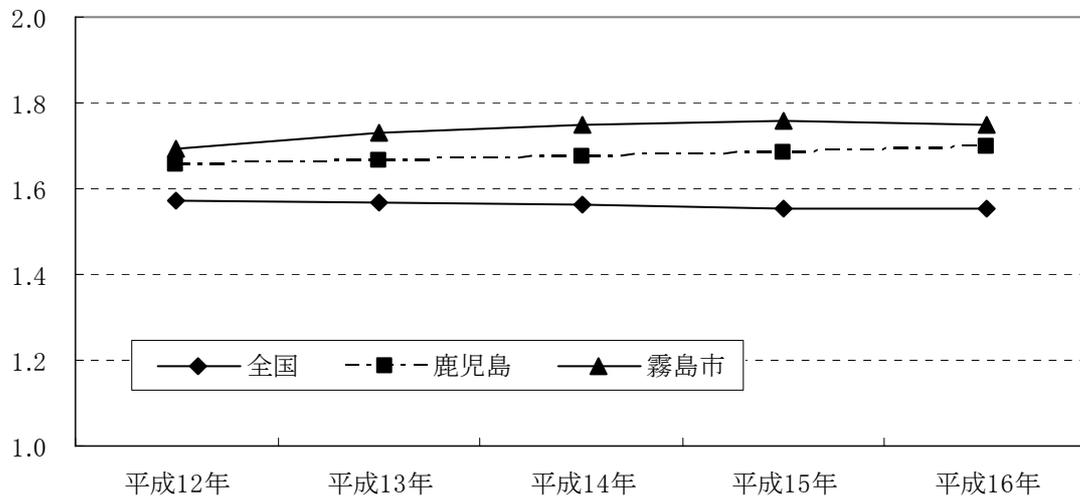
資料: 自動車保有車両数 市区町村別 (国土交通省自動車交通局 監修, (財)自動車検査登録協会)

財団法人自動車検査登録協会ホームページ (<http://www.aira.ot.jp/>)

住民基本台帳 (総務省自治行政局)

市区町村別 軽自動車車両数 ((社) 全国軽自動車協会連合会)

図3-15 一世帯当りの自動車保有台数の推移



3) 公共交通機関

霧島市には、鹿児島県(本土)と他県を結ぶ主要な交通機関として、道路網以外に航空と鉄道があります。このうち航空では、市の中西部に鹿児島空港があり、国内線では札幌、東京、関西、福岡など12の主要都市の他、沖縄、奄美大島などの島嶼部を結んでいます。また、国際線ではソウル及び上海と結んでいます。

鹿児島空港の利用客は、乗降客を合わせると年間延べ600万人であり、貨物としては年間約4万トンが利用されています。(表3-9参照)

鉄道は、JR九州の日豊本線が市の東西を、同肥薩線が南北を通過しています。霧島市市街地中心部にある日豊本線国分駅では年間約160万人の利用客があり、肥薩線との連絡駅である隼人駅では、年間約130万人の利用客があります。(表3-10参照)

表3-9 鹿児島空港における航空機利用状況

年度	乗降客(人)		貨物(t)		郵便(kg)	
	乗客	降客	積	降	積	降
平成12年度	3,041,092	3,001,103	25,708	11,612	4,616,758	4,988,241
平成13年度	3,054,482	3,007,209	23,546	10,259	4,942,389	5,074,056
平成14年度	3,182,968	3,182,365	25,964	11,378	4,587,757	4,839,164
平成15年度	3,023,540	3,038,639	27,616	12,081	4,059,662	3,572,830

資料：鹿児島県統計年鑑(鹿児島県)

表3-10 鉄道利用状況

区分		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
JR日豊本線	隼人駅	乗車	646,430	652,081	659,555	661,104
		降車	636,257	644,812	653,715	655,465
	国分駅	乗車	777,688	780,776	796,065	798,060
		降車	776,330	780,369	798,255	800,269
	霧島神宮駅	乗車	113,818	113,422	106,215	106,418
		降車	115,776	116,070	109,135	109,397
	北永野田駅	乗車	3,244	4,182	2,190	2,413
		降車	3,605	4,578	2,920	2,906
JR肥薩線	日当山駅	乗車	41,792	38,029	38,690	39,017
		降車	46,196	42,117	41,975	42,184
	表木山駅	乗車	1,016	1,121	730	910
		降車	961	943	730	833
	中福良駅	乗車	4,551	6,990	6,205	6,139
		降車	4,133	6,752	5,840	5,900
	嘉例川駅	乗車	11,979	9,103	14,600	14,599
		降車	11,398	8,742	14,600	14,660
	霧島西口駅	乗車	105,972	98,680	100,010	100,483
		降車	108,301	100,454	101,835	102,296
	植村駅	乗車	10,255	8,216	6,570	6,666
		降車	9,259	7,396	5,840	5,974
	大隈横川駅	乗車	63,418	56,782	48,180	48,291
		降車	63,926	57,413	48,545	48,770

資料：鹿児島県統計年鑑(鹿児島県)

(5) 文化財

霧島は、天孫降臨の地として、日本の歴史とともに歩んできた地域であり、建国神話に出てくるニニギノミコトを祀っている霧島神宮や約9,500年前の縄文早期の遺跡である上野原遺跡などが見られます。

市内には「鹿児島県上野原遺跡出土品」、「紺糸威鎧兜大袖付(1領)」、「色々威胴丸兜大袖付(2領)」、「刀銘 相州住秋廣 明德三」といった4件の国の重要文化財を含め、16件の国指定文化財、9件の県指定文化財、94件の市指定文化財の合計118件の文化財(表3-1-1参照)のほか、458件の埋蔵文化財があり、貴重な歴史的文化的文化遺産として受け継がれています。

指定文化財のうち、有形文化財(建造物)、記念物(史跡・名称・天然記念物)についてその場所を図示しました。(図3-1-6参照)

表3-1-1 文化財一覧 (1/2)

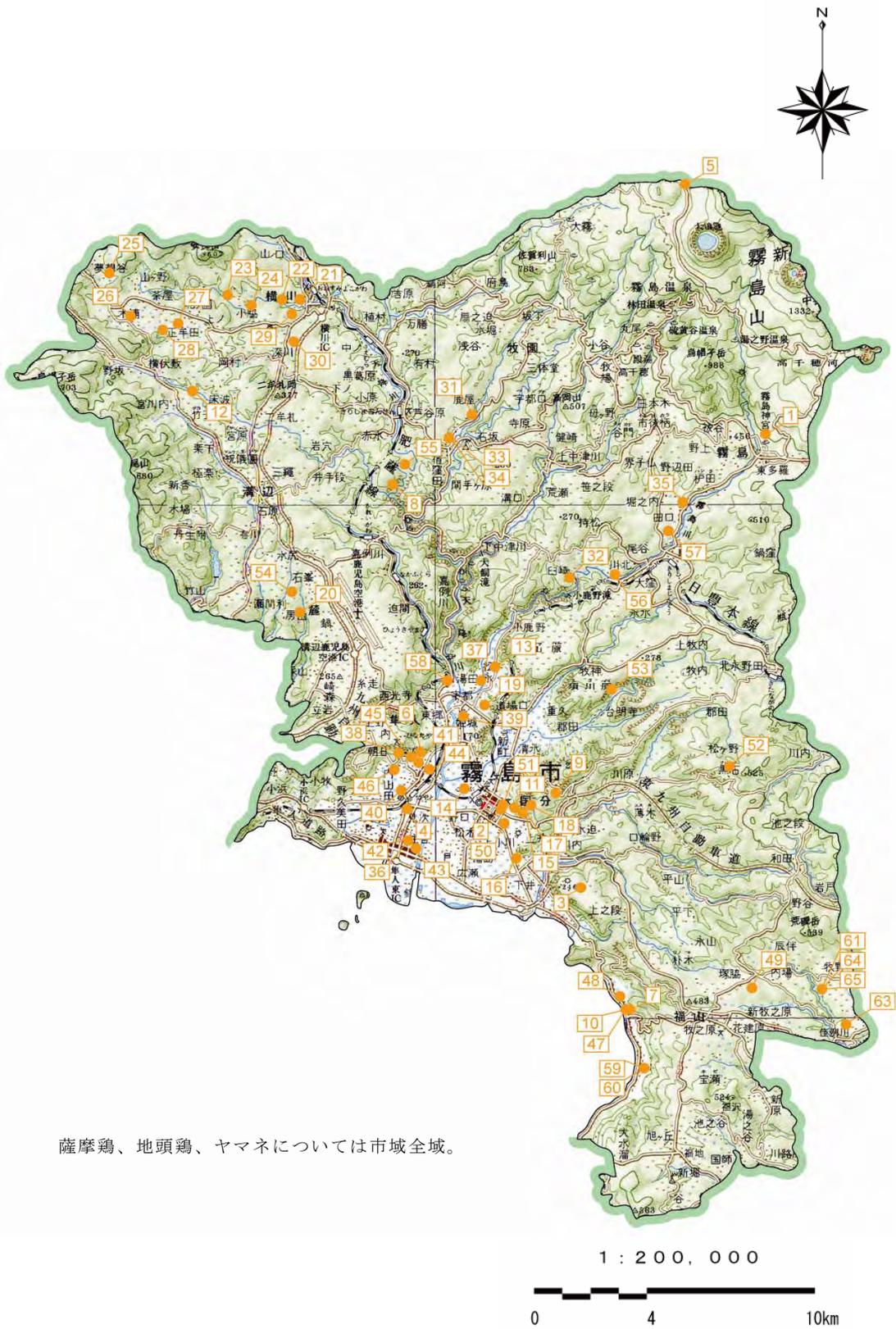
指定区分	種別	名称	図面番号	所在地
国	有形文化財(考古資料) *重要文化財	鹿児島県上野原遺跡出土品		国分上野原縄文の森2番1号 埋蔵文化財センター
	有形文化財(建造物)	霧島神宮	1	霧島田口2608-5
	有形文化財(工芸品) *重要文化財	紺糸威鎧兜大袖付(1領)		東京国立博物館
		色々威胴丸兜大袖付(2領)		東京国立博物館・黎明館
		刀銘 相州住秋廣 明德三		黎明館
	登録有形文化財	池田家住宅主屋		横川町中ノ上岸田
		池田家住宅石倉		横川町中ノ上岸田
		森山家住宅石倉		横川町中ノ諏訪
		JR肥薩線嘉例川駅駅舎 一棟		隼人町嘉例川2176
	記念物(史跡)	大隅国分寺跡(附宮田ヶ岡瓦窯跡)	2	国分中央一丁目
		上野原遺跡	3	国分川内字田吹外
		隼人塚	4	隼人町内山田265-3
	記念物(天然記念物)	薩摩鶏	全域	
地頭鶏		全域		鹿児島県全域
ヤマネ		全域		鹿児島県全域
ノカイドウ自生地		5		牧園町えびの高原
県		有形文化財(建造物)	鹿児島神宮本殿・拝殿・勅使殿	6
		旧田中家別邸 附 棟札1枚	7	福山町福山2926
	有形文化財(彫刻)	正国寺跡石仏三軀		隼人町内山田287-1 隼人塚史跡館
	有形文化財(古文書)	鹿児島神宮文書(6巻)		隼人町内2496
	民俗文化財(有形)	宮内の田の神		隼人町内山田1805
	民俗文化財(無形)	霧島神宮お田植え祭		霧島田口2608-5
	記念物(史跡)	赤水の岩堂磨崖仏	8	横川町下ノ赤水梅ノ木迫
	記念物(天然記念物)	高座神社の社叢	9	国分川原108 毛梨野高座神社
		福山のイチョウ	10	福山町福山2437
市	有形文化財(建造物)	朱門	11	国分中央二丁目5-1
		金山橋(第3橋)	12	溝辺町竹子上牟田
		平熊の石橋及び石洗越付石洗越の碑 水神碑	13	隼人町松永字平熊
		辻の角の保食神社		隼人町神宮五丁目154-1
	有形文化財(彫刻)	仁王像二基		牧園町下中津川427
	有形文化財(古文書)	朱印状		国分中央一丁目20-8 国分郷土館
		文政六年の道帳		国分中央三丁目45-1 国分図書館
		島津藩の巻物2巻		霧島田口2608-5
	有形文化財(考古資料)	環頭太刀		国分上小川3819 国分郷土館
		城山山頂遺跡出土品		国分上小川3819 国分郷土館
	有形文化財(歴史資料)	日秀上人遺品関係資料		隼人町内2496 隼人歴史民俗資料
		鹿児島神宮四天王石像		隼人町内山田287-1 隼人塚史跡館
		神宮古印		隼人町内2496
有形文化財(工芸品)	安良神社の仮面(吽)			横川町中ノ192
	安良神社の仮面(阿)			横川町中ノ192
	九面			霧島田口2608-5
民俗文化財(有形)	宮浦宮の鎧			福山町福山2437
	止上神社の面			国分重久1896 国分郷土館
	祝儀園の田の神			溝辺町竹子祝儀園
	石原の田の神			溝辺町麓3391 みそめ館
	紫尾田の田の神像			横川町上ノ紫尾田
	迫田家の田の神像			横川町上ノ上深川
	古城の田の神像			横川町上ノ古城
	馬渡の田の神像			横川町下ノ馬渡
	山住家の田の神像			横川町下ノ赤水
		黒葛原の田の神像		横川町下ノ黒葛原
		田の神		牧園町持松堅神社境内
		田の神		牧園町上中津川溝口
		田の神		牧園町高千穂栗川
民俗文化財(無形)	天孫降臨霧島九面太鼓			牧園町高千穂3908
	火流し(精霊流し)			牧園町下中津川犬飼
	狭名田棒踊り			霧島田口(狭名田集落)
	田口棒踊り			霧島田口(田口集落)
	戸田棒踊り			霧島田口(戸田集落)
	桂内棒踊り			霧島田口(桂内集落)
	十八日の馬			—
	川尻琉球人踊り			隼人町見次川尻

表 3 - 1 1 文化財一覧 (2/2)

指定 区分	種別	名称	図面 番号	所在地	
記念物(史跡)	宝塔		14	国分府中町11-3	
	島津義久の墓		15	国分中央二丁目3840-2 金剛寺跡	
			16	国分上井5-2 徳持庵跡	
	真応上人石室		17	国分中央二丁目3842-1 金剛寺跡	
	橘木城跡供養塔		18	国分上小川3819 国分郷土館	
	十三仏		19	国分剣之宇都町161-1	
	溝辺城跡		20	溝辺町麓4644-1	
	段溝跡			溝辺町竹子野坂	
	野首の墓石群			溝辺町麓野首	
	瑞泉山心慶寺跡			溝辺町麓中丸	
	安良山来福寺真乘院跡		21	横川町中ノ川北脇	
	万亀山仙寿寺跡		22	横川町中ノ川北馬場	
	安良神社		23	横川町上ノ上小脇安良	
	腰越神社の跡		24	横川町上ノ下小脇岩元	
	徳源社		25	横川町上ノ夢想谷下山	
	木浦権現		26	横川町上ノ木浦	
	阿弥陀寺の跡		27	横川町上ノ正牟田阿弥陀原	
	弓削が丘		28	横川町上ノ正牟田茶園山	
	横川城跡		29	横川町中ノ城山	
	民部塚		30	横川町中ノ二石田民部塚	
	宝篋印塔三基		31	牧園町三体堂784	
	白崎の宝塔		32	牧園町持松539-4	
	島津源七郎忠直の墓		33	牧園町宿窪田761-3	
	花林長春大姉の墓		34	牧園町宿窪田677-3	
	辻堂の五輪塔		35	霧島田口846	
	隅州富隈新松林記		36	隼人町住吉1881	
	大隅国桑原郡西国分郷鑿溝崇水神記			隼人町西光寺水天洞	
	菅原神社磨崖物		37	隼人町松永3282-9, 3283	
	三光院墓碑群		38	隼人町朝日19	
	湯本大権現碑		39	隼人町姫城三丁目122	
	空順上人入定石室		40	隼人町内山田一丁目11-6	
	弥勒院・正興寺等墓域		41	隼人町神宮三丁目215-8	
	富隈城跡		42	隼人町住吉1879-4, 1881	
	薩摩義士山元八兵衛定矩の墓 付山		43	隼人町住吉1513(住吉共同墓地)	
	元八兵衛定矩母の墓				
	沢家墓碑群		44	隼人町神宮五丁目579-17	
	宮坂貝塚		45	隼人町内1794, 1804-1の一部	
	内山田の鼻んす(2連隧道)		46	隼人町内山田1720	
	卵塔群		47	福山町福山2428	
	記念物(名勝)	田中邸の庭園		48	福山町福山2926-1
	記念物(天然記念物)	カヤ		49	国分上之段2329 塚脇宮毘神社
		クログネモチ(雄株)		50	国分中央四丁目22-7
		クログネモチ(雌株)		51	国分中央一丁目24-24
オガタマノキ			52	国分川原4394	
青葉の竹			53	国分台明寺1103 日枝神社	
鷹屋神社の銀杏			54	溝辺町麓4260	
颯穴群			55	牧園町宿窪田真米	
イチイガシ			56	霧島川北 向田七社神社境内	
オガタマノキ			57	霧島田口278	
荒瀬城跡のイチイガシ			58	隼人町西光寺207-2	
小みかん			59	福山町福山602-1	
小みかん			60	福山町福山654-1	
イロハモミジ			61	福山町佳例川2137	
佳例川の藤			62	福山町佳例川1871	
羽山神社の杉			63	福山町佳例川1649-1	
イチイガシ			64	福山町佳例川2137	
イヌマキ			65	福山町佳例川2137	

資料：霧島市の教育(霧島市 2006)

图 3-16 文化財位置



(6) 公園・緑地

1) 自然公園

鹿児島県内には、4件の国立・国定公園と9件の県立自然公園が指定されています。

(表3-12参照) 霧島市には、このうち霧島屋久国立公園の一部が含まれています。

表3-12 鹿児島県の自然公園一覧

名称	所在地	供用面積(ha)	指定年月日
霧島屋久国立公園	霧島町, 牧園町, 栗野町, 鹿児島市, 桜島町, 垂水市, 指宿市, 山川町, 開聞町, 佐多町, 根占町, 上屋久町, 屋久町	44,231.0	昭和39年3月16日
雲仙天草国立公園	東町, 長島町	1,447.0	昭和31年7月20日
日南海岸国定公園	志布志町, 有明町, 大崎町, 東串良町, 高山町	1,038.9	昭和30年6月1日
奄美群島国定公園	奄美群島全14市町村	7,861.0	昭和49年2月15日
阿久根県立自然公園	阿久根市	754.7	昭和28年3月31日
吹上浜県立自然公園	加世田市, 金峰町, 吹上町, 日吉町, 東市来町, 市来町, 串木野市	3,104.9	昭和28年3月31日
蘭牟田池県立自然公園	入来町, 祁答院町, 宮之城町, 蒲生町, 始良町	3,937.7	昭和28年3月31日
坊野間県立自然公園	枕崎市, 坊津町, 大浦町, 笠沙町	2,340.3	昭和28年3月31日
川内川流域県立自然公園	出水市, 大口市, 川内市, 高尾野町, 宮之城町, 鶴田町, 薩摩町, 東郷町, 樋脇町, 菱刈町	6,571.0	昭和39年4月1日
高隈山県立自然公園	垂水市, 鹿屋市	2,466.0	昭和52年6月1日
大隅南部県立自然公園	内之浦町, 佐多町, 根占町, 田代町	1,315.0	昭和52年6月1日
甌島県立自然公園	里村, 上甌村, 下甌村, 鹿島村	2,458.8	昭和56年10月1日
トカラ列島県立自然公園	十島村	4,629.0	平成4年4月1日

資料：鹿児島県ホームページ (<http://www.pref.kagoshima.jp/home/kanhogoka/kira/t2020000.htm>)

2) 都市公園

霧島市には、都市公園が47箇所設置されています。(表3-13参照)

表3-13 都市公園一覧

名称	所在地	供用面積 (㎡)	供用開始日	計画面積 (ha)
城山公園	国分上小川3819番地	139,380	昭和53年5月23日	13.94
国分運動公園	国分清水309番地	147,009	平成11年4月1日	14.70
中央児童公園	国分中央三丁目1735番地	609	昭和53年5月23日	0.06
東公園	国分中央四丁目3078番地	4,736	昭和53年5月23日	0.47
中央公園	国分中央五丁目842番地1	10,895	昭和57年10月6日	1.09
南公園	国分上井183番地	34,055	昭和62年9月1日	3.41
福島児童公園	国分福島二丁目62番地1	2,487	昭和60年7月1日	0.25
国分海浜公園	国分下井2512番地	76,103	平成12年4月1日	7.61
北公園	国分清水五丁目650番地	48,130	平成14年9月1日	4.81
児童の森	国分上小川3781番地3	17,381	昭和55年4月28日	1.74
広瀬西公園	国分広瀬二丁目815番地15	987	昭和57年2月24日	0.10
正覚寺公園	国分中央六丁目1500番地	5,387	平成8年3月31日	0.54
西地区コミュニティ広場	国分福島35番地1	9,910	平成8年3月31日	0.99
松木野口地区ふれあい広場	国分松木17番地1	10,580	平成10年4月1日	1.06
湊地区コミュニティ広場	国分湊259番地1	10,619	平成10年4月1日	1.06
東その山地区コミュニティ広場	国分重久241番地1	6,451	平成13年4月1日	0.65
こがのもりコミュニティ広場	国分姫城147番地1	8,667	平成13年4月1日	0.87
郡山地区コミュニティ広場	国分郡田1180番地3	6,595	平成14年4月1日	0.66
姫城地区コミュニティ広場	国分府中170番地1	5,350	平成15年4月1日	0.54
清水地区コミュニティ広場	国分新町1321番地	12,510	平成17年10月1日	1.25
隼人駅前公園	隼人町内山田二丁目9番1号	5,947	昭和45年4月1日	0.59
町後公園	隼人町神宮一丁目15番1号	1,815	昭和58年3月30日	0.18
大津公園	隼人町神宮五丁目8番1号	1,585	昭和61年4月1日	0.16
辻公園	隼人町神宮六丁目10番1号	1,462	昭和59年4月1日	0.15
見次公園	隼人町神宮六丁目2番1号	1,292	昭和61年4月1日	0.13
小路公園	隼人町神宮六丁目18番1号	938	昭和62年4月1日	0.09
小浜公園	隼人町小浜4729番地	5,081	昭和59年4月1日	0.51
日当山温泉公園	隼人町東郷1613番地2	24,751	昭和51年4月1日	2.48
三田坪公園	隼人町松永二丁目62番地	4,951	平成9年3月13日	0.50
姫城中央公園	隼人町東郷一丁目95番地	10,009	平成9年3月13日	1.00
姫城公園	隼人町姫城二丁目144番地	2,672	昭和59年4月1日	0.27
西瓜川原公園	隼人町姫城914番地1	3,185	平成17年4月1日	0.32
稲荷山公園	隼人町住吉1879番地4	11,023	昭和53年6月20日	1.10
住吉運動公園	隼人町住吉960番地5	9,031	平成10年5月1日	0.90
垂水公園	隼人町小田2709番地	677	平成9年1月14日	0.07
中姫城公園	隼人町姫城一丁目43番地	5,649	平成9年3月13日	0.56
天降川運動公園	隼人町姫城665番地1	4,347	平成10年4月1日	0.43
武安公園	隼人町松永3320番地5	2,426	平成10年4月1日	0.24
嘉例川駅前公園	隼人町嘉例川2137番地12	2,533	平成10年5月1日	0.25
真孝公園	隼人町真孝1370番地3	8,044	平成18年4月1日	0.80
空港公園	隼人町嘉例川655番地20	3,055	平成18年4月1日	0.31
丸岡公園	横川町上ノ3201番地1	272,000	平成2年11月26日	27.20
朝日公園	横川町中ノ4926番地16	25,000	昭和48年11月5日	2.50
牧ノ原近隣公園	福山町福山4564番地1	9,741	昭和60年4月1日	0.97
鉄道記念公園	福山町福山3524番地2	2,398	平成5年4月1日	0.24
亀割公園	福山町福山3992番地4	3,688	平成6年4月1日	0.37
多目的広場まきばドーム	福山町福山6346番地	36,000	平成14年9月25日	3.60

資料：霧島市調査資料

4. 地球環境

(1) 地球温暖化

大気中の二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素等の温室効果ガス濃度の増加により，このままでは，2100年には地球の平均気温は1.4～5.8℃上昇すると予測されています。

地球の温暖化が進むと，南極などの氷が溶けることによる海面の上昇のほか，気候の急激な変動による食糧生産や植生への影響などが懸念されています。

日本及び鹿児島県地方気象台の年平均地上気温の推移をみると，過去100年間において約1～2℃上昇しています。

図4-1 日本の年平均地上気温の平年差の経年変化

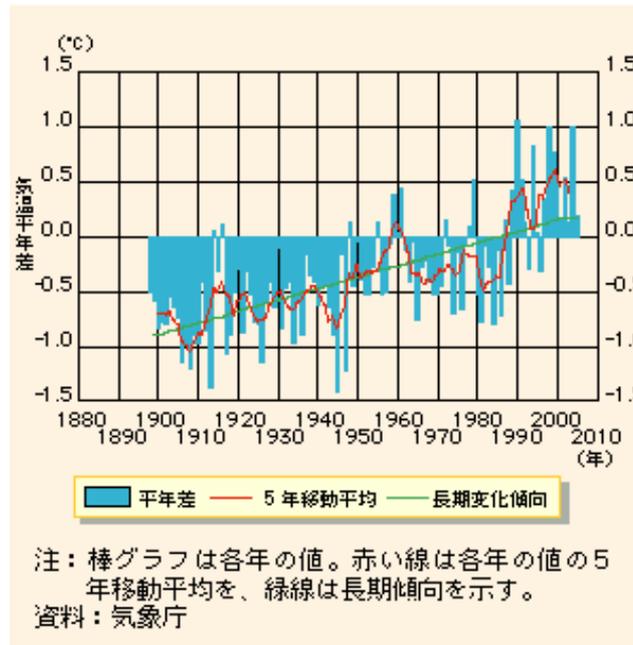
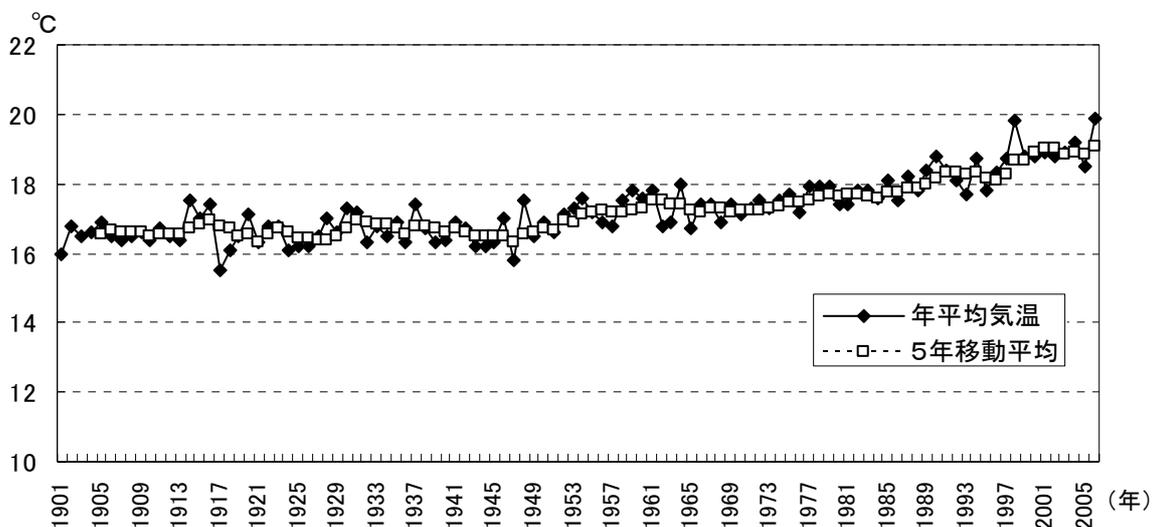


図4-2 鹿児島地方気象台の年平均地上気温の経年変化



資料：気象庁電子閲覧室

(2) オゾン層の破壊

地上 10～50 km ぐらいのところにあるオゾン層は、太陽からくる有害な紫外線を吸収し、地上の生物を守る役割を果たしています。

電子部品の洗浄剤やエアコンの冷媒などに広く使用されているフロン等が機器の廃棄時等に大気中へ放出されることにより、オゾン層が破壊され、有害な紫外線による生態系への影響が懸念されています。

鹿児島上空のオゾン全量は横ばい傾向、南極上空のオゾンホールは増加傾向を示しています。

図 4-3 日本上空のオゾン全量の年平均値の推移

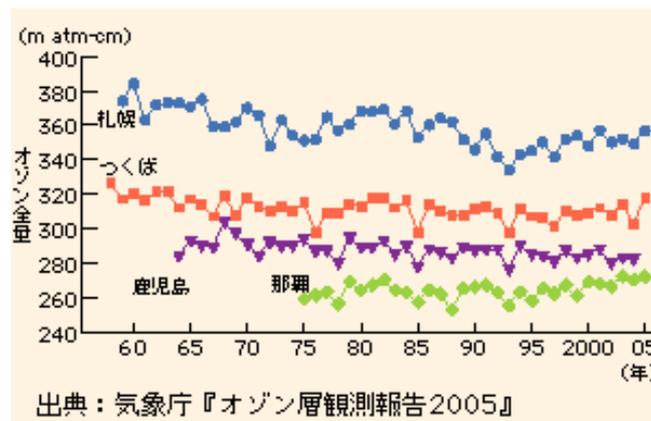
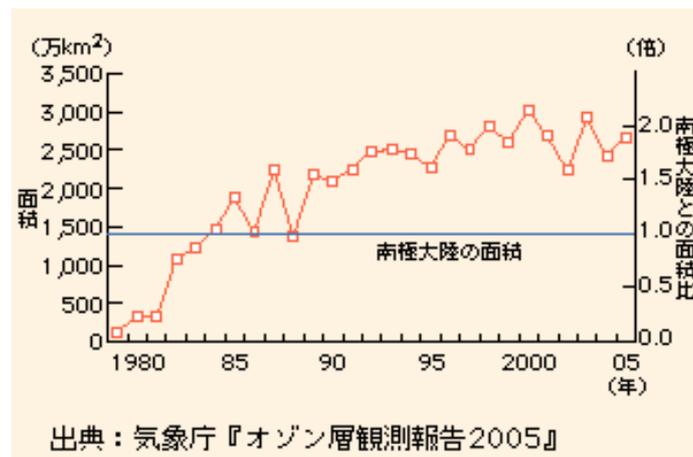


図 4-4 南極上空のオゾンホールの面積の推移

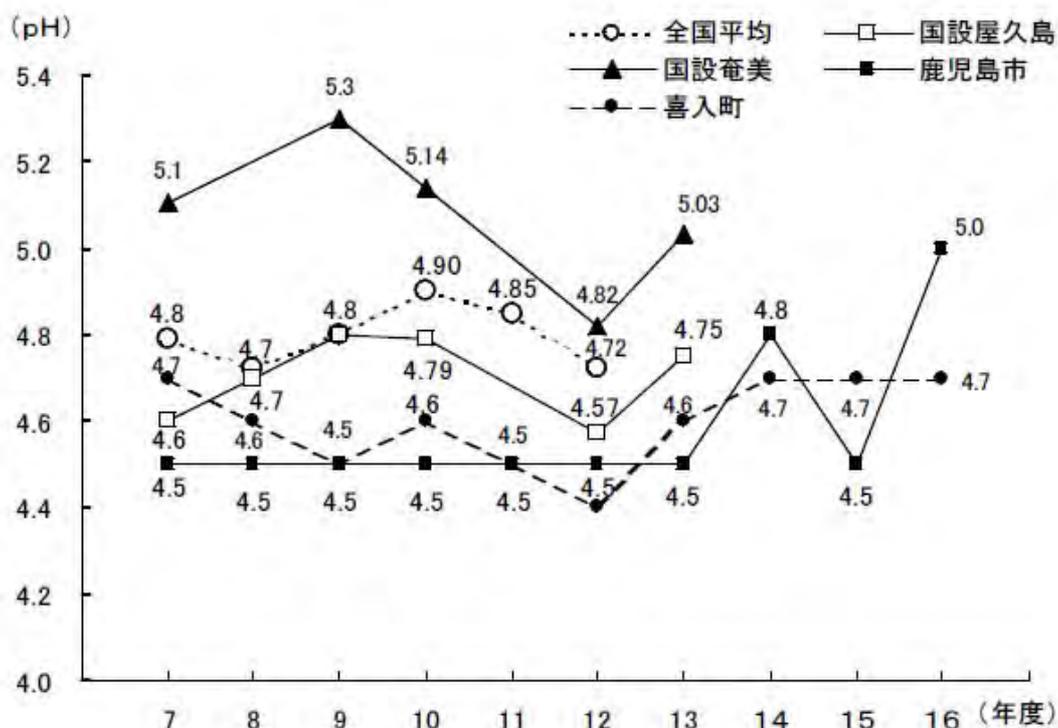


(3) 酸性雨

酸性雨は、石油などの燃焼に伴い排出される硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が、大気中で硫酸や硝酸等に変化し、雨に溶けて地上に降下する（沈着する）、酸性の強い雨のこととされてきましたが、現在では酸性の強い雨や雪などの形で沈着する「湿性沈着」と、晴れた日でも粒子状（エアロゾル）やガス状の酸の形で沈着する「乾性沈着」を併せたものとしてとらえられています。

鹿児島市における平成7年度から平成16年度におけるpH測定結果は、4.5～5.0であり、全国平均（4.7～4.9）に比べ低いレベルで推移しています。

図4-5 pHの年平均値の推移



注) 全国平均: 国設酸性雨測定所の平均値

資料: 環境白書 (鹿児島県)

5. 関連計画

(1) 新市まちづくり計画

平成 17 年 11 月の霧島市の合併に際し、始良中央地区合併協議会では平成 16 年 3 月に「新市まちづくり計画」を策定し、合併後概ね 10 か年の期間の霧島市の基本方針、主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を定めました。鹿児島空港を拠点として世界を視野に入れた新しい都市づくりを進めるとともに、人と自然・歴史・文化などさまざまなふれあいのある調和のとれた田園文化都市と、産業がバランス良く配置された多機能都市の形成を図りながら、快適で愛着の持てる安心して暮らせるまちづくりを進める方針のもと、「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」をまちづくりの基本理念としています。

■「新市まちづくり計画」の概要

基本理念	世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市 “霧島山系から錦江湾の鼓動が時空を超え、躍動する新都市”
将来像	人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市の創造
将来像を実現する 7つの柱	1 活力ある都市づくり (社会基盤) 快適で魅力的な都市機能の充実と安全で活力ある都市づくり
	2 自然にやさしい都市づくり (生活環境) 自然と共生し、誰もが安心して住める都市づくり
	3 育み磨きあう都市づくり (教育文化) 育まれてきた教育文化の継承と生涯学習、青少年の健全育成を推進する都市づくり
	4 たすけあい支えあう都市づくり (保健福祉) すべての人が安心して暮らし、共にたすけあい支えあう都市づくり
	5 産業ふれあいの都市づくり (産業経済) 多種多様な産業が調和した産業ふれあいの都市づくり
	6 住民参画の都市づくり (コミュニティ) 人権を尊重しあい、住民が主体的に参画し、行政と協働する都市づくり
	7 健全な行財政組織の都市づくり (行財政) 健全で自立した行財政運営と地域拠点の連携による都市づくり

(2) 霧島市一般廃棄物処理基本計画

霧島市では平成 18 年 3 月に「霧島市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、新市としての一般廃棄物の適正処理やリサイクル推進に関する基本的な考え方、将来の方向性を決めました。

本計画は、上位計画となる「霧島市総合計画」や「霧島市環境基本計画」が平成 19 年度末に策定される予定であることや、旧市町村から引継がれた一般廃棄物の分別・収集方法等について整理していかなければならない部分が残されていることなど、将来を見据えた計画を策定するのに不透明な要素が多いため、計画期間は、平成 18 年 3 月から平成 20 年 3 月までとなっています。

■「霧島市一般廃棄物処理基本計画」の概要

ごみ処理基本計画	1 ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none">・ごみの分別と出し方の徹底・リサイクル活動等の活性化・効果的なシステムの確立・ごみの排出抑制等に配慮した生活様式の定着
	2 ごみ処理の適正化 <ul style="list-style-type: none">・収集・運搬の適正化・不法投棄の防止・循環型社会基盤施設の適正化等
生活排水処理基本計画	生活廃水処理の目標 <ul style="list-style-type: none">・水質の改善を図ることにとどまらず、河川や農業用水路等を通る水に清流がよみがえり、螢が飛び交う澄んだ川の復活をめざすものとする。・鹿児島湾については、CODの水質保全目標 2.0mg/ℓ、リンの水質保全目標 0.03mg/ℓの達成を目指す。

(3) 錦江湾みらい総合戦略

「錦江湾みらい総合戦略」は、鹿児島県、錦江湾岸15市町、関係7団体で構成する「錦江湾みらい総合戦略推進協議会」が平成11年5月に策定した、錦江湾の魅力を生かした、うるおいと活力のある地域社会を形成するための総合戦略です。

錦江湾の優れた自然や歴史・文化等に、住民が誇りと愛着を持ち、これを生かした快適で個性豊かな生活を営むとともに、その魅力にひかれて国内外の人々が繰り返し訪れ、住民との交流の中から絶えることのない活力を生み出す「人々が親しみ、ふれあう、魅力ある錦江湾の創造」をこの戦略の基本理念としています。

■「錦江湾みらい総合戦略」の概要

基本理念	人々が親しみ、ふれあう、魅力ある錦江湾の創造市
戦略目標	目標① 海に開かれた質の高い生活圏の形成 目標② 交流人口の拡大による地域活力の向上 目標③ 錦江湾の優れた自然環境の保全と継承
戦略の展開方向	方向① 海洋レクリエーション活動の拡大 方向② 子供たちの夢を育む体験学習の拠点づくり 方向③ 海辺のにぎわいとうるおいの創出 方向④ 水産資源を生かした産業の振興と食文化の形成 方向⑤ 魅力ある観光・保養拠点の形成 方向⑥ 学術的・文化的な交流の促進 方向⑦ 未来に引き継ぐ自然環境の保全と活用

(4) 第4期鹿児島湾ブルー計画（第4期鹿児島湾水質環境管理計画）

鹿児島県では、鹿児島湾の水質保全及びそれと一体となった水辺環境の保全管理を図るため、総合的かつ長期的な計画として昭和54年5月に「第1期鹿児島湾ブルー計画」を、昭和61年3月に「第2期鹿児島湾ブルー計画」を、そして、平成7年3月に「第3期鹿児島湾ブルー計画」を策定し、長期にわたって各種の環境保全対策を講じて水質保全に努めてきました。「第3期鹿児島湾ブルー計画」の期間は平成16年度までとなっており、持続可能な社会の構築を展望し、閉鎖性海域である鹿児島湾の水質や水辺環境を将来にわたって良好に保全するため、引き続き総合的な対策を講じる必要があることから「第4期鹿児島湾ブルー計画」を策定しました。第4期計画はこれまで推進してきた第1期～第3期計画を発展的に継承するものであり、「循環」、「共生」、「参加」型社会の構築により、環境への負荷の少ない経済社会を目指すという長期的な目標をも念頭において、「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念に掲げ、湾域の自然的・社会的特性に配慮した適正な環境利用が図られ、鹿児島湾の水質が将来にわたって良好に保たれるよう、「水質保全目標」と「水辺環境の保全管理目標」を設定しています。この計画では引き続き COD、窒素及びりんの

水質保全目標を定め、富栄養化の未然防止を図るとともに、新たに海水浴場の水質目標を設定し、流域を含めたきめ細かな環境保全対策を講じて、湾の水質環境管理を更に推進しようとするものとなっています。

本計画の期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までとなっています。

■第 4 期鹿児島湾ブルー計画（第 4 期鹿児島湾水質環境管理計画）の概要

<p>基本理念</p>	<p>美しい錦江湾を明日の世代へ</p>
<p>水質保全目標</p>	<p>水質保全目標は、水質汚濁に係る環境基準値を目標とするが、特に水質汚濁の代表的な指標である COD、富栄養化に密接なかわりがある窒素及びりんについて次のとおり目標を定める。</p> <p>COD 2 mg/ℓ 以下 窒素 0.3 mg/ℓ 以下 りん 0.03 mg/ℓ 以下</p> <p>利用目的の適応性：水産 1 級、水浴、自然環境保全、 透明度 7 m 以上相当</p>
<p>水辺環境の 保全目標</p>	<p>海水浴、潮干狩り、磯遊びなど県民に親しまれている利用性の高い海岸や水質浄化機能の高い海浜などが、良好な状況で保全管理されていることを目標とする。なお、海水浴場については次の目標を定める。</p> <p>ふん便性大腸菌群数 100 個/100m ℓ 以下 油膜の有無 油膜が認められない COD 2 mg/ℓ 以下 透明度 全透（1 m 以上）</p>
<p>計画の推進</p>	<p>県や市町などの行政機関をはじめ、事業者や住民、NPO 等がこの計画の趣旨を理解し、一体的に取り組むことが重要である。そのためには、推進体制を整備し円滑な運営を行うとともに、事業者及び住民等に対する意識啓発などに積極的に取り組むこととする。また、計画推進のための調査研究を行うとともに、定期的に水質環境や社会環境を把握するなど計画推進の進行管理を行う。</p>

6. 関係法令

(1) 霧島市環境基本条例

条 例 第 1 2 5 号

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

霧島市環境基本条例

前文

私たちのまち霧島市は、鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、風光明媚な霧島連山や、そこから錦江湾奥に注ぐ清流天降川、その流域に広がる肥沃な田園、山麓から平野部まで点在する温泉群など、多彩で豊かな自然に恵まれ廃棄物の大量発生などにより、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となっており、地域の環境のみ、歴史と文化の薫り高い活力あるまちとして発展してきた。

しかしながら、近年の社会経済活動は、私たちに便利で快適な生活をもたらす一方で、限りある資源やエネルギーの大量消費、大量生産に伴うならず、地球温暖化問題に象徴されるように地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、全国に誇れる霧島市のすばらしい自然環境の恵沢を将来の世代に継承していく責務を担っていることを認識し、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進していかねばならない。

ここに、私たち霧島市民は、自然と共生しながら、それぞれの責任と役割の下に、英知を結集し、協力協働して、良好な環境の保全と形成を図り、これを将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び形成について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境の保全及び形成 環境の保護及び整備を図ることによって、これを人をはじめとする生物にとって良好な状態に維持し、又は形成することをいう。

(2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び形成は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び形成は、人と自然の共生を図ることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、市域全般で社会経済活動及び生活様式を問い直し、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な循環型地域社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び形成は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を認識し、すべての日常生活及び事業活動において、公平な責務分担の下に自主的かつ積極的な取組によって、相互に協力協働して推進されなければならない。

4 環境の保全及び形成は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていること及び市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることを踏まえ、地域での取組として行われるとともに、広域的に協力連携して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び形成に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全及び形成に関する施策を策定するときは、事業者及び市民の意見を反映させ、協力協働して環境の保全及び形成に関する施策の推進に取り組むよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を行うことにより積極的に環境への負荷を低減する責務を有する。

4 市は、環境の保全に関する教育及び情報の提供その他広報活動を通じて、市民の環境に対する意識の高揚に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う開発に当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本とするとともに、緑地の保全、景観への配慮その他の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量及び再利用その他の廃棄物の適正処理並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用を行うとともに、廃棄物の削減に資するような物の製造、販売その他の事業活動を行うことにより環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び形成に自ら努め、かつ、その保有する環境に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全及び形成に関する施策並びに市民が行う地域の環境保全及び形成に関する活動に積極的に協力するように努める責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び形成に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び形成に関する施策に協力する責務を有する。

(各主体の協働等)

第7条 市、事業者及び市民は、基本理念にのっとり、前3条に定めるそれぞれの責務を果たすため、必要に応じ、相互に協働しなければならない。

2 市は、環境の保全及び形成に関する施策を総合的に推進するため、市、事業者及び市民相互の調整に努めるものとする。

(環境施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び形成に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保されるとともに、地域の緑化の推進、地域の特性を生かした景観の形成及び歴史的文化的環境の保全が図られること。

(4) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用により物質の循環が図られること。

(5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全を図ること。

(6) 環境の保全に関する教育及び広報活動の推進により環境に対する意識の高揚が図られること。

2 市長は、環境の保全及び形成に関する重要な施策の策定に当たっては、あらかじめ、霧島市環境対策審議会(以下「環境対策審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び形成に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び形成に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境の保全及び形成に関する施策の基本的な方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び形成に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、環境対策審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

(快適な環境の確保)

第 11 条 市は、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するように、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 12 条 市は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、エネルギーの有効利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第 13 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、事業者及び市民による当該製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第 14 条 市は、環境を保全し、未然に公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第 15 条 市は、事業者及び市民が、環境の保全及び形成についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び形成に関する自発的な活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び形成に関する教育及び学習(以下「環境教育等」という。)の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、事業者及び市民に対する環境教育等の推進に当たっては、市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)との協働を図りながら、必要な施策を推進するように努めるものとする。

(自発的な民間団体等の活動の促進)

第 16 条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、エネルギーの有効利用に係る普及活動その他の環境の保全及び形成に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供等)

第 17 条 市は、環境の保全及び形成に資するため、情報の収集に努めるとともに、事業者及び市民による環境の保全及び形成に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び形成に関する調査研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(推進体制等の整備)

第 18 条 市は、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関及び部課相互の緊密な連携並びに調整を図る体制を整備するものとする。

2 市は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に必要な体制の整備に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との連携)

第 19 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策並びに広域的な取組を必要とする環境の保全及び形成に関する施策については、国、県及び他の地方公共団体と連携して、その推進に努めるものとする。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 環境基準等

1) 大気

a. 環境基準

① 人の健康の保護

物質	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)	二酸化窒素 (NO ₂)
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
評価方法	98%値評価	—			年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値で評価する。
	短期的評価	測定を行った日又は時間について、評価する。			—
	長期的評価	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(年間365日分の1日平均値がある場合、高い方から7日を除いた8日目の1日平均値)を除外して評価する。			—

備考:

1. 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

② 有害大気汚染物質

物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考:工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

③ ダイオキシン類

0.6pg-TEQ/m³以下(年間平均値)

2) 水 質

a. 環境基準

① 人の健康の保護及び地下水

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下
砒素	0.01mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
セレン	0.01mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下
ほう素	1mg/ℓ 以下

備考：

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、人の健康の保護に関する環境基準のうち、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

② 生活環境の保全

(ア) 河川

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、 水産1級、 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、 水産2級及 びC以下の 欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1 級及びD以 下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2 級、農業用 水及びEの 欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3 級、環境保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ゴミ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ以上	—

備考：

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業用水利用については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、 水産1級、 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2、3 級、水産2 級、水浴及 びB以下の 欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水産3級、 工業用水1 級、農業用 水及びC以 下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	15mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
C	工業用水2 級、環境保 全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	ゴミ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ以上	—

備考：

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣの欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下

備考：

1. 基準値は年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全りん項目の基準値は適用しない。

1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2. 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用
水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級 : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級 : 薬品注入等による高度浄水操作を行うもの
工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(ウ) 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上	—	—

備考：水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下

備考：

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用 3. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される 4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度 |
|---|

③ 水生生物の保全

区分	項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
			全 亜 鉛
河川・湖沼	生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
	生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下
	生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
	生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下
海域	生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下
	生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

④ ダイオキシン類

1 pg-TEQ/ℓ 以下（年間平均値）

⑤ 要監視項目

(ア)水生生物の保全

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 mg/ℓ以下
		生物特 A	0.006 mg/ℓ以下
		生物 B	3 mg/ℓ以下
		生物特 B	3 mg/ℓ以下
	海 域	生物 A	0.8 mg/ℓ以下
		生物特 A	0.8 mg/ℓ以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 mg/ℓ以下
		生物特 A	0.01 mg/ℓ以下
		生物 B	0.08 mg/ℓ以下
		生物特 B	0.01 mg/ℓ以下
	海 域	生物 A	2 mg/ℓ以下
		生物特 A	0.2 mg/ℓ以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 mg/ℓ以下
		生物特 A	1 mg/ℓ以下
		生物 B	1 mg/ℓ以下
		生物特 B	1 mg/ℓ以下
	海 域	生物 A	0.3 mg/ℓ以下
		生物特 A	0.03 mg/ℓ以下

備考：指針値は、年間平均値とする。

(イ)人の健康の保護

項 目 名	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/ℓ以下
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下
EPN	0.006 mg/ℓ以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/ℓ以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/ℓ以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/ℓ以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/ℓ以下
キシレン	0.4 mg/ℓ以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/ℓ以下
アンチモン	0.02 mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ以下
1,4-ジオキサソ	0.05 mg/ℓ以下
全マンガン	0.2 mg/ℓ以下
ウラン	0.002 mg/ℓ以下

備考：指針値は、年間平均値とする。

b. 排水基準

① 健康項目

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/ℓ
シアン化合物	1 mg/ℓ
有機燐化合物	1 mg/ℓ
鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ
六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ
砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003 mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ
チウラム	0.06 mg/ℓ
シマジン	0.03 mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ
ベンゼン	0.1 mg/ℓ
セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ
ほう素及びその化合物	海域外 10 mg/ℓ 海域 230 mg/ℓ
ふっ素及びその化合物	海域外 8 mg/ℓ 海域 15 mg/ℓ
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/ℓ

備考

1. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

② 生活環境項目

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域外 5.8~8.6 海 域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/ℓ (日間平均 120 mg/ℓ)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/ℓ (日間平均 120 mg/ℓ)
浮遊物質 (SS)	200 mg/ℓ (日間平均 150 mg/ℓ)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/ℓ
フェノール類含有量	5 mg/ℓ
銅含有量	3 mg/ℓ
亜鉛含有量	5 mg/ℓ
溶解性鉄含有量	10 mg/ℓ
溶解性マンガン含有量	10 mg/ℓ
クロム含有量	2 mg/ℓ
大腸菌群数	日間平均 3,000/cm ³
窒素含有量	120 mg/ℓ (日間平均 60 mg/ℓ)
磷含有量	16 mg/ℓ (日間平均 8 mg/ℓ)

備考

1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

③ 水浴場水質判定基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	化学的酸素要求量 (COD)	透明度
適	水質 AA 不検出(検出限界 2 個/100ml)	油膜が認められない。	2 mg/ℓ以下(湖沼は 3 mg/ℓ以下)	全透(または 1m 以上)
	水質 A 100 個/100ml以下	油膜が認められない。	2 mg/ℓ以下(湖沼は 3 mg/ℓ以下)	全透(または 1m 以上)
可	水質 B 400 個/100ml以下	常時は油膜が認められない。	5 mg/ℓ以下	1m 未満 ~50cm 以上
	水質 C 1,000 個/100ml以下	常時は油膜が認められない。	8 mg/ℓ以下	1m 未満 ~50cm 以上
不適	1,000 個/100mlを 超えるもの。	常時油膜が認められる。	8 mg/ℓ超	50cm 未満

備考：同一水浴場に関して得た測定値の平均による。なお、不検出とは、平均値が検出限界を下回ることをいう。

3) 騒音・振動

a. 環境基準

① 騒音

道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A 及び B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間 45 デシベル以下、夜間 40 デシベル以下）によることができる。

1. A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域)
3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
(第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域)
4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)

② 航空機騒音

地域の類型		基準値 (単位 WECPNL)
I	主として住居の用に供される地域 (旧溝辺町の区域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域)	70 以下
II	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域 (旧溝辺町の区域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域)	75 以下

b. 騒音規制法に基づく規制基準

① 特定工場等

時間区分	基準値			
	区域の区分			
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間 (午前8時から午後7時まで)	50 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下	70 デシベル以下
朝夕 (午前6時から午前8時まで) (午後7時から午後10時まで)	45 デシベル以下	50 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下
夜間 (午後10時から午前6時まで)	40 デシベル以下	45 デシベル以下	50 デシベル以下	55 デシベル以下

② 自動車騒音

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

③ 特定建設作業

騒音レベル	85 デシベル以下 (敷地の境界線)
作業禁止の時間帯	第1号区域：午後7時～午前7時 第2号区域：午後10時～午前6時
1日当たりの作業時間	第1号区域：10時間以内 第2号区域：14時間以内
作業許容日数	連続6日間以内
作業禁止日	日曜日 その他の休日

c. 振動規制法に基づく規制基準

① 特定工場等

時間区分	基準値	
	区域の区分	
	第1種区域	第2種区域
昼間 (午前8時から午後7時まで)	60 デシベル以下	65 デシベル以下
夜間 (午後7時から午前8時まで)	55 デシベル以下	60 デシベル以下

② 道路交通振動

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前8時)
第1種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第2種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

③ 特定建設作業

振動レベル	75 デシベル以下 (敷地の境界線)
作業禁止の時間帯	第1号区域：午後7時～午前7時 第2号区域：午後10時～午前6時
1日当たりの作業時間	第1号区域：10時間以内 第2号区域：14時間以内
作業許容日数	連続6日間以内
作業禁止日	日曜日 その他の休日